

第 12 回
浜坂町・温泉町
合併協議会会議録

平成 16 年 9 月 11 日

浜坂町・温泉町合併協議会

第 12 回浜坂町・温泉町合併協議会 会議録

日 時 平成 16 年 9 月 11 日 (土) 午前 9 時 30 分 ~ 午後 6 時 37 分

場 所 浜坂町多目的集会施設 2 階ホール

出席者

協議会委員 (計 18 名)

浜坂町	浜坂町	温泉町	温泉町
中村政行	中井 登	馬場雅人	朝野美喜代
丸山諄二	中田雄久	松元襄司	岡田衆二
田村 昭	西垣晋輔	田中 要	田中 董
木谷重幸		西脇 明	中井祥三
熊本恭乃		西村公子	中井 功

監査委員 (計 2 名)

浜坂町	温泉町
高岡昌男	北村英一

幹事会 (計 6 名)

浜坂町	温泉町
脇本松夫	北村繁行
岡村克巳	山崎正男
仲村秀幸	中村 茂

専門部会 (計 21 名)

浜坂町	温泉町	浜坂町	温泉町
有本 満 (議会議務局部会部会長)	川崎雅洋 (議会議務局部会副部会長)	小西清司 (住民部会部会員)	中村幸夫 (住民部会副部会長)
岡村克巳 (総務部会部会長)	山崎正男 (総務部会副部会長)	(健康福祉部会部会長)	谷口賢人 (健康福祉部会副部会長)
	中村光徳 (総務部会部会員)	田辺武則 (健康福祉部会部会員)	
島田信夫 (税務部会副部会長)	中井喜一 (税務部会部会長)	石原孝行 (産業経済部会副部会長)	岡田忠造 (産業経済部会部会長)
新古雅紀 (教育部会部会長)	尾崎美津人 (教育部会副部会長)		中村 茂 (産業経済部会部会員)
井上恒夫 (教育部会部会員)	馬場正男 (教育部会部会員)	松森 亘 (上下水道部会副部会長)	岡田 修 (上下水道部会部会長)
	井上慶子 (教育部会部会員)		

事務局（計6名）

阪本晴良	太田洋二
西村大介	宮脇美智子
西村 徹	川崎晴人

欠席者

協議会委員（2名）

浜坂町
小林俊之
田中満穂

第 1 2 回浜坂町・温泉町合併協議会

日 時：平成 1 6 年 9 月 1 1 日（土）

9：30～

場 所：浜坂町多目的集会施設 2 階ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

(1) 報告事項

報告第 2 3 号 平成 1 5 年度浜坂町・温泉町合併協議会歳入歳出決算について

報告第 2 4 号 住民懇談会の開催結果について

報告第 2 5 号 浜坂町長からの要請書について

(2) 協議事項

協議第 3 0 号（継続） 水道・下水道関係事務事業の取扱い（その 1）について

協議第 4 1 号（継続） 農林水産関係事務事業の取扱い（その 1）について

協議第 4 3 号 合併の期日の変更について

協議第 4 4 号 消防団の取扱いについて

協議第 4 5 号 社会教育関係事務事業の取扱いについて

協議第 4 6 号 財産の取扱い（その 2）について

協議第 4 7 号 新町建設計画（その 7）について

協議第 4 8 号 事務組織及び機構の取扱いについて

協議第 4 9 号 国民健康保険事業の取扱いについて

協議第 5 0 号 介護保険事業の取扱いについて

協議第 5 1 号 議会関係事務事業の取扱いについて

協議第 5 2 号 総務関係事務事業の取扱い（その 2）について

協議第 5 3 号 税務関係事務事業の取扱いについて

協議第 5 4 号 住民関係事務事業の取扱いについて

協議第 5 5 号 環境関係事務事業の取扱いについて

協議第 5 6 号 保健医療関係事務事業の取扱い（その 2）について

協議第 5 7 号 福祉関係事務事業の取扱い（その 3）について

- 協議第 5 8 号 農林水産関係事務事業の取扱い（その 2）について
- 協議第 5 9 号 商工観光関係事務事業の取扱い（その 2）について
- 協議第 6 0 号 水道・下水道関係事務事業の取扱い（その 2）について
- 協議第 6 1 号 学校教育関係事務事業の取扱い（その 2）について

5 その他

（ 1 ）第 1 3 回協議会の開催について

日時 平成 1 6 年 9 月 1 5 日（水） 1 3 : 3 0 ~

場所 温泉町 夢ホール

協議事項

- ・新町建設計画（その 8）について
- ・町名・字名の取扱いについて
- ・協議第 4 4 号 消防団の取扱いについて
- ・協議第 5 4 号 住民関係事務事業の取扱いについて
- ・協議第 5 5 号 環境関係事務事業の取扱いについて
- ・報告第 2 5 号 浜坂町長かの要請書について

6 閉 会

阪本事務局長 定刻となりました。ただいまから第12回浜坂町・温泉町合併協議会を始めさせていただきます。

松元議長、よろしくお願いいたします。

松元議長 おはようございます。本日は外は好天となっております。しばらくの間、合併協議が停滞したままとなっておりますが、合併の目標とする期日も迫ってまいりました。本日はこの協議事項につきまして皆さんに慎重審議していただきまして、予定を進めていただけることを議長としてお願いして開会の挨拶としたいと思います。御苦労さんでございます。

続きまして、中村会長より挨拶をお願いいたします。

中村会長 おはようございます。第12回の浜坂町・温泉町合併協議会の開会に当たり、一言、ご挨拶を申し上げます。

今日は久しぶりにこうして秋の好天に恵まれました。委員の皆さんには、土曜日でもあり、何かにつけて大変お忙しい中をお繰り合わせ御出席をいただきました。感謝とお礼を申し上げます。

先般の11回の協議会で今後の運営について協議をいただきました。特に辞任届を出しております2名の議員の出席について議論がされ、正常な本協議会を開会するためにも、また協議会がこうして設立されておりますだけに、2名の議員の辞任は新しい人の届けがあって辞任が認められると、辞任も認めないというようなこともあり、そういったことでぜひ出席をしていただいて、正常な合併協議会の運営をとという結論をいただきました。これにつきましては、両町の会長、副会長、議長、副議長でそういった協議や話をするようなというような結論をいただきまして、早速そういった協議をさせていただきました。31日には浜坂町の議会の全員協議会を開会をさせていただき、その旨をお伝えしました。しかし、2名の議員さん、また浜坂町の議会もこの新町の名称の決定以来、その問題がどうしても納得できないということでこの協議会にはどうしても出席ができないという結論もあり、本人等とも話をさせていただき、両町の町長、議長でも交えて話をさせていただきましたが、どうしてもこれが了解が出ずに、今日は欠席のままということになりましたが、ひとつ御了解をいただきたいというふうに思っております。

合併協議の、先程、議長からありましたように、期日も迫っておりますし、大詰めに来ておるといふふうに思っておりますので、今日はこういった欠席の中ではありますが、ぜひ議長に諮っていただき、この協議会を進めたいというふうに両町長、議長では協議をい

たしておりますので、その点も御理解や御了解を賜りたいというふうに思っております。

なお、最後に浜坂町長の方から合併協議会に新町名の名称の再考についての要望書を提出しておりますが、これは大変な、協議会の皆さんにとって申し訳ない状況であります。今後の合併協議を何とか成就させ、正常な協議を進めるためにそういった提案をいたしておりますが、これは協議の最後に議長の方をお願いして皆さんに諮っていただきたいというふうに思っておりますので、この件も御報告、お願いを申し上げたいというふうに思っております。今日はたくさんの協議を予定いたしております。慎重審議いただきまして、ぜひ、協議会の方、残された協議は進行いただきますように私の方からもお願いを申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお祈りを申し上げます。

松元議長 では、続きまして会議の成立について事務局から報告いたします。

阪本事務局長 では、報告を申し上げます。

合併協議会規約第10条第3項の規定により、委員の半数以上の出席で成立することとなりますが、本日は、田中満穂委員と小林俊之委員からの欠席の報告を受けております。出席は18名ですが、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、顧問の先生方につきましては、本日は公務のため欠席の報告をいただいております。以上でございます。

松元議長 続きまして、会議録署名委員の指名の件については、会議運営規程第4条第2項の規定に基づき、議長から指名させていただきます。

温泉町、朝野美喜代委員、浜坂町、熊本恭乃委員をお願いいたします。

では、報告に入ります。

報告事項の提案説明をお願いいたします。

中村会長。

中村会長 報告事項の提案説明を申し上げます。

報告第23号、平成15年度浜坂町・温泉町合併協議会歳入歳出決算について、報告第24号、住民懇談会の開催結果について、以上の2件の御報告を申し上げます。

後程、事務局長より朗読説明をさせますので、御審議の方、よろしくお祈りをいたします。

松元議長 では、報告第23号、平成15年度浜坂町・温泉町合併協議会歳入歳出決算についてを議題とし、会長にかわり事務局より説明いたします。

事務局長。

阪本事務局長 1ページをお願いいたします。報告第23号、平成15年度浜坂町・温泉町合併協議会歳入歳出決算について。平成15年度浜坂町・温泉町合併協議会歳入歳出決算について報告する。平成16年9月11日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

平成15年度浜坂町・温泉町合併協議会歳入歳出決算について。平成15年度浜坂町・温泉町合併協議会歳入歳出決算を浜坂町・温泉町合併協議会財務規程第8条第1項の規定に基づき調製したので、別紙監査委員の意見を付して協議会の承認を求める。

この15年度の決算につきましては、昨年10月20日に本協議会が成立され、本年3月31日までの約6カ月間の決算でございます。

3ページをお願いいたします。歳入総額は990万12円、歳出総額は841万7,739円、歳入歳出差し引き残額148万2,273円でございます。この全額を平成16年度会計へ繰り越しをいたしております。

詳細につきましては、担当の西村次長が説明いたします。

松元議長 続いて、お願いいたします。

西村次長 失礼いたします。それでは、4ページをお開きいただきたいと思います。決算の総括を記載させていただいております。

まず、歳入でございますけども、1款の分担金及び負担金ということで2町の負担金の合計を計上させていただいております。予算現額は990万、調定額は990万、収入済額は990万ということで、収入未済はゼロでございます。大きな2款の諸収入でございます。1の預金利子、1,000円の予算現額に対しまして調定額は12円、収入済額は12円ということで、収入未済額はゼロでございます。2番の2項の雑入は、予算現額1,000円に対しまして収入済額はゼロでございます。歳入合計、予算現額990万2,000円に対しまして調定額が990万12円、収入済額は990万12円ということで、収入未済額はゼロでございます。予算との比較は1,988円の減であります。

次に、歳出でございます。1番の1款の協議会費、協議会の運営費並びに事務事業経費でございます。1項の協議会費でございますが、予算現額980万2,000円に対しまして支出済額が841万7,739円ということで、翌年度繰越額はゼロ、不用額は138万4,261円でございます。次に、2款の予備費でございますけども、10万円の予算に対しまして支出はございません。不用額は10万円ということでございます。歳出合計としましては、予算現額990万2,000円に対しまして支出済額が841万7,739円、翌年度繰越額はゼロ、不用額は148万4,261円ということで、予算に対し

まして148万4,261円の残額が生じたということでございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出決算の事項別明細書ということで、詳細について説明をさせていただきます。

6ページの歳入でございます。1番、1款の分担金及び負担金でございますけれども、これは内訳でございますけれども、新設合併ということで、規約第13条に基づきまして協議会経費は均等に負担をするということございまして、浜坂、温泉町、同額の495万円の町の負担金がここで収入しております。合計が990万ということでございます。

2款の諸収入、これは1項の預金利息につきましては、1,000円の予算に対しまして12円の収入ということで、預金の利息でございます。2項の雑入につきましては、1,000円の予算に対しまして収入額はゼロでございます。

続きまして、7ページ、歳出を見てやっていただきたいと思います。1款の協議会費、1項の協議会費、1目の協議会費ということで、先程も触れましたけれども、協議会の運営費、それから事務事業経費を計上をさせていただいております。1節の報酬につきましては70万2,000円ということで、協議会委員の報酬、また監査委員の報酬をそこで支出しております。4節の共済費、6,330円、これが保険料でございます。9節の旅費でございます。支出済額は8万9,400円。内訳は委員さんの費用弁償でございます。それから、職員の普通旅費ということでございます。11節の需用費、支出済み額が111万7,898円。内訳としまして消耗品費が56万8,770円ということで、主なものはコピーの用紙、またトナーの代金でございます。続きまして、燃料費、主なものは公用車のガソリン代でございます。3万1,798円。食糧費、協議会用のお茶代でございます。2万9,488円。印刷製本費、協議会だよりの印刷が主でございます。42万8円ということでございます。修繕料、コピーの修繕、また公用車の点検時の修繕料が合わせて6万7,834円でございます。次に、12節の役務費でございます。支出済額は25万2,282円。郵券料ということで、協議会資料の郵送代、5万310円、電話代が10万6,603円、ホームページの運営手数料ということで6万8,439円、インターネット接続料が2万6,930円でございます。めくっていただきまして、8ページをご覧いただきたいと思います。13節の委託料でございます。支出済額の合計が372万8,298円ということで、協議会の会議録の作成委託料、これが36万1,998円、新町の例規の立案・策定業務委託料ということで、これが84万円でございます。続いて、新町の建設計画将来構想・基本方針策定支援業務委託料、133万3,500円ござい

ます。地域イントラネットの調査委託料が99万7,500円でございます。それから、ホームページの開設時の業務委託料でございます。これが19万5,300円でございます。次に、14節の使用料及び賃借料でございます。支出済額は103万4,090円、機械器具の借り上げ料、パソコンのリース代でございます。これが8万4,420円、コピーの使用料が42万525円、自動車のリース代が27万1,425円、事務所の使用料等が25万7,720円でございます。18節の備品購入費でございます、28万4,760円。内訳としましては、庁用器具費ということで机、いす等の購入費でございます。19節の負担金補助及び交付金ということで120万2,681円。臨時職員の人件費負担金ということで、職員の位置づけが浜坂町の臨時職員ということでございますので両町からの負担金の中で負担金として浜坂町に支払いをしております。1名分、約6カ月分で、賃金、それから社会保険、雇用保険も含んだところで94万8,871円でございます。続きまして、事務所等の経費負担金ということで、主に光熱水費、電気代、それから車の保険を浜坂町の方でまとめて加入しておりますのでその負担金というようなことで25万3,810円でございます。23節、償還金利子及び割引料につきましては、一時借入金が発生しておりませんので支出額はゼロでございます。

大きな2款の予備費、1項の予備費、1目の予備費につきましては、予算現額10万円に対しまして支出済額はゼロでございます。以上でございます。

松元議長 説明は終わりました。

続きまして、監査報告をお願いいたします。

高岡監査委員、お願いいたします。

高岡監査委員 監査委員の高岡でございます。

浜坂町・温泉町合併協議会、監査に関する要領第5条の規定により、平成15年度浜坂町・温泉町合併協議会歳入歳出決算の審査を去る7月28日に実施いたしましたので監査結果を御報告いたします。

審査に付されました決算書及び附属書類は、浜坂町・温泉町合併協議会財務規程等に基づいて調製されており、計数は関係諸帳簿と証拠書類等を突合し、照合いたしました結果、誤りはなく、適正に処理されていることを確認いたしましたのでここに御報告いたします。以上でございます。

松元議長 説明と監査報告は終わりました。

続いて、質疑に入ります。

報告第23号について御質問のあります方は挙手をお願いいたします。なお、発言につきましては、町名、氏名を名乗っていただきますようお願いいたします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

松元議長 質疑ないようでございますので、報告第23号は御承認いただいたものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、そのように御承認いただいたものと決定いたします。

では、報告第24号、住民懇談会の開催結果についてを議題とし、会長にかわり事務局に説明させます。

事務局長。

阪本事務局長 11ページをお願いいたします。報告第24号、住民懇談会の開催結果について。住民懇談会の開催結果について報告する。平成16年9月11日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

住民懇談会の開催結果について。住民懇談会の開催結果について、別紙のとおり報告する。

12ページをお願いいたします。住民懇談会の開催結果についてですが、住民懇談会は7月9日から23日まで、浜坂町は9会場、温泉町6会場で、町と合併協議会の共催で実施いたしました。浜坂町では186名、温泉町では158名の参加をいただきました。世帯数に対する割合は、浜坂町で5.5%、温泉町で7.3%となりました。

この中で出されました御質問や御意見は表の中に項目のみ掲げてありますが、多くは合併そのものに対する事柄でございました。まちづくりに関するものといましては、第1次産業を重点施策にとり、道路整備の推進、それから子供が住み続けられるまちづくり、また高齢者を生かしたまちづくり、人口の減らない施策などの御意見がございました。これらの御意見につきましては、まちづくり計画の中に既に網羅されておりましたので、今回、特に修正はいたしておりません。以上でございます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。

24号について質疑のある方、どうぞ。質問はありませんか。

中井登委員。

中井（登）委員 合併という歴史的な問題ですからかなりの人々が参加していただけるだろうとは思っておったんですが、この結果から見ますと両町の参加が余りにもひどいんですね、これ。これは何が理由で少ないのか。つまり説明が不足しておるのか、努力が不足しておるのか、あるいはPRが悪いのか、それとも全く無関心なのか。これらは現場におられた幹事会の皆さん方はどうとらえておられるか。今のところ合併協が住民意識ということを出す以上、この住民懇談会、唯一の住民意識をとらえる機関ですね、これが。ですが、人口にして約1万8,000近いものがあります中で300人というようなことで、果たして住民懇談会の使命が果たせておるのかどうかということについては、幹事会の皆さん方、特に幹事長にお伺いしたいんですが、これはどう受けとめておられますかな。感じたところで結構ですから教えてやってください。

松元議長 幹事、お願いいたします。

脇本幹事長 今、事務局長が説明をいたしましたように参加率が極めて低いということで、今、中井委員からの御指摘でありますけれども、幹事会での総括といたしましては住民の関心が低いということの中で協議会だより、また両町がそれぞれ広報等を介しまして事情を流しておる訳でありますけれども、それらに対する記事の扱い方といいますか、そういうようなことに工夫が必要だなということを感じておる次第であります。今後につきましては、協議会だより、またそれぞれの両町の広報等につきましても十分、住民の関心を持っていただけるような広報に努めたいと、このように考えております。

松元議長 よろしいですか。

中井登委員。

中井（登）委員 答えは多分その程度だろうと思っておりますけれども、中村会長さん、豊岡市はいろんなことを含めて100回行われたと私は漏れ聞いたんですがね。少なくともいいからもう少し細やかな行動を、今後は必要ではないでしょうか。たくさん集めて説明するっていうのはなかなか今ごろの風潮からして難しゅうございますから、もっと出かけて行って小さなサークルで話していくということがあれば豊岡市がやった100回という例は私は異常ではないなと思っておりますし、今後は住民に向かって考え方をやっぱし発信していくという努力をぜひお願いしたいと、これ要望として終えたいと思っております。

松元議長 会長、どうぞ。

中村会長 御指摘のように住民懇談会の開催の仕方、旧校区単位というようなことで浜坂町の場合は開催しておりますが、時間をかけてもやはり集落単位とか、いろんなことを

今後検討しなくてはならないというふうに認識をいたしております。よろしく願います。

松元議長 ほか、ありませんか。

中田委員。

中田委員 浜坂の中田です。全会場を見ると今もめております新町の名称をとということが掲げられておりますが、どういった会場でどういった意見があったのか、ひとつお聞かせお願いしたいと思います。

松元議長 事務局長。

阪本事務局長 名称の件につきましては、浜坂の議会ということが問題になる。これは温泉町の会場でございますけども、町名が決まりましたが浜坂の議会の決定が問題、電算のようにまた否決されるではないかというふうな御質問が多かったように思っております。それから、浜坂町の会場の分をちょっとわからないのですが、温泉町の会場ではそういうふうな質問があったということでございます。

松元議長 しばらくお待ちください。

幹事長、お願いいたします。

脇本幹事長 浜坂の会場の方からは、温泉町に決まった後でありましたので、温泉町に決まったことは残念であって、浜坂町の名前が消えることを非常に寂しく思っておるというような意見もありましたし、また一方では、協議会で決まったことで、協議会というより、町長、それから議長さん方で決まったことであるので、それらについては新しい町をつくっていこうとすれば決まったことをやっぱり尊重すべきだというような二様の意見があったというように記憶をいたしております。

松元議長 よろしいですか。

ほか、ございますか。

〔質疑なし〕

松元議長 それでは、ないようでございます。

ただいまの24号につきましては報告につきましては御承認いただいたものと決定いたしてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 御異議なしと認めます。

次に、協議事項に入ります。

協議事項の提案説明をお願いいたします。

中村会長。

中村会長 それでは、協議事項の提案を申し上げます。協議第30号(継続) 水道・下水道関係事務事業の取扱い(その1)について、協議第41号(継続) 農林水産関係事務事業の取扱い(その1)について、協議第43号、合併の期日の変更について、協議第44号、消防団の取扱いについて、協議第45号、社会教育関係事務事業の取扱いについて、協議第46号、財産の取扱い(その2)について、協議第47号、新町建設計画(その7)について、協議第48号、事務組織及び機構の取扱いについて、協議第49号、国民健康保険事業の取扱いについて、協議第50号、介護保険事業の取扱いについて、協議第51号、議会関係事務事業の取扱いについて、協議第52号、総務関係事務事業の取扱い(その2)について、協議第53号、税務関係事務事業の取扱いについて、協議第54号、住民関係事務事業の取扱いについて、協議第55号、環境関係事務事業の取扱いについて、協議第56号、保健医療関係事務事業の取扱い(その2)について、協議第57号、福祉関係事務事業の取扱い(その3)について、協議第53号、農林水産関係事務事業の取扱い(その2)について、協議第59号、商工観光関係事務事業の取扱い(その2)について、協議第60号、水道・下水道関係事務事業の取扱い(その2)について、協議第61号、学校教育関係事務事業の取扱い(その2)について、以上、21件の協議事項の御提案を申し上げます。

後程、事務局長に朗読と説明させますので、御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

松元議長 訂正を行います。

中村会長 ただいまの58号を53号というふうに、農林水産関係事務事業の取扱い、間違えて読みましたので御訂正をお願いをいたします。

松元議長 それでは、各議案ごとに説明、質疑と審議とまいりたいと思います。

協議第30号(継続) 水道・下水道関係事務事業の取扱い(その1)についてを議題といたします。

この件につきましては、3月17日開催の第6回協議会で継続協議となっています。会長にかわり事務局に説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 13ページをお願いいたします。協議第30号(継続) 水道・下水道関

係事務事業の取扱い(その1)について。水道・下水道関係事務事業の取扱い(その1)について、継続して協議する。平成16年9月11日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目23-12、各種事務事業の取扱い、水道・下水道関係事務事業の取扱い(その1)について。水道事業。(1)水道料金は合併後5年を目途に調整する。(2)上水道施設及び簡易水道施設は現行のまま引き継ぐ。(3)加入金及び設計審査、竣工検査手数料は、温泉町の例により合併時に統一する。(4)開閉栓手数料は、温泉町の例により合併時に統一する。(5)水道工事指定店登録にかかる手数料は現行のまま引き継ぐ。

本件につきましては、3月17日の第6回の協議会で継続審議となっていたものでございます。御意見といたしましては、事故があった場合には管理者は町でなくても衛生法、水道法に照らすと町の責任は免れないではないか。浜坂町の簡易水道を町営とするための管理者の意気込みを示してほしい。また、これまでの設置経過の関係から1、2年のうちに結果を出すことは大変難しいなどという御意見でありました。その後、浜坂町といたしましては関係集落との調整を図ってまいりました。このような経過を踏まえ、一部を修正いたしております。

14ページをお願いいたします。修正した部分を朗読説明いたします。下線を引いた部分でございますけども、浜坂町の簡易水道事業は簡易水道ごとに料金が異なっており、現在、区が管理運営しているのが実態です。過去の経緯、経過を踏まえ、町移管についての協議を行っておりますが、開設当時の経過があり、かなり時間を要します。区民の理解を得て解決することが望ましく、調整にかなりの時間を要するため、合併後、新町で継続協議の必要があると思われましてというように修正をいたしました。

また、2の調整方針ですが、(2)といたしまして上水道施設及び簡易水道施設は現行のまま引き継ぐという項目を1項目追加しております。以上でございます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。協議第30号について御質問のある方、挙手にてお願いいたします。

田中董委員。

田中(董)委員 温泉の田中でありまして。先程、この水道事業の料金体系についてということで浜坂町の今までの経緯があるということでありまして、それらをもう少し具体的に、こういう経過がありましたというようなことをお知らせ願えませんか。それから、もう1点は、ここにあります6つの集落の、久斗山簡易水道から始まりまして、この戸

数、人口、そして建設当時の年月日等もわかりましたらお知らせ願えませんか。

松元議長 専門部会、できますか、答弁。

松森上下水道課長、お願いします。

松森上下水道部会副部会長 浜坂町の松森でございます。まず、建設年度、久斗山につきましては昭和42年でございます。ちょっと人口はわかりませんが、給水人口、契約のものでございますが340人ということです。それから、居組が昭和48年ということになっています。契約、給水人口は1,050人ということです。諸寄が昭和49年と2,000人でございます。それから、釜屋が平成12年でございます、151人ということです。それから、飲料水供給施設の関係が昭和49年でございます、90人ということです。それから、大味中小屋につきましては平成4年ということで、50人ということになっております。

それと、過去の経過でございますが、浜坂町に簡易水道、それから飲料水供給施設、6施設ございます。特に大きな、管理者との話の中で、特に居組、諸寄につきまして、当時、ほかの集落の関係にしましても各集落が4施設ありまして、集落で事業認可として経営をしておったと、管理運営をしておったというような状況もあります。当時、47年、48年、この時期に、町の方としましては地元の方に管理運営をした方が今後、水道料金等が安くなるとかというようなこともあったようでございまして、特に周辺の集落との状況、そういうことの中でお願いして今日まで、過去にも何回か町の方にいろいろ、水道法とか条例とかはあります中でもお願いしてきた経過はある訳ですけども解決に至ってないということで、現在までそのような状況は続いているという状況でございます。地元の方で管理運営をさせていただいておるといふ現状でございます。よろしく申し上げます。

松元議長 田中董委員。

田中(董)委員 ただいま説明を聞きまして、非常に多くの人口を持っておられると。これは3,500以上ですか。これね、今まで確かに大きな問題が起きなかったでいいということではなくして、やはりこれは、水道は町できちっと、やはり水道法によってやられるべきであって、もしこれらの事故が起きたときには誰の責任になるんですか。まずそれを1点聞かせてください。そして、こういう48年、49年というような施設なんですけど、これから後にやはり早期に簡易水道というものを建設しなければならないというふうに思うんですけど、これらについてはどうですか。

松元議長 じゃあ、浜坂町長。

中村会長 簡易水道のもし万一のそういう事故やそういうことがある場合は、これは条例上からいっても町長の責任でありますから早急に町が全てを管理するべしというふうに、当然そう思っておりますし、現在も地元で管理いただくと言いながら水質検査やら、そういった問題は町の方で責任持って対処しておりますが、正常な形での運営ということで地元と調整協議を継続中ということであります。町の方としては料金も統一して、一本でこの新年度、合併までに町営としての管理を、運営をしたいということで地元と調整協議をしておるとい状況であります。それがまだオーケーがどうしてもできないというのが実態でありまして、こういう合併後しばらくというようなことで提案をさせていただいておるのが実態であります。当然、町の方はそういった法令上からも管理運営していかななくてはならないというふうに考えておるところであります。料金もばらばらになっておりますからこれも統一したいということも協議をいたしております。上水道の方は料金がぐんと上でありまして、これはしばらく調整、上水と簡水と違いますからかかるというふうに思っております。

松元議長 幹事長より補足説明します。

脇本幹事長 この問題につきましては、先程も前回の継続協議のときの経過からして町長の意気込みはどうかというような御質問もあった経過がございます。そうした中でこの新年度から一生懸命、担当課を中心として、また関係集落の区長さん方といろいろと協議を持たせていただいておりますけれども、先程、担当課長が申し上げましたように、以前の経過、それから何分にも長い経過の中でそれぞれ地元の利害っていいですか、そういう部分がございますして、それらの部分を今一つ一つ解決をしていくということにいたしておりますして、その解決がまだ十分に整ってない、要するに地域住民の理解を得るに至ってないということで、今、町長申し上げましたように、引き続き地元集落との利害関係、利害調整をいたしまして、何とか年内にそういう条件、状況をつくってきて、合併時にという思いで今進めておりますけれども、それが整っておりませんので、新町にそのまま引き継いだ上で調整をするということにさせていただいておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

田中董委員。

田中（董）委員 それでは、再度確認なんですけども、今、各集落と調整中であると。しかし、非常に調整が難しいと。だから新町に引き継ぐんだと言っておられますし、反面、年度内にそういう調整をやってみようと思うと言っておられるんですが、これ、やはり浜

坂町で年度内にそういうことを決着するんだということは、町長、あなたは考えておられるの。そして、この料金なんか非常に不公平じゃないんですか。そして、もし、先程、言いましたように万一のことがあったときは町の責任でしょ。だから、これらは、非常にこれ、私は、建設なんかすごい大きな金額がかかると思うんですよ。だからそれらもあわせて、やはりこういうふうに思っておりますというようなことを言われんなら、これいけんことないんですか。余りにも新町に引き継ぐからというようなことでは、この問題は大きな問題ですよ。

松元議長 中村町長。

中村会長 予算上からも3月中に決着をして、4月からというのが一つのこういう、きちっと経理上からもそういう方針で協議をしておりますが、現在のところ関係集落、地元の皆さんが最終的な了解に至っていないというのが実態でありますからこういう内容にさせていただきますが、鋭意努力をしていき、当然、料金の問題もありますし、管理運営、管理上の責任、将来の耐用年数というものがいろいろ出てまいりますから、そこらも考えても町が管理運営というようなことも念頭に置いて協議をしている最中であり、現在、結論が出ておりませんからこういう提案になっておりますが、御理解をいただきたいと思っております。

松元議長 続いてお願いします。

中村会長 施設整備の関係ですが、料金の統一やいろんなことはありますが、現在、問題になりますのは久斗山地区にメーター等がないというようなことがあったりやして、ほかは大きな費用をかけてというのは現在のところはありません。そのまま町がきちっと引き継いで、料金を統一してそういった公平な維持管理をしていきたいというふうに考えております。

松元議長 田中委員、よろしいでしょうか。理解できましたか。

ほかに質問ありませんか。

ただいま、それぞれ質疑、答弁ありました。その経過報告がなされまして説明となりましたが、この結果を踏まえて御承認いただいたということでよろしゅうございますか。

それでは、質疑もないようですし、御承認いただいたものといいたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 御異議なしと決定いたします。

では、協議第41号(継続)、農林水産関係事務事業の取扱い(その1)についてを議題とします。

この件につきましては、6月16日開催の第9回協議会で継続協議となっています。会長にかわり事務局に説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 18ページをお願いいたします。協議第41号(継続)、農林水産関係事務事業の取扱い(その1)について。農林水産関係事務事業の取扱い(その1)について、継続して協議する。平成16年9月11日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目23-9、各種事務事業の取扱い、農林水産関係事務事業の取扱い(その1)について。本件につきましては、先程、議長が申しあげましたように、6月16日の第9回の協議会におきまして継続審議となっております。したがって、調整方針には変更はありませんので説明は省略させていただきたいというふうに思います。

21ページをお願いいたします。中段の下線を引いた部分を修正いたしました。畜産振興事業の(6)肉用牛貸付事業でございますが、従前は、町が貸し付け業務を行うことは流動的な要素が多いためなどありましたものを修正をいたしております。修正後につきましては、浜坂町で実施している町有雌牛貸付事業は、肉用牛の育種改良のため、町が農家に貸し付けを行っていますが、平成15年度からたじま農協において県産繁殖素牛増頭推進事業の一環で預託事業が新設され、町行政の当初の目的は達成できた状況であります。今後、この事業は農協の委託事業へと移行し、町の貸し付け事業の新規貸し付けは中止し、飼養期間の満了をもって廃止の方向で調整することが適当と思われまふというふうに修正をいたしました。御審議の方をよろしく申し上げます。

松元議長 ただいま事務局から説明がありました。

この件について、質疑を受け付けます。ありませんか。

岡田衆二委員。

岡田委員 温泉町の岡田でございます。今、御説明いただいた中でお聞きしたい点につきましては、(5)番で土地改良事業の関係の項目で、この分担金制度は廃止すると、このような表現をされております。現行で見てもみますときには、浜坂30%、また温泉が45%と、このようなことで、土地改良事業の維持管理なりの管理修繕というふうなことに、そのようなことで決められておる訳ですが、これをどのような形で、では事業助成の方に変えてこられるというふうなことに表現の中では読んでみますと書いてありますが、

どこを基本に置きながらそのような形を変えていこうとされるのか。一方でこう見てもみると、やはり、地元で当然、管理するのは当たり前だから廃止せよと言いながら、一方でそのような温泉町の例を見直し統一すると、こういうふうな事柄ですが、どの辺に視点を置かれて、考え方をそのようにされておられるのか。また、このような事業について、両町が過去1、2年なり3年ぐらいなり、どの程度の必要性があったのか、そういう点もあわせてお聞きしたいと、このように思うところであります。

また、産地づくりの対策交付金、この関係において統一されるというふうなことですけれども、この点においてもどのような考え方の中で統一されるのか、作目等においてもいろいろ、浜坂と温泉の取り扱っておられる内容等が若干違うようであります。その辺についてどういう考え方をもって統一をされようとするのか、その辺についてもお聞きしてみたいと思います。

松元議長 専門部会で答弁できますか。

専門部会長。

岡田産業経済部会長 済みません、産業経済部会の方から、岡田でございます。ただいま御質問のありました件につきましては、前回のときにも若干その御質問が出ました。考え方といたしましては、そのときにも申し上げましたけれども、補助対応をしていきたいというふうなことで申し上げたというふうに思います。確かに現在の土地改良事業、それから農振事業等の中身につきましては若干の補助等の相違はございます。しかしながら、現在、町単等で行っております土地改良事業等につきましては、温泉町等におきましては特に中山間地の直接支払い制度の交付金等が活用されていくというふうな実態がございますし、それから全体として見ましたときに、農地基盤を守っていく中での制度はできるだけその方向を統一した方がいいじゃないかというふうなことで、農業近代化施設整備であったり簡易農道等と同じような取り扱いをしていきたいということで調整をさせていただいております。

それから、産地づくり交付金につきましては、2町それぞれが、今、全く違った形態で動いております。特に浜坂町は従来の考え方が踏襲されていると。温泉町につきましては、耕畜連携といいますか、そういうものを中心として、新しくこの交付金制度が立ち上げられております。そういうふうな状況の中で2町合併というふうなことになりますと、当然、調整を図っていかなければなりません。基本的には耕畜連携を中心とした、いわゆる自然循環型のものに移行をさせていきたいというふうなことで今後調整を進めていきたいと

いうふうに思っております。

松元議長 よろしいですか。

ほか、ございますか。

田中要委員。

田中（要）委員 先程の事業助成の件で、浜坂町と温泉町、それぞれ場所によっては全く中山間に該当しないところと中山間に該当するところとある訳でありまして、とりわけ温泉町の場合は31集落のうち27集落が中山間の指定の地域になっております。しかし、27集落以外にも維持管理ができないということの中で中山間の指定を辞退したところもある訳であります。しかし、そういう中で現実の農業政策を考えると見直しされる温泉町の助成事業をどのようにするかということが明確にならない限り、温泉町の中で説明がやりにくいというふうに思ってます。したがって、その辺の農業振興に係る問題について、今一度わかる範囲の中で具体的なものをお教え願いたいと思います。

松元議長 専門部会、お願いします。

岡田産業経済部会長 先程も申し上げましたけれども、基盤整備、いわゆる農地管理等につきましては基本的には補助事業対応をしていきたいと。すべて土地改良事業であろうと50%以内の補助を行っていくということで調整を行っております。

松元議長 わかりましたか。よろしいですか。

田中（要）委員 もう一度。

松元議長 田中要委員。

田中（要）委員 じゃあ、一言で言えば、現在の温泉町の分担金、各戸からいただいている分担金はすべて50%以上のもんはないんですが、ただし、物によっては50%というのがある。50%以内というのは、50%は入るのか入らないのか。しかし、これによりますと、非常に現物支給という、非常に山間僻地の場合はこれらの問題が大きく、取り方によっては合併によっていろいろと補助金が少なくなったなという印象が否めない訳であって、現状を守るべきものは守っていくという言葉がわかりやすい言葉にしてほしいなというふうに思いますが、いかがですか。言葉で結構です。

松元議長 温泉町長。

馬場副会長 先程、課長の方も申し上げましたが、中山間地域の直接支払い制度というのが農林水産省の方針としてあと5カ年延長されるということが具体的に打ち出されました。温泉町を例にとりますと、1年に約1億円の中山間地域の直接支払い制度に伴います

交付金が下されてると。これはもちろん国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1という負担分担はある訳であります、今、委員御指摘のように、温泉町におきましては湯、細田、伊角、石橋、その4集落を除いてこの直接支払い制度の交付金をうまく活用されているというふうな実情がございます。したがって、具体的な場所がこのエリア外になる、あるいはこの急峻な山間、棚田、このエリアというのは本当に残された部分だろうと思っております。どうしても農業の維持、基盤整備ということに取り組みたいという強い意識をお持ちの方につきましてはやはり一定の手だてをしなければならない、それが町単の補助事業になるであろうというふうに思っております。浜坂町の実情というものを私の方も十分に理解していないところでございますが、課長申し上げましたように、今後においては、もちろんだうしても必要な部分について手がけるんですが、その前提はこの補助事業というものを最優先をさせていく。ということはある程度の集団化が図られませんか補助対象になりませんので、そのことをまず念頭に置いて、どうしても対応できない部分については町単で支援をしていくと、そういう考え方で進めたらというふうに思っております。

松元議長 田中董委員。

田中（董）委員 前回も同じような質問をしたんでありますけど、この畜産の振興事業で確かに優良牛の確保、それから施設整備事業、これらも非常に大切なことなんです。これらを温泉町の例を見直した上でということですので、これは私はある程度補助率が下がるんだなというふうに理解しとるんですけど、私はこの補助も大切ではあるけども、今、じゃあ、平成の6年ごろに920頭の牛が現在は温泉町もう700割っとるんですよ。だからどんな、こんな補助施策をやっても牛は確実に減ってきとると。浜坂町さんも確かに、私、200割っとるんじゃないかなと思うんです。だから、今、一番大切なことは、後継者の育成が一番大切なんですよ。だから、そういうことに重点を置いた畜産政策というのをやらなかったら、このような補助施策を何ぼやっておっても牛は確実に減っていくということがありますので、これらに対する、振興策の中にそういう後継者の対策というようなものを考えておられるのかどうかということをお聞かせください。

松元議長 温泉町長。

馬場副会長 温泉町は浜坂町に比べますと牛の頭数が多いもんですから私の方でお答えさせていただきたいと思いますが、実は今、現実に多頭飼育をされてる方はこの後継者、具体的には子供さんを後継者として今の対応をされてるというふうに思ってます。和牛共進会等に出向きまして子供さんが、これ2人、3人と多頭飼育の農家のお手伝いをされ

ているっていう光景もよく目にいたしますから、私は経営的に成り立つという一定の確信、将来展望が持てればこの後継者の育成ということは決して不可能ではないというふうに思っております。より具体的に、そのために、今、御指摘のように、補助金づけにして、何でもかんでも手厚く補助を重ねていくという観点ではなくて、後継者育成のために、例えば一定期間の、後継者が農業高校等を卒業されて一定期間の新規就農の支援、これは県においても新たな方についてはある訳であります、農業後継者という部分については非常に手厚くないという側面もございますから、こういうところに的を絞って新たな展開を協議、検討を進めるべきであろうというふうに思います。

松元議長 田村昭委員。

田村委員 浜坂町の田村です。土地改良事業のところちょっと意味が解せん部分があるんですけども、この行を読んでみて、実例を挙げて一遍説明をしていただけませんか。

松元議長 専門部会、お願いします。

岡田産業経済部会長 失礼いたします。従来、土地改良事業等につきましては浜坂町、補助残の30%というふうな分担金を徴収と、それから温泉町については事業費の45%というふうなことでございました。そのものを、23ページの方を見ていただけたらと思いますけれども、事業助成のところ温泉町の欄に施設整備助成というふうなところがございます。簡易農道新設改良、補助金、資材費の50%以内、それから舗装工事等も50%以内というふうなことで圃場整備事業等についても50%以内というふうなことで記載しておる訳ですけども、土地改良事業につきましても、いわゆる水路工事であったり、そういうものについても同じような扱いでしていきたいということでございますので、この事業助成の欄を御参考にいただければと思いますけれど。

松元議長 田村委員、どうぞ。

田村委員 5番の中身を読んでみたときにちょっと理解がしにくい訳です。ほんで、農業施設の維持管理は地元で行うことが望ましいが現行の町単独分担金を廃止すると、このところがちょっと解せん訳です。それで、僕はこういうふうに解釈しとるんですけども、農業用施設の維持管理は地元で行うことが望ましいため、そこをずっと飛んで、施設の修繕工事が発生した場合は上記事業助成について対応することが適当と思われるかと、こちらんところがどうも、確かに浜坂町は補助残の30%とか補助金7割と見て、それで3割をということになってますから、このこと、簡易なものについては自分たちに責任を持たすと、そのかわり事業としては町が取り上げないんだと、だから分担金は要りませんよと、

こういうように私は解釈するんですけども、そこらのとこ、もう一遍お願いします。

松元議長 専門部会、答弁できますか。

岡田産業経済部会長 わかりにくいのかもわかりませんが、ここに掲げております土地改良事業等につきましてはあくまでも町単独の事業でございますので補助事業とは異なります。そこら辺を御理解いただけたらというふうに思いますけれども。

松元議長 幹事長より補足いたします。

脇本幹事長 今、田村委員がおっしゃっておるとおりでして、基本的には先程、専門部会長が言いましたように、ここでいう土地改良事業っていうのは通常の県なり国庫補助等をもってやる事業ではなしに町単独事業の土地改良事業ということで記述をいたしておりますので、あえて現行の町単独分担金を廃止するというのを割愛して、先程、言われたように、地元で行うことが望ましいため施設の修繕工事が発生した場合はということにしたらどうかという御意見だろうと思いますけれども、言っておられることは内容的には同じ内容でありますので、今、専門部会長言いましたように、一応部会ではそういう、基本的に極力、地元っていうか個人っていうか、そういう方々が自力でやっていただくことを助成していきたいと、基本的には事務調整方針でも分権化の推進というような視点で、物の考え方をそういう形でシフトしようとして考えておりました、あえて文言を、町単独分担金を廃止するというような記述をいたしておりますけれども、専門部会長が言うことと田村委員おっしゃっておると同じ内容だと思っておりますので、ひとつ御理解をいただけたらと思いますけれども。

松元議長 了解でしょうか。

ほか、ございますか。

西村公子委員。

西村委員 温泉町の西村でございます。有害鳥獣対策事業についてちょっとお尋ねをいたしたいと思っております。

ここにはシカとかイノシシっていうふうなことが出ておりますが、最近、浜坂町でも温泉町でもクマの出没が大変増えてるというふうなことが報道されておりますし、実際、町民もそのようなことに関わってきてるということが増えておると思っております。その辺につきましても対策、また対応等々はどのように考えていらっしゃるのでしょうか、お聞きいたしたいと思っております。

松元議長 専門部会。どうぞ。

岡田産業経済部会長 クマの対策というふうなことでございますけれども、クマにつきましては所管が県になりますので、県の指導のもとで今現在は対策をとっております。しかしながら、現実的に直接住民にすぐに関わってくることでございますので、町としては現在のところでは啓発であったり、あるいは電気柵、非常にたくさん出没するところにおいては電気柵、あるいは連担のロケット花火といいますが、そういうふうなものの防止等を行っております。ただ、最近特にそうですけれども、柿なり果樹等が特に熟してまいりますので、それらに非常につきやすいという習性がございます。できるだけそういうものについては早いうちに摘果していただくなり、そういうものを住民の方には指導していくというふうなことで考えております。

松元議長 西村委員。

西村委員 当局の方としての答弁は承りましたけれども、危害が先行して、後で後手に回るというふうな対策、対応はやっぱり十分にお考えいただきたいというふうに思います。だから、その対策につきましてはやはり早急な考え方、取り組み方をぜひともお願いしていきたいと思っております。

松元議長 会長。

中村会長 特に危害があってから大変なことになりますから、御指摘のように、県の指導のもとに言いながら、十分、町としての対応、住民の皆さんにも周知しながら、そういうことが起きないようにすることは必至だと思っておりますから、そういうことは協議して、今後きちとした何かをつくっておかなくてはならないと思っております。

松元議長 ほか、質問ございませんか。

〔質疑なし〕

松元議長 ないようでございます。

協議第4 1号は御確認いただいたものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 御異議なしと認めます。よって、さように決めます。

続きまして、協議第4 3号、合併の期日の変更についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 26ページをお願いいたします。協議第4 3号、合併の期日の変更について。合併の期日の変更について提出する。平成16年9月11日提出。浜坂町・温泉町

合併協議会会長。

協定項目2、合併の期日の変更について。平成15年11月4日に開催した第1回合併協議会において確認された合併の期日について、下記のとおり定める。記、「平成17年3月31日までに合併する。平成17年3月1日を目標期日とする」を「合併の期日は平成17年4月1日とする」に改める。

27ページをお願いいたします。合併期日の変更についての変更内容は先程と同様でございますけども、2点目に変更理由を掲げておりますが、理由といたしましては、いわゆる合併特例法の改正によるためでございます。従前の特例法では平成17年3月31日までに合併が行われることを要件としていたためにこの本協議会も平成17年3月1日を合併目標期日としていました。今回の法改正によりまして平成17年3月31日までに市町村の議会の議決を経て県に合併申請を行い、平成18年3月31日までに合併を行えば現行の合併特例法の適用を受けることができることになりました。

変更による主なメリットといたしましては、1点目に、平成17年3月、ひと月分の予算編成や決算時の手間が省けるということで、事務経費の軽減につながるということです。そのほかに電算システムの構築や事務事業の準備に余裕が持てること、退職者の調整による人員配置の重複が避けられることなどが考えられます。なお、デメリットといたしましては、出納の整理期間がないことなどが考えられます。

2点目に、地方交付税の優遇措置が実質1年間延長され、約5億円程度の増加が見込まれます。下に図で示してありますが、上が3月1日に合併する場合、真ん中に年度、下に4月1日に合併した場合を記載しております。合併した場合、地方交付税が通常は一本算定となり、点線の部分までしかありませんが、合併特例法の優遇措置として、算定替えの増加分が合併する年度及び続く10年間保障されます。そして、11年目が9割、12年目は7割とだんだん少なくなります。5年間の激変緩和措置があります。16年目からは優遇措置がなくなり、一本算定の額となります。

上の表と下の表を比べていただきたいと思いますけども、平成27年度は上の表では0.9、下の表は1.0、28年度は上が0.7、下が0.9というふうに差がありますが、この差のトータルが2町では5年間で5億円程度になるということでもあります。

参考法令として合併特例法を掲げております。御清覧いただきたいと思います。以上でございます。

松元議長 ただいま説明行われました。

質疑を受け付けます。

中田委員。

中田委員 浜坂の中田です。今、4月1日変更という説明いただきました。今、この現状を考えるのに4月1日に合併できるんでしょうかという、私は疑問に思ってます。本当に昨日の新聞等々を見ましたところ、浜坂の議会というのは大変すごい、強固に抵抗してるっていう感じが見受けられます。まして、先程、会長の方から言われました最後の協議っていうんですか、報告ですか、それの方を先にさせていただいて、ここは今、2町合併なんで、ぜひともやっぱり浜坂の議会、この場に出ていただきたいという私は気持ちにさえられません。でないと、このままずるずる調印まで向かって行って、最終的に議会で否決食らえば税金の無駄遣いになるんです。そこら辺を一度考えてほしいと思います。

松元議長 ちょっと調整もあると思います。ここで11時まで休憩いたします。

〔休 憩〕

松元議長 それでは、会議を再開いたします。

ただいまの質問に対する答弁をお願いいたします。

会長。

中村会長 ただいま期日の4月1日の変更について、そのことよりも本当にそれが変更してどうかという議論をまずしたりやせんないけんかないかという御意見がありました。冒頭にも申し上げましたように、この協議をきちっと済ませておきたい、そうしなくてはもう合併の期日の問題より進まないというふうに理解をいたしておりますから、全然、問題なしということではない訳ですが。今の意見はまた後ほどそういったものに対しての意見としてお願いしたい。やはり今、残された協議はどうしても先行して済ませておかななくてはならない、それには期日を3月1日としておりましたのも4月1日ということで今、事務局が申しあげました理由も含めて変更をお願いするものであります。御理解をお願いします。

松元議長 中田委員。

中田委員 おっしゃることはよくわかります。私も合併はしなくてはいけないだろうという気持ちにはあるんですけども、今の現状を見るに思いますが、このままで本当に、じゃあ、最後まで協議を重ねて行って、最後の最後にじゃあ、浜坂町の議会が調印をしてくれるだろうかという。私たちのしたことは一体何になるんだろうかと、そこに返ってくるんです。それで、別に合併の期日が4月1日だろうが来年の10月だろうが私は構わない

と思っとなるんですけども、やはりここは時間をかけて、2町の互譲の精神による合併だという姿が出てこにゃいかんと思うんですけども、いかがでしょう。

松元議長 副会長。

馬場副会長 今、中田委員のおっしゃることはよくわかる訳でございますが、合併を成就していくために、これは例えの例なんですけども、必要十分条件というのがあると思うんですね。この合併協議をして協議項目、調整をしていく、そのことが必要条件で、なおかつ議会の議決というのが十分条件。必要十分条件を満たして初めてめでたく合併という運びになる。その前提での必要条件というものを整えないということはその十分条件に至るまでの協議を打ち切ってしまうということにもなりかねませんので、ここはやはり必要条件をまず整えて、その後の議論、協議をさせていただいたらというふうに会長ともお話をさせていただいておるところでございます。

松元議長 中田委員。

中田委員 先程、会長の方から最後の方に報告したいというふうな話、再度ありました。浜坂議会の方も言っとられましたように、新町の名称の再考についてという案が出るとはまずなんですけども、やはりそこら辺は解決して、この場に浜坂の議会の方々が快く出てきていただいて協議を進めていくというのは一番いい姿じゃないでしょうか、私はそう思いますけども。

松元議長 会長。

中村会長 中田委員、そういうふうにおっしゃることもわからん訳ではないですが、馬場副会長が言いましたように、やはりそれにはこういった残された協議をさせていただき、その問題は最終的にこの内部でも協議したりやする機会を設けていただきたいという願いをしておる訳でありますから、それを前にやるとそこでずっとまた同じ状態が続く可能性もありますし、今日、申しましたように、先程、申し上げましたように、残された協議をさせていただいて、その問題を取り上げるんじゃないかと、また、協議を私ところからもお願いしてという考えしておりますので御理解いただきたいと思います。

松元議長 この件につきましては、今、同じ答弁の繰り返しでございます。議事の進行上から考えましても後ほどの提案ということが当局の方から、会長の方から出ております、協議会の執行部、幹事あるいは会長から出ております。この件につきましては、議長として、期日は今ここで御承認いただくという形、そして町名等、その案件につきましては後程、町長の方が提案するというを受けて後ほどに回していただくという切り分けをし

たいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

御承認いただきましたので、じゃあ、名称に関連したことにつきましては後程、御討議いただき、この期日につきましての件で皆さんの質疑ありましたらさらに続けていただきたいと思います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、ただいまの協議第43号につきまして異議なしということで御了解いただいたものと確認いたしますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 続きまして、協議第44号、消防団の取扱いについてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 28ページをお願いいたします。協議第44号、消防団の取扱いについて。消防団の取扱いについて提出する。平成16年9月11日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目22、消防団の取扱いについて。

組織。消防団は合併時に統合し、旧町の区域を方面隊とする。

助成。消防施設の建設、修繕、運営は温泉町の例により統一する。消防衣服等は現物支給とし、浜坂町の補助金は廃止する。温泉町の正副分団長協議会への交付金は廃止し、新町において新たに分団長協議会を設置する。機械器具管理交付金は温泉町の例を見直しの上、引き継ぐ。ただし、浜坂町の分団自動車借り上げ料は廃止する。

報酬等。報酬は現行の支給総額を上回らない範囲で調整する。出勤手当及び年末警戒手当は浜坂町の例により統一し、機関出勤手当は廃止する。

行事。出初め式、初出式は統一し、毎年4月第2日曜日とする。浜坂町の消防大会、防火広報パレード及び温泉町の夏季訓練、防火パレードはそれぞれ方面隊の事業として引き継ぐ。年末特別警戒は12月29、30日の2日間に統一する。

29ページをお願いいたします。課題、問題点等でございますが、まず組織につきましては、市町村は消防組織法第9条により、消防事務を処理するため消防団を設けることになっております。消防団は、住民の生命、身体や財産を火災から守り、水火災や地震などの災害を防除し、これらの災害に備え災害を最小限に食い止めるといった目的や、また新町

における一体性や指揮命令系統の一元化を図るために現在の組織を統合することが適当であると思われます。新町の組織編成につきましては、初期消火など、それぞれの理由から現地解決型が望ましく、地形なり道路状況から見ても現消防団を方面隊とすることが適当であると思われます。一方で、組織が拡大するため分団長協議会を設置し、連絡調整を図ることが適当であると思われます。

次に、助成についてですが、施設整備については温泉町はすべて町が直接整備しておりますが、浜坂町は消防車庫のみ町が整備し、小型ポンプの格納庫は2分の1の補助、その他の施設については地区が全額負担しております。これらにつきましては、その性質上、また地区間の均衡を図るため、施設の建設や修繕、運営費についてはすべて町が負担することが適当であると思われます。衣服等については、浜坂町の補助金は廃止し、現物支給とすることが適当であると思われます。機械器具管理の交付金は、その性質上、町が管理するとの観点から温泉町の例を基本に見直しを行い、根拠を明確にした上で引き継ぐことが適当であると思われます。浜坂町に分団が可搬式ポンプを運ぶための自動車借り上げ料については廃止することが適当であると思われます。

次に、報酬ですが、団員の報酬は団長から団員まですべて異なっております。また、費用弁償の種類、単価も異なっております。団の統合に伴いまして、団員、階級等はほぼ現行のまま引き継ぎますが、報酬は現行の支給総額を上回らない範囲で調整を行うことが適当であると思われます。出勤手当と年末警戒手当につきましては浜坂町の例により統一することが望ましく、機関出勤手当については廃止することが適当であると思われます。

次に、行事ですが、浜坂町の出初め式と温泉町の初出式は開催時期が異なっております。それぞれ伝統的な行事であります、目的が同じであるため統一することが適当であると思われます。開催時期としては毎年4月の第2日曜日にすることが望ましいと思われます。次に、浜坂町の消防大会や防火広報パレードと温泉町の夏季訓練や防火パレードはそれぞれ操法競技、啓発広報活動を目的としているため継続することが望ましく、合併後は各方面隊の事業として実施することが適当であると思われます。また、年末警戒については12月29、30日の2日間に統一して実施することが適当であると思われます。

次の30ページの調整方針は先程と同様でございます。

31ページをお願いいたします。現況比較表ですが、まず組織について掲載しております。浜坂町の編成は本部と14分団で合わせて472人の団員数、温泉町は同じく7分団で304人の団員数となっております。集落数や戸数の多い分団が団員数も多いという傾

向が見られます。消防団は合併時に統合し、旧町の区域で分けて、それぞれの方面隊として活動していただくことにしております。

32ページをお願いいたします。設備について掲げております。指令車は1台ずつですが、ポンプ車は合計で浜坂町が44台、温泉町が29台を保有しております。消防水利、施設についても記載のとおりでございます。次に、助成の中の補助金ですが、浜坂町は消火栓格納庫、ホース等は地区が負担、小型ポンプ格納庫は半額補助、消防車庫と制服が全額補助という状況でございますが、温泉町はすべて町が負担をしております。これらは温泉町の例により統一することにしております。次に、交付金でございますが、ご覧のように温泉町にしかありませんが、正副分団長協議会は廃止して、新たに分団長協議会を立ち上げることにしております。機械器具管理の交付金は見直した上で引き継ぐことにしておりますが、下の分団自動車借り上げ料は廃止いたします。

次に、33ページでございますが、報酬等でございます。団長から分団長までは浜坂町が高く、副分団長から団員までは温泉町の方が高くなっておりますが、調整方針といたしましては2町の総支給額を上回らない範囲で調整することにしております。費用弁償につきましては浜坂町の例により統一しますが、真ん中に記載してあります機関出動手当は廃止することにしております。

最後に、行事でございますが、出初め式については統一して、4月の第2の日曜日に開催することにしております。次の操法大会と防火パレードは方面隊の行事としてそれぞれ引き継ぎますし、年末警戒は29、30の2日間を実施していただくことにしております。

34ページをお願いいたします。組織について、新旧の編成を掲げておりますが、現状ではそれぞれに団長がおりますので2人となっておりますが、新町では1人となります。したがって、1名減ということになります。また、団長の下にそれぞれの方面隊を組織しますが、従前の副団長の中から方面隊長を置くことにしております。

35ページには関係法令を掲げておりますし、36ページには先進事例を掲げております。それぞれ御清覧いただきたいと思います。以上でございます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑を受け付けます。

西脇委員。

西脇委員 温泉町の西脇です。座ったままで失礼いたします。ただいま説明がありまして、浜坂町方面隊、温泉町方面隊ということで組織を合体してスタートするというところで

すが、合併後にこの組織、機構の検討というような辺がうたわれてないように思います。実際、浜坂の場合には分団の下に部が所属しており、温泉町は班が所属していると。おのずとここは部長が指揮し、温泉町の場合は班長が各班を指揮するというようなことで、部と班のこの辺の組織的にも合併後検討するような部署があるのかどうか、まずこれが第1点。それから、団員数についてかなりの、温泉町は2度にわたる合理化で大幅団員縮小しておりますが、浜坂町との世帯、エリア等での団員数がどうなのかという辺をどの部署が今後検討するのか。広域消防本部の負担金が相当の額になっており、財政的にもかなり厳しい状況で、この消防団と自主防災並びに広域消防、これらのあり方についての、ただ2町が集まって今ある消防団組織を合体させてと、若干の団員報酬等は調整方針で出ておりますが、今後この消防団というものの組織、機構を検討するということがどの段階でやられるのか、ちょっとよく見えてこない。それらは検討されましたかどうか。

松元議長 専門部会、できますか。

専門部会、どうぞ。

中村住民部会副部会長 温泉町の住民生活課長の中村です。今回、検討の中には確かに各町の組織の違いが、分団なり班なりの違いがございました。しかし、今回の合併時においては具体的に組織に、改革に関わるというような言葉については計上しておりません。町民1人当たりの消防団員数については大きな差は現実ない訳であります。地域的ないろんな条件がございますので、課題としては、協議の中では団員数、それから組織、そういったことについては認識はしておりますけれども、合併時における時点での改革、またはその具体的な表現についてはしておりません。

松元議長 西脇委員。

西脇委員 合併時にそういうことをという意見を言っておるのではありません。合併後に、この今の状態でいくと分団長協議会のようなものがいかにも何か分団のことを協議するという程度にしかとれない。合併後にそういう組織検討というようなものの委員会的なものを方針として持っとくとかいう辺がありませんので、何だらあと合併してから考えらええがなという程度にしかとれないと。こんだけの大きな組織をきちっとする訳ですから、調整方針の中に合併後このような検討の委員会を持つとか、何かあってしかるべきじゃないかというふうに思う訳です。

松元議長 幹事長。

脇本幹事長 今の御意見ですけれども、基本的には各町に今、消防委員会っていうのが設

けておりますので、消防委員の合同の会議っていいですか、そういうところで今のような検討を、公的に、第三者的に検討いただくということにしたいと思っております。御理解をいただきたいと思います。

松元議長 西脇委員。

西脇委員 言ったからそう言うでなしに、じゃあ、きちっとこの調整方針の中に、大事なことですからそういう項目を加えていただきたい。

松元議長 局長。

阪本事務局長 今、御指摘がありました件につきましてはまだ協議はされておられません。できましたら合併までにそういうことを協議をさせていただきまして、協議をした後にまた今の件につきまして御報告をさせていただけたらというふうに思っていますが、いかがでございましょうか。

松元議長 ほか、ございますか。

今の西脇委員からの件につきましては事務局の方から追加で上げさせていただきたいということですが、今回、出されてる件につきましては皆さんの御承認がいただけるものとしてよろしゅうございますか。

追加で出させていただくということで、現提案につきましては御承認いただけるという形をとりたいと思いますが、よろしゅうございますか。条件つき。継続。

岡田委員。

岡田委員 今みたいな答弁の方法になりますとすべてのものが骨抜きになってしまうと思うんです。やっぱり方針というものをきちっと示されて、これで確認できましたか、それとも継続審議にいたしますかという形になっておる訳ですから、当然、この場合は継続審議の方で持って行っていただいて、修正を加えたものを再度提出していただきたいと思えます。

松元議長 ただいま岡田委員の方から継続にということでございます。

お諮りいたします。継続審議にということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、継続審議ということでこの件を閉じたいと思えます。

続きまして、協議第45号、社会教育関係事務事業の取扱いについてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 37ページをお願いいたします。協議第45号、社会教育関係事務事業の取扱いについて。社会教育関係事務事業の取扱いについて提出する。平成16年9月1日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目23-14、各種事務事業の取扱い、社会教育関係事務事業の取扱いについて。生涯学習。成人学級は現行のまま引き継ぎ、合併後3年を目途に調整する。高齢者学級、障害者学級は統合する。ただし、高齢者学級の会場は2会場とする。公民館活動は現行を基本に引き継ぐ。生涯学習広報誌は平成18年度に統一する。

人権啓発・人権教育推進事業。人権啓発推進委員会は現行のまま引き継ぐ。人権を考えるフェスティバル、人権講演会及び広報誌は統一する。同和教育協議会、人権・同和教育協議会は統合する。ただし、当分の間、旧町に支部を設置する。地域改善対策推進協議会は現行のまま引き継ぐ。文化会館活動、ささゆり学級、ひまわり学級は現行のまま引き継ぐ。奨学奨励金は廃止の方向で調整する。

青少年育成事業。青少年育成事業は合併後5年を目途に再編する。

社会教育委員。社会教育委員は合併時に再編する。委員の人数は15人とする。

国際交流。ホームステイ事業は現行のまま引き継ぐ。交流事業は合併後3年を目途に調整する。国際交流協会、国際交流実行委員会は統合できるよう努める。

文化。文化芸術活動は基本的に現行のまま引き継ぐ。文化祭は統合する。ただし、会場は2会場とする。地区文化祭は現行のまま引き継ぐ。文化財は現行のまま引き継ぎ、文化財審議委員会は統合する。

めくっていただきまして、38ページをお願いいたします。成人式。成人式は統一する。

生涯スポーツ。生涯スポーツイベントは、町主催のものについては合併後3年を目途に統一する。他団体等主催のものについては原則現行のまま引き継ぐ。

団体等。PTA連合会、子ども会育成連絡協議会、文化協会は合併年度に統合する。婦人会、体育協会、青年会は合併後3年を目途に統合する。

使用料。資料館及び社会体育施設の使用料は現行のまま引き継ぐ。

図書館等。町民センター図書室は加藤文太郎記念図書館の分館として整備する。移動図書館車は温泉町にも運行する。

39ページをお願いいたします。課題、問題点ですが、まず生涯学習の1点目の成人学級でございますが、温泉町が実施してる成人学級は各地区の生涯学習推進員に事業委託しています。浜坂町では同様の事業を地区公民館活動として取り組んでいるものであります。

これらの事業は人づくり、地域づくりのために必要な事業であるため引き継ぐことが適当であると思われます。ただし、地区公民館の組織、生涯学習推進員の設置など、推進体制を総合的に勘案し、合併後3年を目途に調整をすることが適当であると思われます。

2点目の高齢者学級ですが、両町では活動内容が若干異なりますが、高齢者が生きがいを持って充実した生活を営むという目的が同じであるため統合することが望ましいと思われます。ただし、参加者が高齢であることを考慮し、合同開催が可能な活動以外は合併後も2会場で実施することが適当と思われます。

3点目の障害者学級ですが、目に障害を持つ人が社会参加することにより生きがいを持って生活することができることを目的としています。毎年、両町で相互交流も行っておりますが、活動が同じ内容であるため統合することが適当であると思われます。

4点目の公民館活動ですが、この事業は活動内容、推進体制に差異がありますが、住民の生涯学習の推進に必要な事業であり、また各種事業、行事等は既に定着しているため、現行を基本に引き継ぐことが適当であると思われます。ただし、新町の生涯学習体系など総合的に勘案し、統一できる事業は随時調整を行うことが望ましいと思われます。

5点目の生涯学習に係る広報誌ですが、新町において生涯学習体系などを検討し、平成18年度分から統一し、全戸配布することが適当であると思われます。

次に、人権啓発・人権教育推進事業でございますが、人権啓発は取り組み内容に差異がありますが、すべての住民が安心して暮らせるまちづくりの基盤をつくる人づくりの根幹に関わるものであり、引き継ぐことが適当であると思われます。人権を考えるフェスティバルや人権講演会、また広報紙等は同一内容であり、統一することが適当であると思われます。浜坂町の同和教育協議会、温泉町の人権同和教育協議会はその目的が同じであるため統合することが適当であると思われますが、事業内容に差異がありますので、当分の間、両町に支部を設置し、従来の取り組みを尊重しながら統一を図っていくことが適当であると思われます。また、浜坂町の地域改善対策推進協議会と文化会館の各種事業、ささゆり学級、ひまわり学級についても人権が大切にされる社会の実現に向けて現行のまま引き継ぐことが適当であると思われます。奨学奨励金は廃止の方向で調整することが適当であると思われます。

次に、青少年育成事業でございますが、浜坂町が実施している青少年育成推進事業、青少年育成指導員についてはそれぞれの条件等を勘案し、5年を目途に再編することが適当であると思われます。

次に、社会教育委員ですが、この委員は社会教育事業の指導や助言を行うために必要であると思われるため、合併時に再編することが適当であると思われます。委員数は15人が適当であると思われます。

40ページをお願いいたします。国際交流ですが、ホームステイ事業は2町とも中学生を中心に相手国と相互交流を実施しております。将来のまちづくりを担う青少年がお互いの国の文化や習慣等の違いを体験し、理解を深め、国際感覚や理解の基礎を養うためにも継続することが望ましいと思われます。当事業は、両町とも双方の学校や生徒、また地域にも定着しているため、現行のまま引き継ぐことが適当であると思われます。交流事業については、浜坂町では中国の宜興市丁蜀鎮、フィジーの南太平洋大学と交流先が固定しておりますが、温泉町では交流先を5年ごとに検討しているため、実情を総合的に検討し、合併後3年を目途に調整することが適当であると思われます。浜坂町の国際交流協会と温泉町の国際交流実行委員会は交流先や事業活動の内容に差異がありますが、目的が同じであるため、統合できるよう努めることが適当であると思われます。

次に、文化ですが、文化芸術活動は先人記念館や公民館を中心に取り組んでおり、事業内容に差異がありますが、定着している事業が多いため、基本的には現行のまま引き継ぐことが適当であると思われます。文化祭については実行委員会も含め統合することが適当であると思われ、会場については利便性を考慮し、現状のまま2会場とすることが望ましいと思われます。なお、浜坂町の地区文化祭は地域に根づいており、現行のまま引き継ぐことが適当であると思われます。文化財については、歴史、文化の継承のため、現行のまま引き継ぐことが適当であると思われます。文化財審議委員会は、学識経験または専門的知識が必要とされるため、現行の委員を基本に統合することが適当であると思われます。定数は10名以内とすることが適当であると思われます。

次に、成人式ですが、今年度から1月の同日開催日となっており、統一することが適当であると思われます。

生涯スポーツですが、町主催イベントは各小学校等の年間行事に組み入れられており、日程変更等の調整が困難であるため、当面は現行のまま引き継ぎ、合併後数年後を目途に統一することが適当であると思われます。ただし、水泳大会のように参加者が減少傾向のイベントについては合同開催により増やす方向で検討することが望まれます。他団体主催のイベントは地域の特性による取り組みや特定施設を利用したものなどがありますが、これまでの経過を勘案すると原則現行のまま引き継ぐことが適当であると思われます。ただ

し、参加範囲については新町全域とすることが適当であると思われます。地区等主催のイベントは、地区、地域の活性化のため住民が主体となって独自に取り組んでいることから、現行のまま引き継ぐことが適当であると思われます。

次に、団体等ですが、各種社会教育関係団体は目的や取り組み内容、また、これまでの活動経過等を勘案し、可能な団体については合併時に統合し、困難な団体については合併後3年を目途に統合することが適当であると思われます。

次に、使用料ですが、資料館や社会体育施設の使用料は独自の目的を持った施設であることから、現行のまま引き継ぐことが適当であると思われます。

次に、図書館でございますが、浜坂町は図書館を設置しておりますが、温泉町は図書室であり、運営を一体化する必要があると思われます。また、浜坂町は移動図書館車を運行しており、住民サービスの面から温泉町へも範囲を拡大することが適当であると思われます。

4 1 ページの調整方針は先程と同様でございます。

4 2 ページをお願いいたします。現況比較表でございますが、最初に生涯学習についてですが、温泉町に2つの学級があります。制度は引き継ぎますが、合併後3年を目途に調整することにしております。

高齢者学級と次の障害者学級は両町に1級ずつありますが、それぞれで統合することにしております。

公民館活動でございますが、両町で多くの活動を行っておりますが、現行のまま引き継ぐことにしております。

広報誌は浜坂町で2種類、温泉町は1種類を発行しておりますが、年度当初に発行しますので17年度には間に合いませんから18年度から統一したものを発行することにしております。

次に、人権啓発・人権教育推進事業でございますが、人権啓発の委員会は現行のまま引き継ぎますが、次の活動と広報誌はそれぞれで統合することにしております。

次の人権教育の協議会でございますが、同和教育と人権同和教育は統合しますが、地域改善対策推進協議会と次の文化会館活動、それから人権学級は現行のまま引き継ぐことにしております。奨励金は廃止の方向で調整します。

それから、43ページでございますが、青少年育成事業でございますが、浜坂町で実施しておりますが5年を目途に再編することにしております。

次の社会教育委員でございますが、浜坂町は10人、温泉町は7人以内となっておりますが、合併時に再編し、15人の委員で活動していただくことにしております。

次に、国際交流ですが、まず、ホームステイの事業は両町それぞれで行っておりますが、現行のまま引き継ぐことにしております。

次の交流事業は3年を目途に調整いたします。

それから、交流協会等は統合するよう努めていくことにしております。

次の文化についてですが、最初の文化芸術活動については基本的に現行のまま引き継ぐことにしておりますが、の文化祭は、実施母体は統合しますが、会場は2会場で実施することにしております。

文化財は、浜坂町に73件、温泉町に31件の指定されたものがありますが、そのまま引き継ぐことにしております。

次の審議会は統合いたします。

44ページをお願いいたします。成人式ですが、ご覧のように今年度から両町が同じ日に開催することになりました。合併後は統一して祝うことにしております。

次の生涯スポーツでございますが、多くのスポーツイベントを行っておりますが、町主催の大会は3年を目途に統一することにしておりますが、他団体や地区主催の大会は原則として現行のまま引き継ぐことにしております。

45ページをお願いいたします。団体等ですが、体育協会を初め、6団体を掲載しておりますが、文化協会、PTA、子ども会育成会、連絡協議会の3団体は合併年度に統合し、体育協会、婦人会、青年団体は3年を目途に統合することにしております。

次の使用料でございますが、資料館と社会体育施設に分けて掲載しておりますが、現行のまま引き継ぐことにしております。

最後に図書館等ですが、浜坂町には約6万5,000冊、温泉町は9,000冊の蔵書がありますが、温泉町の図書室を加藤文太郎記念図書館の分館として整備し、移動図書館もエリアを温泉町に拡大していくことにしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。45号についての質問のある方、挙手をお願いいたします。

西村公子委員。

西村委員 温泉町の西村でございます。人権啓発・人権教育推進事業につきましてお尋

ねをしたり、御回答をいただけたらと思っております。

まず、このことにつきましては現行のまま引き継ぐというふうなことでございますのでそれはそれでいいといたしまして、先進立町の浜坂町さんの方にいろいろと御指導なり御助言をいただく中で進めていくというふうなことになると思っておりますけれども、その中で3点程、協議会さんの方にちょっとお願いしたいというふうに思っております。

まず1点は、人権尊重のまちづくりの条例づくりを最初を実施していきたいというふうな気持ちを持っておりますので、その辺につきましてもお聞きしたいと思います。

2点目は、人権推進室の設置をぜひともお願いしてまいりたいなというふうな気持ちを持っております。なぜかと申しますと、やはり行政と教育委員会が一体的に取り組める推進室をぜひとも要望していきたいなというふうなことも思っております。そうしますと、やはりともに連携がとれてくるというふうなことを考えますので、よろしくお聞きしたいと思います。

3点目には、補助金、それから委託金を今、現状維持か、財政的には大変厳しい訳なんですけれども、より以上のことをお願いしていきたいということを思っておりますけれども、その辺のところをどのようにお考えか、お聞きいたしたいというふうに思います。よろしくお聞きいたします。

松元議長 専門部会、お願いできますか。

新古教育部会部会長 教育部会の浜坂町の新古でございます。今、3点、御質問をいただきましたのでお答えをしたいと思います。

まず、人権推進条例のことにつきましては、既に浜坂町ではそれぞれ分担を明らかにして、この推進条例に基づいて人権推進事業を行っております。内容につきましては、お手元の資料に書かれているようなことでございますが、精力的に進めておりますので、新町に当たっても、この条例については継続をしながら進めていくべきというふうに判断をいたしております。

2点目の人権推進室の設置についてということでございます。現在、浜坂町では教育委員会が主体になって、この人権推進事業を実施いたしておりますが、御指摘のとおり行政も教育委員会部局も両輪のごとく進めるべき性格のものであるというふうに思っておりますので、それも人権推進室というふうに責任の所在を明らかにして、この事業を推進するという御指摘はごもっともだろうというふうに思います。これは私どもだけで判断できることではございませんが、組織の編成の中であわせて考慮していきたいというふうに思っ

ております。

次に、3点目の補助金、委託金等の確保ということでございます。これは私ども最大限の努力をしながら補助金、あるいは委託金の確保に努めてまいりたいというふうに思いますし、また与えられたものにつきましては、非常に効果の上がるような事業も展開をしていかななくてはならないというふうに思っております。

3点とも人権教育推進について、もっと積極的にという御意見というふうに思っております。真摯に受けとめて精力的に取り組んでいきたいというふうに思います。以上でございます。

松元議長 よろしいですか。

ほか、ございませんか。

西村委員、どうぞ。

西村委員 ありがとうございます。今後ともよりよい方向でお考えをぜひともいただきたいというふうに思います。

松元議長 岡田委員、どうぞ。

岡田委員 温泉町の岡田でございます。単純な質問をちょっとお願いしたいと思う訳ですけれども、してみたいと思う訳ですけれども、この方針の中で、社会教育委員のところにおいては、委員の人数ははっきりと明記して15人ということでされております。一方、文化の面での文化財審議委員会は統合すると、こういうふうなことで、ここにおいては当然、両町で委員数が今、現在見てみますと、5名、10名というふうな差がある訳です。そして一方、専門部会で当初の問題点等については、いろいろ検討された経過の中で定数については10名以内が適当と思われると、こういうふうに表現しておきながら、まとめの段階においては、文化財審議委員会は、ただ統合すると、こういうふうな形にされておる点、この辺のところは全体的にやはり一貫性というか、その辺のところはどうなのかなということで、ちょっとお聞きしてみたいということが感じます。

それから、38ページにあります団体等の中で、調整が困難なという問題は別といたしまして、青年会という中においては、実は温泉町だけしか今、青年会ない。それにも関わらず、なぜ、合併後3年を目途にしなきゃいけないのか。その辺のところは、ある面では現行のまま引き継ぐという表現で十分いけるような中身と違うかなというふうに私は感ずる訳です。

非常に単純な質問ではございますけれども、そういう点、部会等、それぞれ御検討いた

だきました中の経過を教えてくださいというふうに思います。

松元議長 専門部会、お願いします。

新古教育部会部会長 失礼いたします。教育部会の新古でございます。今、2点、御質問いただきました。

文化財審議委員会の人数につきましては、御指摘のとおり事務事業の打ち合わせでは10名以内といたしております。まとめの段階では抜けておりますが、これは10名以内というふうに御理解をいただきたいと思います。これはプリントしてないのがミスと御指摘でございます。そのとおりだというふうに思っておりますので、これはお詫びを申し上げたいと思います。

それから、2点目の特に青年会のことにつきまして御指摘をいただきました。なぜ3年以内かということですが、今、御指摘いただきましたように、温泉町には既に青年会がございまして立派に活動されておられる訳です。浜坂町の方につきましては、これに長年苦しんでおまして、社会教育の現場とすれば、ぜひ、青年会というものは組織をしたいというふうに思っておるんですが、いろんな事情の中でなかなか組織ができない状況にあります。それで、できますればこれを機会に浜坂町の方にも青年会をつくっていききたい、そういう思いがございまして、3年以内に浜坂町にも何か働きかけをしながら、温泉町に並ぶような組織をつくっていただいて、新町として新しい青年会ができないかと、そういうことを模索をさせていただきたいということで、3年以内というふうにさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。

松元議長 岡田委員、どうぞ。

岡田委員 プリントミスというふうな点についてはわかりましたので、一応それではあくまで問題、課題として整理されておった定数については10名以内というふうな考え方がこちらの方の整理で抜けておったと、こういうふうなことは理解をいたしました。

今、青年団組織の関係について、何かこう、浜坂町の方で別組織を改めてつくるということよりも、むしろ現行のまま引き継ぐ中で、その全体の新しくできる町の中で青年会をより充実していくと、こういう考え方が基本ではないだろうかと思っております。現在、温泉町にあり浜坂町にないから、また対抗的につくるということでなくして、本来は1町でそれぞれ活動なりを含めて組織も充実強化していくというのが、これが基本であろうと思っております。ここの点については、3年を目途とかなんとかでなくして、やはり当初に私が申し上げましたような既存のものをもって現行のまま引き継いでいただいて組織強化を

図ると、こういうふうな形をやはり基本に置いていただくべきではないかなというふうに思いますので、再度その点についてお願いしたいと思います。

松元議長 専門部会、お願いします。

新古教育部会部会長 大変失礼をいたしました。御指摘のとおりでございます。ちょっと表現の仕方が悪かったのでお詫びをしたいと思いますけれども、別に浜坂町にも対抗してということではなくして、長年苦しんできた経過がございますので、社会教育の現場とすればぜひそういう組織が欲しい訳でございます。ぜひ新町になっても、新しくこの青年組織はつくっていききたいということでございます。これは表現の問題で、現状のまま移行するという形でも中身は一緒でございます。表現の仕方が悪ければ訂正をさせていただきたいと思いますが、できれば枠を広げて全町で一つの大きいもの、組織をつくっていききたい。それは今までの経過からして簡単にはできないだろうということで、3年ということにしておりますので、御理解をいただきたいと思います。表現の不適切なことにつきましては、お詫びを申し上げたいと思います。

松元議長 岡田委員。

岡田委員 御説明の中では理解はもちろんいたします。しかし、今回これについて、書面的な中で確認をしてくださいよという中からきますと、この面についても、先程と同じような考え方の中で、一考したものをもって次回に出していただくということなり、やはりしていただく方がいいんでないかなと。その辺の考え方を会長等でどうお思いになっておられるのか、お聞きしてみたいなと思います。

松元議長 幹事長。

脇本幹事長 この件につきましては、また専門部会ともちょっと協議をさせていただきますけれども、修正をさせていただくということでお願いをしたいと思います。

婦人会、体育協会については合併後3年を目途に統合するとしておりますし、青年会については現行のまま引き継ぎ充実を図るといような形で、専門部会と修正協議をさせていただきます。修正をさせていただくということで御理解をいただきたいと思います。

松元議長 ただいま修正をとということで提案されましたが、修正について皆さんの御意見ございましたら。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 ただいま幹事長からありました修正を認めるという形で御了解いただいたものと思います。

ほかの件につきましては。

西村委員。

西村委員 温泉町の西村でございます。今、団体等のところで婦人会ということが出ておりまして、このことにつきましてちょっとお尋ねやらお願いやらをしてみたいと思います。

温泉町の婦人は、今、約600人というようなことで明記しておっていただけますが、ちょっと少なくなっておりますけれども、それなりに活動して表裏一体、日赤奉仕団としてもそれなりにボランティアに取り組んでいるというふうなことでございますが、浜坂町の婦人会のことにつきまして、ぜひともお願いしてみたいなというふうなことを思う訳でございますが、浜坂町の婦人はやはり温泉町と同数ぐらいな婦人会があった訳ですが、何らかのことがあったのか、崩壊いたしまして、その後、再構築というふうなことで100名ちょっとの人数になっておるようでございます。

そこで、私思いますのは、やはり婦会の組織の強化ということも大切なものであろうというふうなことも思っておりますが、反面、有事の際のボランティアとしての日赤奉仕団の組織の再構築をぜひともお考えをいただけたらありがたいなというふうなことを思っております。婦会組織というものは、地域にとっても、やっぱり町にとっても活力の一つの大きな団体であるというふうなことを私は思っておりますので、その辺のところの御意見、お考えをぜひ聞かせていただきたいなというふうに思います。

松元議長 専門部会、どうぞ。

新古教育部会部会長 失礼いたします。今の御質問でございます。婦会の問題につきましては、この婦会の組織の問題につきましても、青年会と同じように非常に苦しんできた経過がございます。

今、御指摘の日赤奉仕団の問題につきましても、この間、少し婦会の方にお尋ねしますと、浜坂町は日赤奉仕団の中から外れてるというふうにも聞いております。今、御指摘のように何か災害であるとか、有事の際にはかなりその存在も大きいものがございまして、何とかそれはまた婦会の方に働きかけて、ぜひ組織化を図っていただきたいということはこの間も申し上げましたけども、再度、今の御意見を受けまして、もう一度働きかけをしていきたいというふうに思います。以上でございます。

松元議長 よろしいか。

西村委員。

西村委員 ありがとうございます。そういうふうなことで、ぜひとも前向きにお考えをいただけたら大変ありがたいと思います。

それから、何かお金のことばかり言って大変申し訳ないんですけども、組織の強化ということにつきましては、やっぱりお金というものがついて回ると思う訳なんです。浜坂町さんは人数が少ないというふうなことを前提にいたしまして、補助金、委託金の削減があったというふうなことも聞かせていただいておりますが、その辺のところもお考えいただきまして、よりよい方向の御検討をお願いいたしたいというふうに思います。

松元議長 専門部会、どうぞ。

新古教育部会部会長 御指摘のとおり、現在、浜坂町の婦人会は110名ぐらいというふうに把握をいたしてございます。以前は700人、600人とおったわけですけども、一度立て直しして、改めて結成したのが110名ぐらいということで、予算も従来から比べますと大きく削減されている実態がございまして。それは御指摘のとおりでございます。少ない予算の中での活動でかなり制限を受けているように私も聞いておりますが、予算の確保については財政の問題もございまして一概には申し上げませんが、担当としては精いっぱい努力をしていきたいというふうに思っております。

松元議長 ほか、ございせんか。

〔質疑なし〕

松元議長 質疑がないようでございます。

それでは、青年会につきましては現行のまま引き継ぐという修正を加えたのを加えまして、皆さんの御承認をいただいたと決してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 御異議なしと認めていただいたものと決めます。

ここで1時間休憩したいと思います。1時から会議を再開いたします。

〔休憩〕

松元議長 それでは時間になりましたので会議を再開いたします。

議事は46号から入ってまいります。

協議46号、財産の取扱い(その2)についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 46ページをお願いいたします。協議第46号、財産の取扱い(その2)

について。財産の取扱い（その２）について提出する。平成１６年９月１１日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目５、財産の取扱い（その２）について。財産区有財産は、財産区有財産として引き継ぐ。

４７ページをお願いいたします。課題、問題点でございますが、法定財産区は、両町にそれぞれ２つずつあり、財産区議会や財産区管理会を設置して財産管理を行っておりますが、経緯や管理状況を勘案いたしますと、それぞれの財産区が所有する財産につきましては、現行のまま財産区有財産として引き継ぐことが適当であると思われま

す。２の調整方針は、先程と同様でございます。

３の事務事業の現況比較表でございますけれども、訂正を１つお願いしたいと思

います。温泉町の八田財産区のところ

が越坂まで掲げてありますけれども、これに海上から霧滝までの集落の分が抜けております。訂正してお詫びを申し上げたいというふうに思

います。温泉町の財産区でございますけれども、湯財産区が議会を設置しておりますが、浜坂町の西浜と大庭の財産区につきましては、それと温泉町の八田財産区は、いずれも管理会

で管理をしております。以上でございます。

松元議長 ただいま説明は終わりました。

協議第４６号について質問のある方の許可をいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 ないようですので、協議第４６号は、御確認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 御異議なしと認めます。よって、確認いただいたものと決定いたします。

続きまして、協議第４７号、新町建設計画（その７）についてを議題とし、会長にか

わり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 ４９ページをお願いいたします。協議第４７号、新町建設計画（その

７）について。財政計画について提出する。平成１６年９月１１日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目６、新町建設計画（その７）について。財政計画について提出する。

本件につきましては、まちづくり計画の７番目の項目として、財政計画を掲げておりま

す。内容につきましては担当の西村次長から説明を申し上げます。

松元議長 続いてお願いします。

西村次長 失礼いたします。それでは50ページをお開きいただきたいと思います。新町の財政計画につきまして説明をさせていただきます。

まず、これまでの経過でありますけれども、6月の16日、第9回の合併協議会におきまして、参考資料ということで一通り説明はさせていただいております。その後、8月の6日に第5回目の県庁のヒアリングを行いまして、8月の12日には最終分ということで県の方に現在、提出をいたしております。したがいまして、本日は正式に議案ということで提出をさせていただいております。よろしく御審議をお願い申し上げます。

作成の手順、また県のヒアリング経過につきましては、前回、説明をいたしておりますので省略をさせていただきます。

それでは50ページですけれども、新町建設計画の中の最後の7番ということで、財政計画ということで上げさせていただいております。

1番の基本的な考え方につきましては、冒頭の4行にもありますように、国の行財政改革、また地方交付税の大幅な減少、それから少子高齢化、地方税の減収、こういった中で、一方で、また多様化、高度化する住民ニーズに対応するというようなことで、国、地方とも非常に厳しい財政状況にあります。これらを打開するためにも合併により分権時代にふさわしい足腰の強い自治体をつくる必要があります。

こういことで5行目以下でございますけれども、本財政計画は健全財政運営ということを中心に、長期的視点で平成17年度から26年度までの10年間について、合併による歳出の削減効果、また社会福祉関係等の経費の増加、そして新町まちづくり計画に必要な経費等を反映させ、その上で過去の実績や今後の国、県の財政状況等を考慮しまして、合併に伴う財政措置、また特例措置等も勘案して、普通会計ベース（一般財源ベース）で作成をいたしております。

普通会計、また一般財源につきましては、そこに破線で囲って注記をしてございますけれども、前回、説明をさせていただいておりますので、本日は説明は省略をさせていただきます。

2番の歳入・歳出各項目の推計条件ということで上げさせていただいております。

まず、歳入でございます。1番の地方税につきましては、過去の実績と今後の経済見通し等を踏まえまして、人口推移を勘案しながら現行制度に基づき推計をいたしております。

2番の地方譲与税につきましては、記載のとおりでございます。

3番の地方交付税でございます。現行の交付税制度に基づきまして、普通交付税の算定の特例、いわゆる合併算定替えでございます。これにより算定をいたしております。普通交付税、特別交付税の合併支援措置を見込んで推計をしております。ちなみに普通交付税につきましては、合併補正ということで、5年間で約1億9,000万の財政支援措置がございます。特別交付税につきましては、包括的財政支援ということで、3年間で約5億4,000万の財政支援措置がございます。これらを見込んで推計をしております。また地方債の元利償還金について交付税措置がありますので、あるものにつきましてそれぞれ見込んで推計をいたしております。

4番の交通安全対策特別交付金につきましては、記載のとおりでございます。

5番の繰入金につきましては、年度間の財源調整ということで、財政調整基金、またその他の基金からの繰り入れを見込んでおります。

6番の地方債でございますけれども、減税補てん債、それから臨時財政対策債、これを見込んで推計をしております。通常、地方債の場合は特定財源ということでございまして、この一般財源ベースでは計上することは普通はないわけですが、この2つの起債につきましては、一般財源扱いということになりますので計上をさせていただいております。

51ページでございます。7番のその他ということで、各種の交付金、また使用料、手数料、財産収入、諸収入等を過去の実績を踏まえて推計をしております。

次に歳出でございます。1番の人件費でございます。合併後の退職者の補充を極力抑制するということで、一般職の減少と合併に伴います特別職、議会議員等の減少を見込んで推計をしております。

2番の扶助費につきましては、高齢化の進行に伴う社会福祉経費の増加を見込んで推計をしております。

3番の公債費につきましては、合併する前に各団体で借り入れた地方債、これの償還予定額と、今後の新町建設計画等に基づきます地方債の新たな借り入れの償還額を合計して見込んで推計をしております。

4番の物件費につきましては、合併による経費削減効果、こういったものを見込んで推計をしております。

5番の補助費等におきましては、各種の補助金、また各事務組合の負担金、それから病院等の補助金、負担金等をここで積算をして試算額を見込んでおります。

6番の積立金でございます。財政調整基金への積立金、それから合併後の市町村振興のための基金造成による積立金を見込んで推計をしております。ここで市町村振興のための基金造成につきましては、前回10億の積み立てを予定しておりましたけれども、このたび標準基金規模の上限であります11億6,000万の積み立てを平成17年度で予定をいたしております。これは特例債を充当します。基金の目的につきましては、その利息を活用して新町の地域住民の連携強化、また、一体感醸成に資するソフト事業の財源として活用をさせていただくように考えております。

7番の繰出金につきましては、下水、国民健康保険、介護等の特別会計の繰出金について、それぞれ各会計で積算した試算額を見込んでおります。

8番の投資的経費につきましては、本新町まちづくり計画の主要事業、またその他の建設事業、こういったものを年度間のバランス、それから財政収支等との調整をしながら、投資可能な普通建設事業費を見込んでおります。

9番のそのほかでは、維持補修費、投資及び出資金、貸付金等について、過去の実績を踏まえて推計をいたしております。

次に52ページをお開きいただきたいと思っております。3番、4番ということで具体的な歳入歳出の数字でございますけれども、前回、6月に説明をさせていただきました以降に変更点が何点かございますので、先に説明をさせていただきます。

まず、財政計画につきましては、県の方でヒアリングを受けます基礎資料につきましては、平成12年度から平成33年度までの財政計画をつくっております。これは合併前5年間、それから合併後、先程も話に出ました交付税が一本算定になるのが平成33年度ということで、その分の財政計画をつくっておりますけれども、その中で1点目で、平成15年度の数字につきましては、前回は決算見込みということで推計をさせていただいておりましたけれども、このたびは15年度の決算数値を入れまして、16、17と、それから26まで推計をさせていただいております。

もう1点は、平成16年度の交付税が8月に本算定ということで、一応、額は確定をいたしました。前回は地方財政計画という国の示します計画に基づいて見込みを入れておりましたけれども、このたびは16年度交付税の額、確定の数値を入れて、その後17年度以降を推計しております。

3点目が、先程、議案にありましたように、合併期日が3月1日から4月1日に変更になるということで、そのことについて交付税等の調整が変わってききましたので、それを調

整させていただきます。

もう1点は、まちづくり基金、先程、申しました積み立ての額を10億から11億6,000万に変更させていただきました。

この4点を踏まえて、以上、全体的に精査をさせていただきました。

具体的に3番の歳入ですけれども、主なもののみ説明をさせていただきます。まず、一番上の地方税でございますけれども、これは16年度の決算見込み数値をベースに使用させていただいております。結果的に10年固定をしておりますけれども、中身としましては、特に町民税等につきましては、人口の減少ということも考慮はいたしておりますけれども、建設計画の目標人口が1万8,000人ということで、微減で推計をしております。逆に固定資産税等では負担調整措置等による増を若干見込みまして、差し引き16年度決算額で固定ということで10年間を推計させていただいております。

1つ飛びまして地方交付税でございます。先程も説明をしましたが、普通交付税と特別交付税の合算額をここに上げさせていただいております。3年間の特別交付税措置、5年間の普通交付税の合併補正ということで説明しましたが、ここに上がっております表でいきますと、逆にその特別な措置の終わります6年目、平成22年度以降、逆に数字が増額になっております。これは元利償還金に伴う交付税措置の増ということでありまして、逆に歳出の3行目の公債費、平成22年を見ていただきましたら借金の返済がかなりここで膨らんでおります。この分の交付税算入分が平成22年度増額になっておるといことで、結果的に前年度よりは増えておりますけれども、そういうことで御了解をいただきたいと思っております。

それから、2つ飛びまして地方債でございます。ここは先程も説明しましたように減税補てん債と臨時財政対策債を16年度の決算ベースで10年間計上をさせていただいております。

歳入の合計でございますけれども、平成17年度でいきますと74億3,600万ということになる訳ですけれども、これは一般財源ベースということで委員さん方にも若干わかりにくい部分もあると思っております。これを事業費ベースに置きかえますと、大体通常、浜坂、温泉、美西の3団体で特定財源が大体年間40億から50億ございます。そういうことで単純に推計しますと、110億から120億の大体予算規模というようなことで、参考までに御承知おきをいただきましたらと思っております。

次に、下の方の歳出でございます、4番の。人件費につきましては、先程、申し上げま

したように一般職の退職者補充の抑制と特別職、議員さん、それから委員、こういったものの減少を見込んで推計をしております。

2番目の扶助費につきましては、高齢化率の上昇を加味しまして、大体年0.5%の増加ということで数字を推計させていただいております。

3番目の公債費につきましては、合併前に借りた既発債という訳ですけれども、それと合併後に借りる新発債、新しい起債ですけれども、これの償還が重なります平成25年度、ここをピークにしまして、大体既発債の償還が減ってまいりますので、だんだん減少に転じるというようなことになっております。

それから、次の補助費等ですけれども、ここでは平成24年度から、現在、協議が進められております北但地域の広域のごみ処理施設の運営費の負担金を年間約1億計上をいたしております。

それから、その次の積立金でございます。平成17年度、先程、申し上げましたように、合併特例による市町振興のためのまちづくり基金11億6,000万をここで見込んでおります。合併特例債、95%充当でございますので、ここでは一般財源ベースということで、1億3,200万のうちの5,800万がまちづくり基金分ということで御理解いただきたいと思っております。合併後7年目の平成23年度からは黒字に転じて積み立てができるような形になっております。合併後10年目の平成26年度には合併効果も顕著になり、2億2,500万の積み立てが可能になります。この表にはございませんけれども、11年目以降につきましては、普通交付税の段階的縮減措置もある訳ですけれども、それを加味しましても、大体年間1億から2億の積み立てが可能になるというような見込みを立てております。

1つ飛んで投資的経費でございます。ここでは投資的経費に充てる一般財源を上げさせていただいておりますけれども、大体一般財源ベースで10年間で39億ほどになると思っております。それから現在の建設計画でいきますと、事業費ベースで10年間で210億円というような事業規模に現在の財政計画ではなっております。以上でございます。

松元議長 説明は終わりました。

ここで質疑を受けます。

中井登委員。

中井(登)委員 浜坂の中井です。座ったままで失礼いたします。西村次長さんにちょっと質問します。

今の説明で、地方税のとこなんですが、政府は最近プライマリーバランスを盛んに言っておりまして、だけえ余計歳入の予測数値を絶対間違えたらあかなというふうに思うんですが、そこで地方税、これ横ばいにしてあるんですがね、これ。さっき説明があったですよ、確かに段階補正をしてあるというような、含んどるというふうな話もあったんですけどね、現実には15年後なんか考えてみたときに、浜坂の人口だけ見ますと、今1万1,000人が八千七、八百人になる。それから高齢化率が36%ぐらいに、今25.6ぐらいでしょうから、36%ぐらいになるという。その現実を見たときに納税者の数がどんどん減っていく可能性があるんですが、この横ばいはこれで本当にいけるのかなと。人口補正計数はきちっと入ると言うてはおるんですが、これどうなんでしょうかね、横ばいという考え方がちょっと不安なんですがね、どうなんでしょう。

松元議長 事務局。

西村次長 確かに地方税につきましては、景気の動向、また国の制度など、いろんな関わりもありまして、具体的な推計をするのは非常に難しい状況にあるわけですけども、現行の制度のもとで考えられる分で推計をいたしております。

1つは、今の中井委員さんの方からおっしゃいましたけれども、人口の減少でございますけれども、このたびの合併によって新町ができるということの中で、まちづくり計画の中では現在、人口が1万8,600人ほどですけれども、これを10年後1万8,000人ということで減少を極力少なくするというような考え方をいたしております。そういうことで、そういったまちづくり計画の目標人口、これをもとに積算をしたら関係もございまして、大体横ばいというような数字になっております。

松元議長 よろしいですか。

ほか、質問ございませんか。

岡田委員。

岡田委員 温泉町の岡田でございます。先程の御説明をお聞きしておりますときに、この財政計画そのものは15年度の決算をもとになされましたと、こういうふうなことをお聞きしました。

そこで地方税等、やはり一番重要なところである訳ですが、以前にいただいております14年の決算ベースでの徴収率等の問題が、15年の決算ではどのような形で推移をされておるのかなというふうなことを、まず、最初にちょっとお聞きしてみたいと思います。両町のそれぞれの15年度決算ベースでは、徴収率等がどのような形で14年と比較した

ときになっておるか、ちょっとそういう点、教えてやっていただきたいと思います。

西村次長 徴収率の件でございますけれども、一応、私の方で各団体から出していただいたものを集計して財政計画を立てさせていただいておりますけれども、ここでいいますと平成14年度が地方税15億9,500万、15年度決算が15億1,400万ということで、16年度決算見込みを若干厳しく見まして14億9,500万ということにしまして、そこで大体17年度同じ数字で推計をしておるということでございまして、一応、各年度の徴収率は同じ考え方で積算をさせていただいております。

松元議長 専門部会、それについて答えられますか。

どうぞ。

中井税務部会部会長 税務部会を担当してます温泉町の中井でございます。手元には両町の分、ちょっと持ってない部分があるんですけども、参考までに温泉町の町税、15年度分でありますけども、現年度分、滞納繰り越し分を含めまして、全体で98.5%でございます。これはあくまでも町税のみでございます。

それと浜坂町、ちょっと今、確認しております。あわせまして浜坂町でございますけども、現年度分滞納繰り越し分、トータルで90.6%でございます。以上でございます。

松元議長 岡田委員、どうぞ。

岡田委員 今、お聞きしますと、以前にいただいておる14年の決算の時点で、浜坂で91.4%、温泉で98.7%の徴収率と、こういうふうな資料を従前にいただいております。それを今、お聞きしますと、温泉で98.5、これは0.2ポイントダウンしておる。それから浜坂で90.6、これは0.8ポイントダウンしておる。こういう傾向がどうお考えになっておられるのか。徴収率そのものの向上ということがなくして、今の財源確保という重要なポイントの部分が、どういうふうな方向でやはり改善をせなきゃならないのか、またできるのか。それと、やはりこの原因はどこにあるのかというふうな、そういう分析等が当然、必要だと思いますし、そうする中で生活の困窮が原因になっておると、こういうふうなことであるならば、やはり景気というふうなものをいかに支えていくかという形の問題が、当然、底辺には必要な施策であろうと思う訳ですが、その辺のところの徴収率、私どもからすれば、それは100%というのは基本ではありましようけれど、そこまでには至らなくとも、やはり今の数字が当たり前という考え方の中で、こういう財政計画が立てられるということが、果たしていいだろうかという一面も心配します。さっき中井委員がおっしゃるように、健全な形で財政計画を立てなきゃならないということ

はよくわかる訳ですが、その考えの裏にはどういう努力をなされるということが何か御検討されておるのか、やはりそのことが当然ついて回る必要があると、このように思いますので、そういう点をいま一つ詳しく教えていただきたい。

松元議長 どうぞ。

中井税務部会部会長 最初に温泉町の関係でございますけども、今、御指摘のように確かに前年より全体で0.2ポイント、マイナスになっております。これにつきましては、御承知のように現下の景気低迷によります個人所得の減、例えば失業でありますとか、そういう関係ございまして、個人所得の減によりまして町民税、それから関連しまして固定資産税等の収納が一部昨年より落ちている部分がございます。これにつきましても、加えまして町民税等につきましては、全体の収納の方法も、この合併を控えまして見直したところでございます。平成16年度につきましては、温泉町にありましては、納税組織から個別納付という形態にもなっております。今後、収納低下も心配な部分である訳でございますけども、それぞれの町で口座振替推進ですとか、そのあたりの普及啓発を現在行っておりますので、最大限そのあたりで確保していきたいと思っておりますのでございます。

松元議長 続いてどうぞ。

島田税務部会副部会長 浜坂町の島田でございます。御承知のとおりに浜坂町も滞納が増えたということで、14年度が91.4から90.6ということで低下した訳ですけども、特別徴収班等もつくりまして一応の徴収対策も行っております。今後とも十分に国税徴収法、それから地方税法等に基づきまして、的確な滞納処理をしていくということで進めてまいりたいと思っておりますし、今、温泉町の中井課長の方も言いましたけども、いろいろ景気の低迷でありますとか、職業をなくされて昨年までは所得があったのに今年にならなくなったというような方もありまして、現実的には減額傾向になっておりますが、徴収の方で啓発等も含めまして徴収努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

松元議長 岡田委員、どうぞ。

岡田委員 そうしますと、この財政計画の中では、一応、今が一番底辺だという考え方で、もうこれ以上ダウンすることはないという上に立っての財政計画というふうなことに理解させていただいてよろしいか、地方税等については。

松元議長 事務局、どうぞ。

西村次長 おっしゃるとおりでございます。財政計画を樹立する段階で一定の方針とい

うか、政策の考え方、こういったものも踏まえながら計画は立てておりますけれども、特に数字的な部分でいきますと収入につきましては極力、現行をベースに厳しく計上しております。逆に歳出におきましては行革等、いろんな削減効果を図りながらも、見込めるものは極力、見込んで組むというようなことで、できるだけ安全というところとちょっと言葉が適切ではないかもわかりませんが、そういうことで収入は厳しく、支出は見込めるものはできるだけ見込んでというようなことにしておりますので、今、岡田委員さんがおっしゃるとおりで、地方税につきましては一応、現行のベースで計上をさせていただいております。

松元議長 ほか、ありませんか。そのほかの方で。

田中要委員。

田中（要）委員 ちょっと私自身も不確定な要素がありますから教えていただきたいんですが、歳入の地方債の10年間の固定と、それから歳出の投資的経費の前半の予算の増と後半の経費の減、このバランスは地方債の固定をとするなら、投資的経費の方もあんまりバランスが崩れない方がというふうに普通は思うと思うんですが、この反比例の感覚はどういうふうに私どもの方は思ったらいいでしょうか。

松元議長 事務局。

西村次長 今の田中委員さんがおっしゃるとおり、俗に言う、我々が申し上げます事業費ベースで物を考えますとおっしゃるとおりで、投資的経費が増えるということは地方債を借りて事業をするケースが多い訳ですから、当然、大体正比例をしてくるのが通常でございます。

ここで上げております財政計画は、一般財源ベースということで、俗に言う税金等をベースにした財政計画でございまして、通常、地方債というのは何か事業をするということで借金をする訳でございまして、一般的には特定財源ということになります。

今の田中委員さんがおっしゃられましたような地方債は、俗に言う特定財源でございます。それについては、ここでは計上されておりません。ご覧いただきましたように歳入の方では、例えば国の補助金、県の補助金、こういったものも入っておりません。地方債も通常でしたらここでは上がってこない訳ですけども、先程も説明させていただきましたように、減税補てん債というものと臨時財政対策債ということで、交付税の振り替わり分があります。これにつきましては、地方債ということでは計上しておりますけども、通常の税と同じような使われ方をしております。したがって、この歳入の地方債と歳出の投

資的経費というのは、全然、リンクしてこないということになってございます。そういうことで御了解いただけますでしょうか。

松元議長 ほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

松元議長 それではないようでございます。

これをもちまして47号の質疑は終わりたいと思いますが、この47号、御確認いただいたものと決してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、さように決させていただいたものと決します。

続きまして、協議第48号、事務組織及び機構の取扱いについてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読、説明させます。

事務局長。

阪本事務局長 53ページをお願いいたします。協議第48号、事務組織及び機構の取扱いについて。事務組織及び機構の取扱いについて提出する。平成16年9月11日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目13、事務組織及び機構の取扱いについて。新町の具体的な組織及び機構は、次に掲げる方針に基づき、合併の日までに調整する。なお、行政区域が広がることから、支所機能は住民生活に必要な住民サービス業務と地域振興等を担うものとする。(1)住民サービスの低下をきたすことのない組織・機構。(2)住民にわかりやすく利用しやすい簡素で効率的な組織・機構。(3)地方分権や新たな課題に即応できる組織・機構。(4)新町まちづくり計画の実現が円滑に遂行できる組織・機構。(5)責任の所在が明確で、的確な危機管理が行える組織・機構ということでございます。

次の54ページをお願いいたします。課題、問題点でございますけども、新町の実務組織及び機構の設置は、合併時には新町の町長職務執行者が行うこととなりますが、合併後の事務の執行に支障をきたさないこと、効率的な運営を行うために事前に協議しておくことが必要となります。

執行機関の組織は、首長の所轄のもとにそれぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなくてはならず、また支所などを置く場合には、その位置、名称及び所管区域を条例で定めることとされております。

具体的な権限や事務分掌につきましては条例で定めることとなりますが、その際には住

民の福祉の増進、運営の合理化、規模の適正化に配慮し、かつ他の市町村の組織との間に権衡を失しないようにする必要があります。

2町の組織・機構を比較しますと、同様な事務分掌であっても課が異なる場合や独自の事務事業があることなどから、事務の効率化と住民の利便性の均衡を勘案し、簡素で効率的かつ住民サービスの低下をきたすことのない組織・機構とすることが適当であると思われます。

2の調整方針は先程と同様でございます。

55ページをお願いいたします。現況比較表で、平成16年4月1日現在の所属別人員の配置を掲載しております。

本庁舎には浜坂町は企画総務課を初め12の課や局があり、トータルで118人が配置され、温泉町では11の課や局で71人となっております。浜坂町には教育委員会が本庁舎にありますが、温泉町は本庁舎以外の欄に掲げております。また浜坂町には企画総務課が、温泉町では総務課と企画観光課に分かれております。

下の欄には本庁舎以外の配置を掲げておりますし、56ページ、57ページには、2町の事務組織と事務分掌を掲載しております。御清覧をいただきたいというふうに思います。58ページには関係法令を、59ページには先進事例をそれぞれ掲載しておりますので御清覧いただきたいと思います。以上でございます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。48号についての質疑を受け付けます。

田村委員。

田村委員 組織のところ、私の町は昨日、収入役を置かないということになりました。それで新町に向けて、ここはどうするかなということに注目しておるんですが、執行部のお考え方はどういうふうにお考えですかということを知りたいと思います。

松元議長 会長。

中村会長 浜坂町は昨日、そういったことで、合併のことも踏まえて収入役を置かない条例を設定した訳ですが、人口1万8,000、収入役の権限等も御承知のとおりであります。三権分立、国のそういった制度的な方針もありますが、新たなスタートとしては、やはり大きな予算、事業費を抱えることになろうかと思っておりますから、これは再協議やらせんなん面もある訳ですが、現在のところは収入役を置く方向で進めたいという考えは持っております。

松元議長 田村委員。

田村委員 国の考え方ということにある面では逆行する訳ですし、それからその反面、過度期であるので予算規模もかなりな額に私はなると思います。だから暫定っていうか、過度期であるだけに大事なときだから、しばらく置いてみるということも一つのお考えかもしらんですけれども、1万8,000人ぐらいな人口の規模からいいますと、国の方針にやっぱり乗じていくというのが私は好ましいじゃないかと、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

松元議長 副会長、どうぞ。

馬場副会長 この件につきまして、両町長で将来展望を持って、このようにするというふうな確たる方針を出してない側面はある訳であります、実は浜坂町さんで収入役を置かないという条例、可決された。それで助役の兼務、もちろん出納室長は置かれる訳であります、この合併後、これまでの2町が一つになる訳でありますから、助役の役割というものも、これも少し性格が異なってくるといいますか、性格そのものは一緒だといいながら2町にわたって配慮をしなければならない。そういう中で、今、田村委員御指摘のように、過渡期としての整理の仕方というものを念頭に、やはり三権分立ということをおきまえて当分の間、置くべきではなからうかということをお協議をさせていただいている次第でございます。

松元議長 よろしいですか。

ほか、ございますか。

〔質疑なし〕

松元議長 それではないようでございます。

ただいまの協議第48号は、御確認いただいたものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、そのように御確認いただいたものと決定いたします。

続きまして、協議第49号、国民健康保険事業の取扱いについてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 60ページをお願いいたします。協議第49号、国民健康保険事業の取扱いについて。国民健康保険事業の取扱いについて提出する。平成16年9月11日提出。
浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目 20、国民健康保険事業の取扱いについて。基金。国民健康保険財政調整基金及び国民健康保険支払準備基金はすべて引き継ぐ。診療所。診療所及び手数料は現行のまま引き継ぐ。

61 ページをお願いいたします。初めに基金を掲げております。国保事業の基金保有高は、保険給付等の過去の3年間平均の25%程度の確保が必要とされておりますが、現在は2町とも37%程度の額を保有しております。国保税の賦課は均一課税とすることが既に確認されておりますし、また、基金の目的も同じでありますから保有額はすべて持ち寄ることとし、合併後3年間で基準額の10%を事業への繰り入れを行い、3年後の保有額を基準額の25%程度に調整することが適当であると思われま

次に、診療所でございますが、温泉町に国民健康保険の診療所が照来、八田、歯科と、3カ所と町立岸田出張診療所があります。ここでは地域住民の疾病治療、健康管理、疾病予防等に当たっております。浜坂町には町営の診療所はありませんが、公立の浜坂病院がありまして、この地域の中核病院として医療に当たっております。これらは合併後も住民が身近で安心して医療を受けられることが必要であり、地域に密着した医療機関として現行のまま引き継ぐことが適当であると思われま

2の調整方針は先程と同様でございます。

62 ページをお願いいたします。現況比較表でございますけども、まず基金について掲載をいたしておりますが、平成16年5月末で浜坂町は2億6,900万円余り、温泉町では1億9,700万円余りを保有しております。国保会計からの繰越金を含めすべて引き継ぐことにしております。

次に、診療所でございますが、温泉町にご覧のように合わせて4つの診療所がありますが、現行どおり引き継ぐことにしております。手数料につきましては、浜坂病院のものも参考として掲上しておりますけども、診療所の方が少し安くなっておりますけども、診療所と病院では機能や制度が異なりますので、このまま引き継ぐことにしております。

63 ページには調整方針の先進例を掲げております。御清覧いただきたいというふうに思います。以上でございます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。協議４９号について質疑のある方はどうぞ挙手をお願いいたします。

田中董委員。

田中（董）委員 温泉の田中であります。私はここに基金の保有は３年後に調整をするということで、これはそれでいいじゃないかと思うんですけど、ここが一番大きな問題点は、将来的な地域医療のあり方について、公立浜坂病院を核にして他の医療機関を含め長期的な、総合的な視野で検討していく必要がありますというふうに言っておられますが、これらは非常に私は難しい問題だと思いますが、専門部会の方ではどのような長期的に、将来この両町の健康、生命を守っていくにはどうしたらいいのか、どうすべきかというようなことがもし検討されておりましたら、ひとつお聞かせを願いたいと思います。

松元議長 専門部会、お願いいたします。

田辺健康福祉部会部会員 済みません。浜坂病院の事務長の田辺といいます。私の方でちょっと答えさせていただきたいと思います。

今、御質問がありましたように、公立浜坂病院と、それから温泉町では国保診療所ということがあるということの中で、やはり私たちそれぞれ機関を維持していく立場として、今、行政サービス、医療サービスが住民にとって一番大きなサービスを受けとられるという視点の中で、規模が大きい、小さいは別として、その地域に携わる人たちにとっては、一番関心の高い、一番大事な医療機関、命と健康を守る施設であるというふうなことがあります。

そういった中で、私たち事務担当者といいたしましても、この１万８，０００の人口での医療機関というものを考えてみますと、やはりいろいろと問題はあるかと思いますが、地域住民の皆さんにとっては一番関心の高い必要な施設であるということで、両町が一緒になった段階で、やはり総合的な立場の中で検討していく必要があるんじゃないかというふうなことで、私たち事務担当者としてはまとめさせていただいております。

それぞれ地域の密着した施設でありますし、そして１つの町がそうした医療機関を抱える段階で、どういうふうなシステムで診療所、病院との連携を深め、それぞれ開業医さんとの連携を深めながら、こうした医療体制を持っていきたらいいかということで、非常に私たちにとっては難しい課題でもあります。そういったことの中で、両町の町長さん方や、それから地域の代表者の皆さんと一緒にあって、合併後、自分たちのまちの医療機関というふうなとらえ方で、やはり検討していかなければいけないかなというふうなことで、新

町後、それぞれ地域の皆さんの意見を聞かせていただきながら検討していきたいなというふうに考えております。そういった状況で、担当者の中では今、協議はその段階で終わっとる状況がありますので、回答になったかどうかわかりませんが、答弁とさせていただきます。

松元議長 田中委員。

田中（董）委員 確かに地域にとっては大切な医療機関なんです。しかし、今、患者と病院との信頼関係というものがなぜこういう結果になりつつあるかということは、私たちも細部にわたってはわかりませんが、医師の交代が非常に浜坂病院は早いという中で、患者と医師との信頼関係がだんだんに薄れていきつつありはしないかというような中で、本当に地域の核となる病院にするには、私非常に難しいんだけど、確かに医師の確保というものが非常に大切だと。そして豊岡の方の大きな病院でも非常に医師の確保が難しいと言われておる現在、本当にこれらの対策を専門部会の方はどういう検討されておるのか。

さっきの話ではまだまだそこまでの話ではないようなんですけど、実際、この2町が合併して、この病院を核として持っていくという場合には、先程、言いました患者との信頼関係がなかったら、私はこの病院は非常に難しいというふうに思いますし、一例を挙げますと、すべての科がそろっていないという中で、本当に浜坂病院で対応できないものが緊急のやはりそういう病院になっておりますので、一たんこの浜坂病院にすべてが出ると。そこで処置ができないのは鳥取へ回すとか、いろいろなところに回すという中で、時間の非常に大きなロスがあって、実際助かるものがという疑問もあるんですよ。だから緊急の医療機関、中核でしたら、やはり病気であったならば、ここでは対応ができませんというのは、私は救急車の救命士の方はわかるとると思いますので、やはりそれらから本当に専門的にこれは分析していかれんと、これは大きな問題だと思っておりますよ。

だから、今日、ここで結論が出るものではないと思いますが、専門部会はやはりそれらを踏まえて、人口1万8,000がどれだけの範囲のどこまでの地域の医療、それから町民の生命、そういう保健を守っていけるんかというようなことを、本当に論議していただかなかつたら、私はこれは大変な大きな問題だと思とるんです。だから、恐らく先程の答弁の中で、なかなかそこまでの論議がされていないようですけど、本当に検討課題というものをしっかりと見据えて、ここの両町の町民の生命や保健を守っていただくように、ぜひお願いをしておきたいと思っております。

松元議長 幹事長。

脇本幹事長 今回の御指摘については、以前からも言われておることでありまして、先程、専門部会が言いましたように、結論がすぐ出るという問題ではありませんので、今後、引き続き検討させていただくということで御理解をいただきたいと思っております。

松元議長 中井祥三委員。

中井(祥)委員 温泉町の中井です。関連の中での質問でありますので、どこまで質問させていただいていいのかどうかということであれなんです、ここに医療、健康、命を守るということの重要性というのは、こうした診療所、浜坂病院、あるいは診療所を含めて、この5町の合併の時点から大きな問題として将来的にどのようにすることが好ましいのかというようなことが、協議会の中でも十分論議されるべきであろうということが話の中でなされておったというように記憶しております。確かに大事な問題であります。

ただ、先程の田中委員に対する答弁を聞いておると、すべての問題を新町になってから検討を加えていくんだという答弁でありました。しかしながら、果たしてそれで合併協議の責任が果たせるのかどうか、私は疑問を感じます。せっきくのこの2町が合併するという方向で論議がされるわけですから、やはりそれと並行して、当然、積極的にこの問題をどのように進めていくことが好ましいのかどうかということをもっと進めていくべきであろうかと思うんですが、その辺に対してはどのようにお考えでございましょう。

松元議長 幹事長。

脇本幹事長 今、御承知のように、但馬では合併で大きく再編されておりますし、そういうことの中で、私の方も検討は一応、病院なり保健部会等で議論はしておる訳でありますけども、そういう地域が変わってくる、それに伴って医療、そういうこともおのずと変わってくるというようなことがあります、そういう状況を見据えた上で、改めて一つの合併後に一定の考え方を整理していくということが現実的ではないかというようなことになりまして、今、専門部会が申しあげましたように、検討課題としてしっかり受けとめておるといった状況でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

松元議長 今、保健事業の方で、中心でございまして、病院につきましてはまた後ほどありますので、この程度でおさめていただけたらと思っております。

副会長。

馬場副会長 診療所をたくさん抱えております町の町長としまして、診療所に対しまして一つの考え方をせっきくの機会ですからおつなぎをしておきたいと思っております。

出張診療所を含めまして4つある訳であります、過去に兵庫県の派遣医師でお世話に

なっておりますものがメインでございます。その後、浜坂病院の方にもお世話いただきまして、サテライト方式、身分は浜坂病院におられて、診療日、特定の診療日だけ診療所の方に出向いていただくというスタイルもとらせていただきました。そういう中で、医師が定着しない、したがって、その診療所の患者もどんどん診療所離れを起こしてきたという現実がございました。

そんな中で、温泉町におきましては照来、八田、2つの診療所とも町独自でドクターの確保を行いまして、現在ようやくにして照来、八田診療所のドクターが、これは八田の診療所におきましては家族連れで就任いただいております。患者離れが起きておりましたが、徐々に復活の兆しがある訳であります。しかしながら、このドクターもこれから長くいていただけるのかどうかというのが、極めて不確定要素もございます。したがって、温泉町の診療所のあり方というものにつきましては、あくまで医師との関わりが深うございますので、医師の後任がこれは到底無理だということが予測をできる。それもあらかじめ早目に予測しなければならぬんですが、その段階で一つのけじめといたしますか、区切りをつけさせていただくべきだというふうに思っております。

その前段で、例えば浜坂町でかつて浜坂病院で行っていただいたサテライト方式というのは、即対応させていただくことは困難だというふうにも思います。それは乳幼児の健診であったり、あるいは児童生徒の予防接種であったり、町ぐるみ健診であったり、こういう観点から、診療所について即廃止という状況は非常に厳しいというふうに思っておりますことをつけ加えさせていただきます。

松元議長 ほか、ございますか。

〔質疑なし〕

松元議長 ないようでございますので、ここで質疑を打ち切りたいと思います。

ただいまの協議第49号について、御異議ないものと決してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、御異議なしということで確認させていただいたものといたします。ここで10分間休憩します。

〔休憩〕

松元議長 それでは会議を再開いたします。

協議第50号から入ります。協議第50号、介護保険事業の取扱いについてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 64ページをお願いいたします。協議第50号、介護保険事業の取扱いについて。介護保険事業の取扱いについて提出する。平成16年9月11日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目21、介護保険事業の取扱いについて。介護保険事業計画。介護保険事業計画は合併時に再編する。介護保険料。介護保険料は温泉町の例を基本に統一する。介護保険給付費準備基金。介護保険給付費準備基金はすべて引き継ぐ。介護認定審査会。介護認定審査会は合併までに調整する。手数料。介護保険料納付証明手数料は浜坂町の例により統一する。

65ページをお願いいたします。課題、問題点でございますが、まず、介護保険事業計画でございます。この事業計画は介護保険制度の円滑な施行のため、要介護者等の実態を把握し、将来の介護サービス量を見込み、その上で保険料を算定し、安定的にサービスを供給できる体制を計画的に進めることを目的に策定しております。現在の計画書の計画期間は平成15年度から平成19年度までの5カ年間ですが、合併した場合、新町における一体性を確保するために新たな計画として現計画の再編が必要となるため、平成17年度から再編することが適当であると思われます。

次に、介護保険料ですが、保険料は両町それぞれの介護保険事業計画に基づいて算定されております。2町とも所得額に応じて段階的に保険料を設定していますが、額に差があります。納期については同一であります。保険料は平成17年度に策定する事業計画に基づき賦課されることから、地方税、国保税等の均衡を勘案し、基金を活用しながら温泉町の基準額の第3段階の額を基本として、平成17年度から統一することが適当であると思われます。

次に、介護保険給付費準備基金ですが、この基金は事業の健全な財政運営を図るため毎年積み立てを行い、給付費用の財源に充てております。基金残高に差がありますが、基金の目的を勘案し、新町の事業計画に基づく健全な財政運営のため保有額をすべて引き継ぐことが適当であると思われます。

次に、介護認定審査会ですが、現在は各町で単独設置して運営のみ美方郡で行う単独設置共同運営方式をとっております。この方式は県内では朝来郡と美方郡のみであり、今後は県下で美方郡のみとなります。ちょっと飛ばしますけども、新町での単独設置、単独運営は委員の確保が困難な面があり、また郡広域事務組合の業務として新たに行う場合は、

ノウハウの面、審査会場の位置、審査件数の処理等の問題や課題があると思われます。このような状況を勘案し、関係町、関係機関と協議を行い、合併までに調整することが適当であると思われます。

次に、手数料ですが、この納付証明手数料については、単価が異なるため負担公平の原則及び住民の一体の確保の面から統一することが望まれます。行政経費や近隣市町の状況を勘案すると、浜坂町の例により統一することが適当であると思われます。

2の調整方針は先程と同様でございます。

66ページをお願いいたします。現況比較表でございますが、まず、介護保険の事業計画でございます。法に基づき計画を立てておりますが、目的、期間とも同じ内容になっております。17年度に見直すことが適当であるとしております。

次に、介護保険料の件ですが、保険料は5段階に分けております。両町で若干差がありますが、温泉町の第3段階を基本に統一することにしております。

次に、基金でございますが、平成16年5月末現在で、浜坂町は5,400万程度、温泉町は4,200万程度の額となっております。すべて引き継ぐことしております。

次に、認定審査会ですが、美方郡4町で単独で設置しております。運営は共同で行っております。会議はほぼ毎週開催されて、事務局は1年交代の持ち回りで行っております。今後、状況を勘案し、合併までに調整することにしております。

次の手数料につきましては、浜坂の300円に統一することにしております。

67、68ページは関係法令を、69ページには先進事例を掲げております。御清覧をいただきたいと思っております。以上でございます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。議案第50号について質疑のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。

〔質疑なし〕

松元議長 ないようでございますので、議案第50号は、御確認いただいたものと決ましてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 そのように確認いただいたものと決定いたします。

続きまして、協議第51号、議会関係事務事業の取扱いについてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 70ページをお願いいたします。協議第51号、議会関係事務事業の取扱いについて。議会関係事務事業の取扱いについて提出する。平成16年9月11日提出。
浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目23-1、各種事務事業の取扱い、議会関係事務事業の取扱いについて。定例会、臨時会。議会の定例会及び臨時会は現行のとおり引き継ぐ。委員会。議会の委員会の種別、委員数については新町の議会において定める。議会広報紙。議会広報紙は現行のとおり引き継ぐ。

71ページをお願いします。課題、問題点ですが、まず、定例会、臨時会についてですが、定例会は開催数、招集月とも同じであり、また、臨時会も2町とも必要に応じ開催しており、現行のとおり引き継ぐことが適当であると思われま。

次に、委員会ですが、常任委員会は2町とも3委員会あり、ほかに議会運営委員会、特別委員会があり、それぞれの課題の審議を行っております。これらの委員会は、合併後速やかに議会において定めることが適当であると思われま。

次に、議会広報紙ですが、2町とも年4回の定例会後に発行しており、現行のとおり引き継ぐことが適当であると思われま。

2の調整方針は先程と同様でございます。

72ページをお願いいたします。現況比較表として定例会、臨時会の開催状況を掲げておりますが、両町とも同じ内容であり、現行どおり引き継ぐことにしております。

委員会につきましては、設置状況を掲げておりますが、種別や委員数については新町の議会において定めることにしております。

次に、広報紙の状況を掲げておりますが、同じ内容であり、現行どおり引き継ぐことにしております。

73ページには関係法令を掲げております。御清覧賜りたいと思います。以上でございます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。51号について御質問のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

〔質疑なし〕

松元議長 質疑がないようでございますので、協議第51号は、御確認いただいたもの

と決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、そのように御確認いただいたものと決定いたします。

続きまして、協議第52号、総務関係事務事業の取扱い(その2)についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 74ページをお願いいたします。協議第52号、総務関係事務事業の取扱い(その2)について。総務関係事務事業の取扱い(その2)について提出する。平成16年9月11日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目23-2、各種事務事業の取扱い、総務関係事務事業の取扱い(その2)について。情報公開。情報公開及び個人情報保護制度は合併時に再編する。情報公開手数料は温泉町の例により統一する。自治組織。自治会及び連合自治会、区長協議会は現行のまま引き継ぎ、合併後1年以内に調整する。地縁団体は現行のまま引き継ぐ。補助金。地域振興事業等補助金は現行のまま引き継ぎ、平成18年度から再編する。使用料。行政財産目的外使用料は浜坂町の例により統一する。CATV事業。CATV事業は現行のまま引き継ぐ。

75ページをお願いいたします。課題、問題点ですが、まず、情報公開についてですが、公文書の公開につきましては、2町で差異があるため、電子文書を含めた文書管理及び個人情報保護制度との整合等、時代の要請に対応した情報公開制度に再編することが適当であると思われます。個人情報保護についても差異があるため、情報公開とあわせ再編することが適当であると思われます。情報公開の手数料については、実費相当額を基準としている温泉町の例により統一することが適当であると思われます。

次に、自治組織ですが、自治会は組織の単位や報酬、また、行政とのかかわり等について差異がありますが、現行のまま引き継ぐこととし、合併後1年後から再編することが適当であると思われます。連合自治会、区長協議会につきましても、自治会と同様の取り扱いとすることが適当であると思われます。地縁団体は浜坂町のみではありますが、これまでの経過を勘案すると現行のまま引き継ぐことが適当であると思われます。

次に、補助金ですが、各種の補助金は地区振興、活性化のために交付しており、順次計画的に進めている事業があるため、合併後1年後に再編することが適当であると思われます。

次に、使用料でございますが、行政財産目的外使用料のうち、土地使用料は分類、単価において差異がありますが、県の基準に基づく浜坂町の例により統一することが適当であると思われます。また、建物使用料は2町とも県の基準に基づいており、現行のまま引き継ぐことが適当であると思われます。

次に、CATV事業ですが、この事業は温泉町で整備中であり、平成17年4月に供用開始となります。合併後は浜坂町においても情報化推進と情報格差是正のためCATVを基盤に整備することが望ましいと思われます。

2の調整方針は先程と同様でございます。

76ページをお願いいたします。現況比較表です。まず、情報公開ですが、行政が持っている情報は原則公開としていますが、その中で公開しないものについて両町とも6点ずつ掲げております。次の審査会は不服申し立てを審議するものですが、委員の任期と審査事項に違いがあります。これらの件については、合併時に再編することにしております。次の手数料のコピー代については温泉町の例により統一することにしております。次の個人情報保護ですが、ご覧のように若干の違いがあります。合併時に再編することにしております。

次に、自治組織でございますが、自治会が浜坂町には82、温泉町には32区あります。町内会長や区長の連合会もそれぞれ組織されておりますが、現行のまま引き継ぎ1年以内に調整することにしております。地縁団体は浜坂町に2団体組織されてますが、現行のまま引き継ぐことにしております。

次に、補助金ですが、総務部会が所管するものについて掲げておりますが、現行のまま引き継ぎ18年度から再編することにしております。

77ページですが、使用料ですが、土地使用料と建物使用料に分けて掲載しております。浜坂町の例により引き継ぐことにしております。

次に、CATV事業ですが、温泉町の状況を掲げております。現行のまま引き継ぐことにしております。以上でございます。

松元議長 ただいま協議第52号の説明が終わりました。

質問ございますでしょうか。ありませんか。

岡田委員。

岡田委員 温泉町の岡田でございます。この自治組織、それからまた地域振興事業等の補助金、この辺のところについて、ちょっとお聞きしてみたいと思う訳ですけれども、ま

ず、この自治組織そのものの考え方っていうふうなことを何か御検討されたようなことがあるかどうか。

我が町の例からすれば、行政区といいまして少ないところは11世帯から始まって何百という、そういう自治区があります。したがって、やはりその辺の考え方がひとつ出てこなければ、この報酬等の問題についてもやはり考え方いろいろあると思いますが、ある一定規模っていうふうな形に向けて努力するっていうふうな姿勢なりが話し合われているのかどうか。

浜坂の実態がわかりかねますので我が町の中でのそういうことを疑問に感じておる一人としてお聞きしてみたいというのが1点でありますし、それからこの地域振興事業の補助金というもの、浜坂町さんの方の事業内容等を見させていただくと、我が町の今、地域振興事業の補助金としての細部にわたっての列記してあるもの、こういうものを考えてみますときに、私は希望とすれば、当然、現行のまま引き継ぐということについてどうこういうものではございませんけれども、やはり、18年度に向かって再編するという基本のところの中で、やはり、温泉町の例を基本にしながらというふうな考え方がぜひ欲しいというふうに思います。

これこそ、やはり地域の自治の考え方に、より密着した中での事業であろうというふうに思います。このようなことがおろそかにされるとかえってそれぞれの地域コミュニティーの関係からを含めて、行政全般の推進というふうなことが、やはり、非常に満足をされない状況になるんじゃないかなというふうな一面からして、この補助金については、やはり、現在の温泉町の例を基本にしながらというようなことをひとつ考えていただきたいなということの、これは希望としての御意見とさせていただきます。

松元議長 幹事長。

北村副幹事長 自治組織の検討でありますけれども、現在、温泉町の中にも御意見のとおりに、小さな集落、表現が適切でないですけれども、戸数の少ない集落から多くの戸数を抱えた集落まで点在をいたしております。そういった中で現在、数の少ない自治組織について、他の組織との統合といいますか、合併といいますか、そういったものも検討し、本年度中にそれらの結論を見出していきたいというような思いを持っております。

一方、新しい宅地造成への取り組みがありまして、そこも一定の数がもう既に家を立てられて、構えられておるといった状況がございます。そういう状況の中で、総合的に勘案していく必要があるということの中で、本年度中にそれらの検討をしていきたいというこ

とでございますし、本日までにいろんな経緯の中で浜坂町さんでも自治組織がつくられているという経緯がございます。そこを総合的に考える中で、平成18年度の中で、それらを再編といいますか、整備をしていきたいという思いであります。

それから、地域振興事業の補助金につきましては、ここに掲げさせていただいてますのは、温泉町の場合は地域振興事業ということで、すべてを出させていただいておりますけれども、浜坂町の場合には総務課の担当しているものということで、一部のものに限られて掲載をしてるというようなことがございます。財政事情のこともございますけれども、今までの各集落の計画、そういったものもございまして、できるだけ御意見に沿うような努力をしていきたいというふうに考えます。

松元議長 ほかにはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 ないようですので、協議第52号は、御確認いただいたものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、そのように御確認いただいたものと決定いたします。

続きまして、協議第53号、税務関係事務事業の取扱いについてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 78ページをお願いいたします。協議第53号、税務関係事務事業の取扱いについて。税務関係事務事業の取扱いについて提出する。平成16年9月11日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目23-4、各種事務事業の取扱い、税務関係事務事業の取扱いについて。手数料。手数料は浜坂町の例により統一する。

79ページをお願いいたします。課題、問題点ですが、税務関係の手数料は、浜坂町は住宅家屋証明を除き一律300円であるのに対し、温泉町はすべて200円と差があります。合併後は負担公平の原則と住民の一体性確保の面から統一することが望ましく、行政経費や近隣市町の状況を勘案しますと、浜坂町の例に統一することが適当であると思われ

ます。

2の調整方針は先程と同様でございます。

80ページをお願いいたします。現況比較表です。証明手数料ですが6項目、それから

閲覧手数料、督促手数料がそれぞれ1項目ずつ掲げております。すべて浜坂町の例により統一することにしております。以上でございます。

松元議長 朗読、説明は終わりました。

質問を受け付けたいと思います。質問のある方は挙手をお願いいたします。

田中委員。

田中(要)委員 使用料、手数料というのは、それぞれ両町で差異があって、それぞれ決められた経緯があると思うんですが、しかし、合併する時の大儀というのは、少々、差異があったとしても、辛抱できる部分と、やはり、これは若干、見直しして欲しいなあという部分があると思うんですが、その辺のところですね、先程の協議項目にもあったように、片一方は浜坂の例による、片一方は温泉町の例によるというように、いわゆるバランスを取っておられる訳ですけれども、この税務手数料について、これらが100円上がったからどうなるんだというふうに言われれば、じゃあ、100円で生活が困ったかというふうなことにはならんと思うんですけども、やはり、合併するという中で、合併したら何もかにも上がったなという、非常にこれは気持ちの問題、精神的な問題がある訳でありまして、したがって、やみくもに揃える場合においては、低い方に揃えても罰は当たらないなど、しかし、行政経費の問題が論議されるとするなら、じゃあ、各町で決められた手数料の中で、行政経費がどうなのかと、温泉はこうだ、浜坂はこうだというようなきちっとした明確なものがあるのかなというふうに思うんですけども、その辺のところの幹事会や各課の調整の中で、これらはどういうふうに御説明をされますか。私自身も聞かれたら説明しなきゃならん。聞かれなかったらええけども、恐らく聞かれるであろうと思います。したがって、そのところを御説明お願いできればと思いますが。

松元議長 事務局長。

阪本事務局長 まず、行政経費の面から検討しております。行政経費で経費の方が関係人件費、その他の経費ということで区分をしてあると思います。それから、1年間の受け付けしました処理件数を、これは住民票とか、そういう戸籍の受け付け関係のものでございますけども、そういう経費を必要経費とそれを処理件数で割り戻してみますときに、おおよそでございますけども、512円程度かかっていると、経費が。そういう状況で現在、温泉町が200円、浜坂町では300円の手数料をいただいておりますけども、行政経費はそれぐらいかかっていると。

それと近隣の関係でございますけども、豊岡市、新しくできました豊岡市、また養父市

がこれが300円でございます。それと朝来市ができますけども、ここは4町ありますけども、もともと200円がどの町も、4町とも200円であったということで、ここは200円にしております。それから隣の3町でございますけども、ここはこの間の調整をされたようございまして、香住町の例の250円にしておるといふうなことでございます。それらを加味いたしまして、今回は浜坂町の例によって300円にさせていただいたと、このことは今は税務の関係の取り扱いで協議をいただく訳ですけども、ほかの諸証明とか、先程、言いました印鑑証明なり、ほかの関係の事務事業もすべて200円であったものが300円というふうなことでありますので、そういうふうなことで御提案を申し上げたいというふうに思っています。

松元議長 田中要委員。

田中（要）委員 私は行政の行う事務事業の場合、民間企業と同じように、必ずしも原価主義を導入することはないと思っています。経費がこれだけかかったから、利用される皆さんも当然、応分の負担を願うというのは、一般的には非常に聞こえがいいんですけども、ただ言えるのは行政のサービスというのは、必要なものに対して必要なものの経費はかかるというのはわかるんですけども、こういう手数料とかというような問題については、原価主義を必ずしも導入しなくてもいいのではないかなという気がする訳です。私はそういうのを持論にしておりますから、これが今日の全国の自治体の中で通用すると思いませんけども、私自身の御意見だけは申し上げておきます。

松元議長 中井祥三委員。

中井（祥）委員 私も田中委員のおっしゃってることに、同じ考え方でありまして。行政経費の関係については、これは考え方、計算の仕方で大きな差異が出てくるだろうというように思います。原価の計算なんてのは、ただ、この調整の中で、財政的な問題で高い方に合わせようという考え方が大体出てきてる訳ですね。この金額的には小さい問題なんですけども、感情的には私は町民というのは、なぜ、合併して高くなったのか、直接響いてくる問題、懐ではなしに感情としてなぜ合併したらこうなるのかっていう、浜坂町の場合は問題ない訳ですが、じゃあ、温泉町の町民にしてみれば、なぜ、合併したら合併するまでの話とえらい違いがあるなというのが私は出てくるだろうと思います。町民の感情として、財政的に細かく計算して、これを200円に抑えることによって、どの程度の財政が苦しくなるのかどうかというようなことも考えた場合、私はその辺、さほど財政の問題としては取り上げるべきでない。やはり町民の感情というものをもっと大事にした合併のあり方、

手数料のあり方というのを検討していただきたいなというように思います。

松元議長 副幹事長。

北村副幹事長 温泉町での検討の中で、実は今、御意見いただきましたようなことは、確かにそのとおりだというふうに考えますし、説明会の中でもそのようなことを申し上げてきた経過があるという思いでございます。しかしながら、合併の論議を始めましてから今日に至りますまで、かなり国の状況もさま変わりをしてきたというようなことが1つございます。

それから手数料について考えますと、先程、事務局の方から行政経費として512円でしたか、ざっと、その程度かかりますということを御説明申し上げた訳でありますけれども、そのうちに人件費を除いてその他経費、いわゆる直接的な経費でありますけれども、それが団体によって変わる訳ですけれども、6割から7割程度を占めるのかなというような状況でございます。そういうことを考えてみますと、512円の6割、7割ということで五七、三十五、300円前後ということになります。

一方、サービスということを考えますと、手数料につきましては、特定の方々に対するサービスだということも踏まえまして、人件費を除いたところで直接的な経費がかかるものについてはサービスを受けていただく皆様に御負担いただいても、そのところは御理解いただけないだろうかというようなことが議論の中で出てまいりまして、この際、浜坂町と温泉町とが一つの町になっていく、そのことを考えますと当然にどの事務所でも同じようなサービスを受けるということを考えますと、この際に300円に統一をさせていただけないだろうかというような思いで提案をさせていただいているものでございます。

松元議長 続いてありますか。

中井祥三委員。

中井(祥)委員 答弁は理解できます。しかし、やはり住民に説明した段階から、じゃあ、何年たってるというふうなことになる、ただ、国の方の状況が変わってきたからというようなことだけで、それだけじゃない訳ですが、先程、説明があったように、いろんな要素っていうのがその中に入っている訳なんです。私は、やはり協議会としてこの問題を検討していく中では、もう少し納得がいかないと感じます。意見として申し上げておきます。

松元議長 幹事長。

脇本幹事長 今、議論をいただいておりますけれども、この問題につきましては、それぞ

れの専門部会から手数料等の状況もいろいろと上がってきておりましたけども、幹事会等でも今、副幹事長申し上げましたように、温泉町のことも十分その配慮に入れながら検討した訳でありますけれども、浜坂町が300円に手数料を上げましたときには、行政改革の視点でもって進めてきたという経過もありますし、このたびの事務調整方針の原則、6点ありますけれども、そうした中で先程、事務局長も言いましたように、負担公平の原則ということの基本にしながら、合併して類似団体等の比較検討もできてまいりますし、先程、申し上げましたように、近隣の市町等の状況とも勘案しながら、一定の考え方を整理したという状況でございます。幹事会の中でも温泉町の地域についてのみ、じゃあ、激変緩和というような処置も考えたらというような議論も深めた訳でありますけれども、逆に温泉町域の方が浜坂で交付されても、その方だけが若干安くなるとかっていうことについては、何か不自然さも残るし、この際、町民の皆さん方に御理解をいただいて、住民の一体性の確保というような視点からも理解をいただくことが、これからの健全財政の運営につながるというような視点で幹事会としても結論を出しておりますので御理解をいただきたいと、このように考えます。

脇本幹事長 中井委員。

中井(祥)委員 私の質問が舌足らずだったかわかりませんが、温泉町と浜坂町とを差をつけという意味ではありません。下げることがあってもいいんじゃないかと。じゃあ、200円と300円なら、先程、他の市町村でもありました250円という話もある訳ですね。すべてを高い方に合わせなきゃならんという考え方について問題がありはしないかということをお願いする訳ですよ。

だから250円にしたからって、これ何の問題があるんですか、200円に浜坂町下げたって何の問題があるんですか、ということをお願いして私は申し上げております。温泉町と浜坂町とを現行のままで200円と300円にしてはどうかという意味で申し上げる訳じゃありません。下げること合併のあり方かなというふうな意味で申し上げておりますので、そのように理解をしていただきたいと思います。

松元議長 幹事長。

脇本幹事長 よくわかります。下げる方ということも我々も議論をいたしましたけども、基本的には先程、副幹事長も言いましたように、分権化という一つの思想をベースにしながら、やっぱり地域の住民の方にも御負担いただくところは、最低限、その行政経費の直接経費である部分は負担をいただこうという考え方でありまして、逆に先程から出て

おりますように、補助金でありますとか、扶助費等の給付行政については、できるだけ条件のいい、温泉町等の補助金制度なんかも相当充実されておりますので、そういうようなものはやっぱり浜坂町においても同じような環境づくりをすべきだということで、給付行政等につきましては、そういうサービスっていいですか、そういうことについてはできるだけ有利なものを採用するというので、それぞれの専門部会もそういう考え方のもとに整理をされてきておりますので、健全財政っていいですか、健全財政の原則というような視点で、このたび手数料については直接経費でありますところの相当分をいただく、それらは大体、先程、言いましたように300円相当になるということで、このたび、浜坂町の例に合わせるということにさせていただいておりますので、確かに心情的っていうか、やっぱり思いとしては今、中井委員さんおっしゃるとおりだと思いますけども、特定の方の受益っていいですか、そういうようなことで手数料というのは性格的に使用料なり手数料ってというのは受益者が特定できるというようなことの中で、そういう整理をさせていただいておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

松元議長 ほか、ございますか。

〔質疑なし〕

松元議長 質問ないようでございます。

協議第53号は、御確認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、そのように御確認いただいたものと決定いたします。

続きまして、協議第54号、住民関係事務事業の取扱いについてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 81ページをお願いいたします。協議第54号、住民関係事務事業の取扱いについて。住民関係事務事業の取扱いについて提出する。平成16年9月11日提出。
浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目23-5、各種事務事業の取扱い、住民関係事務事業の取扱いについて。保育園。保育所は浜坂町は現行のまま引き継ぎ、温泉町は平成17年4月に幼稚園と統合する。通園バスの運行及び保護者負担金は再編する。保育料は温泉町の例により統一する。延長保育、乳幼児保育は、保育所ごとに延長時間、受け入れ年齢を設定する。一時保育は浜坂町の例により統一する。保育研究会は浜坂町の例により統合する。手数料。戸籍住民関係

手数料、被害証明等手数料、臨時運行手数料、船員関係手数料は浜坂町の例により統一する。

防災事業。地域防災計画及び水防計画は、合併後1年以内に策定する。防災会議は、合併後新たに設置する。委員は15人とする。災害対策本部は、合併時に再編する。自主防災組織、婦人消防は、現行のまま引き継ぐ。講習会交付金は、温泉町の例により引き継ぐ。交通安全用具の支給は、浜坂町の例により引き継ぐ。

戦没者追悼。戦没者追悼は、温泉町の例により統一する。

82ページをお願いいたします。課題、問題点でございます。まず、保育園についてですが、公営保育所は、浜坂町にへき地保育所を含め5施設、温泉町に2施設あり、民営保育所は浜坂町に1施設あります。温泉町におきましては、平成17年4月に幼保が統合され、浜坂町においては将来の保育・幼児教育を考える検討委員会で協議されていますが、当面は現行のまま引き継ぐことが適当であると思われます。通園バスは、浜坂町で1施設、温泉町で2施設が運行していますが、温泉町は幼稚園との統合により1施設となるため再編する必要があります。なお、保護者負担金についても差異があるため、再編することが適当と思われます。保育料は、浜坂町は国の基準額に基づいておりますが、温泉町が国の基準額の4分の1を補助している状況を勘案すると、温泉町の例により統一することが適当であると思われます。延長保育は、保育所により延長時間に差異がありますが、保育園児や地域の実情が異なるため、保育所ごとに決定することが適当であると思われます。乳幼児保育は、受け入れ年齢に差異がありますが、施設の設備により受け入れできない保育所もあるため、基本的には最少年齢を生後6カ月とし、保育所ごとに対応できる年齢を設定することが適当であると思われます。一時保育は、半日の取り扱いに差異がありますが、利便性を勘案し、浜坂町の例により統一することが適当であると思われます。保育研究会は、構成、補助金に差異がありますが、研修等による保育事業の進展向上の目的を勘案し、保護者を含む浜坂町の例により統合することが適当であると思われます。

次に手数料でございます。戸籍住民関係手数料のうち、戸籍手数料の単価は同じであります。その他住民関係の単価は浜坂町が300円で温泉町が200円と差があり、被害証明、漂流物・沈没品保管証明についても同様です。これらは負担公平の原則及び住民の一体性の確保の面から統一することが望ましく、行政経費や近隣市町の状況を勘案すると、浜坂町の例により統一することが適当であると思われます。自動車の臨時運行手数料については、温泉町分も浜坂町において処理していることから、現行のまま引き継ぐことが適

当であると思われます。船員関係手数料については、漁協のある町の事務となるため、浜坂町の例により統一することが適当であると思われます。

次に防災事業ですが、地域防災計画と水防計画は、それぞれ災害対策基本法と水防法に基づき、防災会議の審議を経て作成し、毎年検討を加え、必要あるときには見直しすることになっております。合併後は2町それぞれの計画を統合し、新町の範囲において新たな防災計画と水防計画を策定する必要があります。防災会議は合併後新たに設置することとし、委員数は浜坂町の例により15人とすることが適当であると思われます。災害対策本部は、災害が発生または発生するおそれがあるとき設置しますが、緊急事態に備え、合併時に再編することが適当であると思われます。自主防災組織は、2町ともすべての世帯が加入しており、災害時の初動体制や地区住民の安全確保のために必要であり、現行のまま引き継ぐことが適当であると思われます。なお、婦人消防についても引き継ぐことが適当であると思われます。講習会の開催に係る交付金については、地区における防災体制の育成のため、引き継ぐことが適当であると思われます。交通安全用具の支給は、浜坂町は鈴、ワッペン、反射たすき等を支給していますが、温泉町ではライオンズクラブの協賛により適宜配布している状況です。現在の交通事情を勘案し、交通安全対策の面から浜坂町の例により引き継ぐことが適当であると思われます。

83ページをお願いいたします。戦没者追悼ですが、2町とも戦没者の追悼が目的であり、温泉町は平和の集いも含めて開催しており、経過や開催目的を勘案すると、温泉町の例により統一することが適当であると思われます。

2の調整方針は、先程と同様でございます。

84ページをお願いいたします。現況比較表の保育園についてですが、まず、保育施設は浜坂町に公営5カ所、民営1カ所があります。温泉町には公営が2カ所ですが、平成17年4月から幼保センターとして統合することになっております。浜坂町はこのまま引き継ぐことにしております。

通園バスは、浜坂町は大庭保育所で、温泉町では2施設とも運行しております。それぞれ保護者負担がありますが、再編することにしております。

次に保育料でございますが、浜坂町は国の基準どおりの料金体系ですが、温泉町は独自の基準を定めております。3歳児、4歳児の第4階層が、浜坂町の4分の3程度の金額となっております。どの階層も温泉町の方が低くなっておりますが、温泉町の例により統一することにしております。

延長保育ですが、早朝と夕方の延長時間帯を示しておりますが、それぞれ保育所ごとに設定をすることにしております。

次の乳幼児保育ですが、満1歳からと生後6カ月がありますが、それぞれ保育所ごとに設定することにしております。

一時保育でございます。半日の区分がある浜坂町の例により統一することにしております。

保育研究会につきましても、浜坂町の例により統一することにしております。

85ページです。戸籍住民関係の手数料ですが、戸籍に係る手数料につきましては両町同額となっております。印鑑証明や住民票などの、浜坂町は300円、温泉町は200円となっております。その他の手数料も300円、200円と差があります。3の自動車の臨時運行、4の船員関係の手数料は浜坂町が事務を行っております。これらの手数料につきましては、浜坂町の例により統一することにしております。

86ページをお願いいたします。防災事業でございます。防災計画、水防計画、防災会議とありますが、計画につきましては合併初年度に策定し、防災会議については新たに設置し、15人の委員で構成することにしております。

災害対策本部は2町とも同じ体制となっておりますが、合併時には再編することにしております。

自主防災組織ですが、浜坂町に43、温泉町に34組織あり、全世帯が加入しております。機材の点検や、温泉町では講習会も実施をしております。婦人消防も記載のとおり組織されておりますが、これらは現行のまま引き継ぐことしております。

次の交通安全用具の支給につきましては、浜坂町の例により統一します。

それから、最後の戦没者の追悼につきましては、開催時期が異なっておりますが、温泉町の例により統一することにしております。

それから、87ページには関係法令を掲載しております。御清覧いただきたいと思います。以上でございます。

松元議長 朗読説明は終わりました。

協議第54号についての質問を受けたいと思います。

田村昭委員。

田村委員 保育料が温泉町の例ということで、こう比較してみますと、こっだけ温泉町の例にしたら、浜坂の所得階層の上の上位の者がね、うんと2分の1ぐらいになってくる

ということになりますね。こういうばらつきというか、低所得、下の階層が上を助けるといような傾向になるんですけども、もっと微調整というか、できなかったでしょうか。こういう階層が少ないからぐらいな気持ちで終わったでしょうか。そこらのところ、階層の高いところで御負担をしていただいて、所得階層の低いところで、これから見ると、中の階層の者が高い階層の者を手助けしとるような感じがいたします。ここらはもうちょっと調整されたらどうですか。

松元議長 それでは、10分間休憩いたします。3時10分から再開いたします。

〔休憩〕

松元議長 それでは、会議を再開いたします。

答弁を、温泉町長より行います。

馬場副会長 御指摘の件でございます。この第6階層、第7階層の部分で、実は所得に応じて保育料を決めるという観点の中で、その所得の把握にも、世帯における所得ということが加味されます。こういう状況があることによって、本来は同一世帯で生計を営んでおりながら意図的に世帯分離をするというふうな事例もございます。それから所得の多い方を離してしまうという事例もございます。そういう中で、温泉町におきましては、この保育料は昨今、年間に60名前後というふうな出生数でございまして、少子化対策としてこの保育料というものを可能な限り下げていくべきだという議論を過去5、6年やってまいりました。その中で、第6階層、第7階層におきましても、先程、申し上げました所得によって保育料が一層に高くなるということも問題があるというふうな、そういう配慮が第6階層、第7階層につきましても若干加わっておりますので、しかしながら、御指摘のような状況をこのまま、とてもばらつきが大きゅうございますので、これは再度継続審議とさせていただきまして、調整をさせていただきたいというふうに考えます。

松元議長 ただいま継続審議で再度提案させていただきたいということでございます。御了解いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、ただいまの協議第54号につきましては、継続審議ということで確認したいと思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、さように決めます。

続きまして、協議第55号に入ります。環境関係事務事業の取扱いについてを議題とし、

会長にかわり、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 88ページをお願いいたします。協議第55号、環境関係事務事業の取扱いについて。環境関係事務事業の取扱いについて提出する。平成16年9月11日提出。

浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目23-6、各種事務事業の取扱い。環境関係事務事業の取扱いについて。公害防止対策事業。公害防止対策事業は、現行のまま引き継ぐ。

環境保全事業。ISO14001は、温泉町の例により引き継ぐ。クリーン但馬5万人大作戦は、現行のまま引き継ぐ。

廃棄物処理事業。指定ごみ袋は、燃えるごみ用大袋は60円、小袋は40円、その他紙製容器包装用大袋は30円とし、粗大ごみは200円とする。事業系の一般廃棄物処理手数料は、計画収集は浜坂町の例により、毎日収集については、温泉町の例を見直しの上統一する。持ち込み手数料は、現行のまま引き継ぐ。一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可申請手数料は、浜坂町の例により統一する。生ごみ処理機器購入助成は、合併時に再編し、事業系処理機の助成は廃止する。ごみ集積所設置助成は、温泉町の例を基本に引き継ぐ。ごみ収集体制は、現行のまま引き継ぐ。

し尿処理事業。浄化槽汚泥処理及びし尿くみ取り手数料は、現行のまま引き継ぐ。

リサイクル事業。集団資源回収助成事業は、浜坂町の例により統一する。

斎場事業。斎場事業は、現行のまま引き継ぐ。

畜犬登録事業。畜犬登録事業は、現行のまま引き継ぐ。

89ページをお願いいたします。初めに公害防止対策事業でございますが、この事業は、それぞれ活動内容が異なりますが、公害を未然に防止し、住民の生命、健康及び生活環境を守るため、引き継ぐことが適当であると思われま。

次に、環境保全事業ですが、ISO14001とは、事業所活動に伴うあらゆる環境への影響を評価、点検し、環境に与えるいろいろな影響負荷を目的、目標を定めて計画的に継続した実践の中でできる限り削減していく国際的な環境マネジメントシステムでございます。現在は温泉町が取得していますが、環境保全への関心の高まりを勘案し、合併後は浜坂町に拡大していくことが望ましいと思われま。クリーン作戦事業は、地域、団体が主体となって実施しており、環境の保全や美化の面から現行のまま引き継ぐことが適当であると思われま。

次に、廃棄物処理事業ですが、1点目の手数料につきましては、ごみの指定袋は日常生活に欠かせないものであるため、現行との均衡を総合的に勘案し、燃えるごみ用大袋は60円、小袋40円、その他袋を30円とし、粗大ごみを直接持ち込む場合の最低料金である200円とすることが適当であると思われます。事業系の一般廃棄物処理については、料金体系に差異がありますが、現行との均衡を考慮し、計画収集は浜坂町の例により、毎日収集については温泉町の例を見直しの上、統一することが適当であると思われます。持ち込み手数料は同一であるため、現行のまま引き継ぐことが適当であると思われます。一般廃棄物処理業と浄化槽清掃業許可申請手数料は若干の差異がありますが、浜坂町の例により統一することが適当であると思われます。(2)の助成ですが、生ごみ処理の機械購入助成は、補助率は同じですが限度額に差があるため合併時に統一することとし、事業系処理機の助成につきましては廃止することが適当であると思われます。ごみ集積所設置助成は温泉町が実施していますが、今後とも必要があるため温泉町の例を基本に引き継ぐことが適当であると思われます。(3)の収集体制ですが、収集体制は、地区により回数等に差異がありますが、基本的に現行のまま引き継ぐことが適当であると思われます。

次に、し尿処理事業ですが、浄化槽汚泥処理とし尿くみ取り手数料は、美西衛生の一部事務組合による共通事務であるため、現行のまま引き継ぐことが適当であると思われます。

次に、リサイクル事業ですが、集団資源回収助成事業は、奨励金の額に差異がありますが、ごみの減量化と再利用の促進のため継続することが望ましく、回収資源が有価物であることや、段ボールが計画収集となったことを勘案し、浜坂町の例により統一することが適当であると思われます。

次に、斎場事業ですが、この事業は美方郡広域の事務組合による共通事務であるため、現行のまま引き継ぐことが適当であると思われます。

次に、畜犬登録事業ですが、この事業は狂犬病予防法に基づく事業であり、事業内容、手数料とも同一であるため、現行のまま引き継ぐことが適当であると思われます。

90ページの調整方針は、先程と同様でございます。

91ページをお願いいたします。公害防止対策事業は、浜坂町2件、温泉町は1件の活動を掲げておりますが、現行のまま引き継ぐことにしております。

次に、環境保全事業ですが、ISO事業は温泉町が平成15年8月に取得しておりますが、温泉町の例により引き継ぐことにしております。次のクリーン大作戦は両町で実施しております。現行のまま引き継ぐことにしております。

次の廃棄物処理事業ですが、まず、手数料のごみ袋、浜坂町は大、小、80円と60円、温泉町は50円と30円となっておりますが、大は60円、小は40円としております。その他の紙袋は30円に変更はありません。計画処理の事業所系ですが、浜坂町は一律3,200円ですが、温泉町は重量で区分しております。計画収集は週2回、事業所まで出向いて回収しますが、この場合は浜坂町の例により3,200円となりますが、毎日収集の場合は温泉町の例を基本に見直しを行い、統一することにしております。次の持ち込み料は現行のまま引き継ぐこととしております。業者関係の許可手数料は記載のとおりでございます。浜坂町の例により統一することとしております。

92ページをお願いいたします。(2)の助成事業ですが、生ごみ処理機の購入助成ですが、補助率は2分の1で同率ですが、限度額が異なっております。合併時に再編することにしております。温泉町の事業系の分は廃止することとしております。次に、ごみの集積所の設置助成ですが、温泉町が行っておりますが、これを基本に引き継ぐこととしております。次に収集体制ですが、それぞれ分別ごとに記載しておりますが、現行のまま引き継ぐこととしております。

し尿処理事業ですが、美西衛生組合で共同処理をしております。現行のまま引き継ぐこととしております。

次に、リサイクル事業ですが、浜坂町は2種類に分けておりますが、温泉町は一律7円としております。これは浜坂町の例により統一することとしております。

斎場事業は、美方郡広域で行っておる事業です。現行のまま引き継ぐこととしております。

93ページをお願いします。畜犬登録でございます。2町で同じ内容となっております。現行のまま引き継ぐこととしております。以上でございます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。

協議第55号について、質問のある方は挙手をお願いいたします。

西脇委員。

西脇委員 座ったままで失礼します。温泉町の西脇です。

ごみ袋の件で、先程の手数料とは、これちょっと意味が違って、先程の手数料が200円、300円ということで高い方に合わされた訳ですが、これは目的を持って事業に使ったり必要に迫っての手数料であると。ごみは、これはもう等しく幅広く、それで温泉町も

ごみを減らすことを工夫凝らしながら現在の大で50円、小で30円となって、これは間をとるような60円、40円ということですが、これこそちょっとおかしいなど。足して2で割るような方式はできるだけやっぱり避けるべきで、温泉町の例によるというふうに修正提案いたします。

松元議長 岡田委員、どうぞ。

岡田委員 私も今出されておりますこのごみ袋の料金体制の中でのこの設定というのは、やはり専門部会でも御検討された中に記入されておりますように、日常生活に欠かせないものであるということの認識をされながら、現在、温泉町の例でとってみますと、やはり1世帯が1カ月に仮に10枚使うとしたならば、今まで500円で済んでおったものが600円に上がるというふうな、この上がる率、金額はそうではないとお思いになるかもしれませんが、やっぱりそういうこと。それから逆に、温泉町の方に浜坂町さんの関係を合わせていただいたとして、同じような考え方で、仮に浜坂町さんが3,000世帯等がある場合に、どの程度の本当に持ち出しが逆に必要になるだろうかというふうなことも勘案していただくと、やっぱり合併をしてよかったと思わせる一つには、こういう日常生活に欠かせない、特に御婦人方が日々そのようなことを直にやっぴらっしゃる、そういうものこそやはり相当配慮をするべきじゃないかなというふうに私は思います。したがって、この関係については、ぜひ、再考をしていただきたいということを、私も意見として西脇委員と同じように再考をお願いをしたいという考え方であります。

松元議長 ただいまの二方さんからの意見について、専門部会、ありますか。

どうぞ。

中村住民部会副会長 専門部会で検討した中には、確かに御指摘のように現状の温泉町の料金と浜坂町の料金の差があるのを検討しながら、できるだけサービスは安くという基本もありましたので、温泉町の方に統一すべきかなあという意見も、協議もいたしました。ただ、今、北但でごみの減量化のための大きな施設を目標として整備中でありまして、その整備の中にごみの減量化という大きな目標がございます。そして去年から検討いたしました紙製容器包装のスタートがございました。そういった中に、この一定の1年間の実績を見ると、紙製容器包装の実績がなかなか上がらない、また、ごみの分別収集の協力がなかなかまだ実績が上がらない、そういった実績の中で、ごみ袋の差を少しでもつけさせていただいて、そして、ごみの減量化につながるようなことも多少検討しなくてはならないのではないかというふうな意見交換の中で、多少住民の皆さんには負担増と

いう面がありますけども、容器包装は30円で置き、そして小については40円、それから大が60円というように、一面、温泉町の町民の皆さんには負担増の感をいたしますけれども、今回、できるだけそういったごみ減量化に取り組むためにも、こういった再提案、具体的には調整の単価を提案させていただければというような部会での協議内容であった訳であります。そういった面、多少の初期の協議の段階では温泉町の提案の具体的な案ということも十分検討いたしましたけども、結果、こういう調整にさせていただいております。

松元議長 中井登委員。

中井（登）委員 中井です。座ったままで失礼します。

温泉町の皆さんから今2人、お話がありました。私はそれと、先程、田中要さんから行政サービスのコスト化という問題、これを考えてみますときに、私はごみの問題は完全にコスト計算すべきだと。そのほかのサービスは結構です。しかし、ごみの問題だけは原価コスト計算を町民の皆さん方に徹底して認識いただくということが必要な項目です、これは。ですから暗に、確かに合併してよかったなあという気持ちをさせるという先程の岡田委員のアイデアはなかなかいいと思います。いいと思いますが、行政の立場からすると、私はやっぱり自然を守るという立場からしましても町民の協力が要ると。その協力を求めるためには、コスト計算をきちっと説明しておくという立場に立つべきだと、こういうふうに考えますので、私は簡単にそういう論評でこれを結論を下すのは、私は危険だと。もう少し考えてみたらどうでしょうか。そういうことを御提言申し上げたいと。

松元議長 馬場副会長。

馬場副会長 この問題に関連しまして、実は課長申し上げましたように、北但広域のごみ汚泥の処理施設の件が今、計画中であります。合併後、3市2町になる訳であります、その北但の今の分別が6分別なんです。矢田川流域は5分別。一方、美西は13分別ということですから、まさにこの北但エリアでは優等生の最たるものです。美西におきましては、これに廃プラスチックを入れて、最終的に14分別にしたいということを申し出ております。ということは、北但におきまして現在やられております6分別、5分別というものを、やっぱり14分別、将来的に、そこまで追いついていただきたいということを申し上げております。それは今、先程、中井委員の方からありましたように、ごみの減量化をとことん追求していく、それが温泉町におきましてはISOの認証取得でありましたり、あるいはそれぞれ集落で個別に当番制をひいていただいて徹底的な細分化、リサイクル、

再資源化ということを図らせていただいておりますから、確かにごみ、日常生活に直結をするものですし、袋代が上がっていくということについては、それはそれは大きな皆さん方、抵抗感というのがあるかと思いますが、私はやはりこの際に実際、美西のごみ処理というものにかけている費用というものがとてつもない金額でございますので、その辺のところもあわせて御理解をいただくという一助にぜひこれを、値上げしもって何だと、温泉町の住民の皆さんにとってはそういう思いが強くなるところでありますが、ぜひお願いをしてまいりたいというふうな考え方を持つものでございます。

松元議長 西脇委員。

西脇委員 ただいま浜坂の中井委員、それから副会長からの話がありました。それだからこそ、逆に言えば、ほかの調整項目では合併時1年間をいろいろと研究して現状のまま移行して、その後調整するというような項目もある訳です。じゃあ、温泉町は上がるけど、浜坂町は下がり、中とってという設定がいろんなコスト意識や今後のごみ処理という問題について、本当に確固たる裏づけから出た値段かということをお聞きすれば、合理性がないと、逆に言えば。だったら合併時に10円、20円のことで住民感情をどうこうするよりも、合併後1年間かけてでも、その辺の徹底した中身を出して、とても従来の温泉町の50円という相場はとてつもない低い位置ですよということが住民に知らしめれることができれば合意形成が図れると。合併時に50円と80円を足してという値段設定がいかかなものかという意見でございます。

松元議長 幹事長。幹事長から答えます。

脇本幹事長 この問題につきましては、専門部会からは温泉町の例をベースにして試算を挙げていただきました。幹事会として、先程から出ておりますように、原価計算と申しますが、ごみに要する費用というのが相当かかっておりますし、最近では現在の豊岡市がこの春から有料化されておりますけれども、そういうごみに対する住民の関心度を高めていくというような意味からしても、やっぱり、先程、中井委員がおっしゃったように、コスト意識というか、原価主義と申しますが、そういうようなことがベースになくはないと。そうしたときに、浜坂町が80円を提案しましたときに、当時、美西衛生一部事務組合の持ち込み手数料が20キロ160円ということを設定してありまして、大体一つの袋で10キロぐらい入ると申すことの計算の中で2分の1の80円ということを設定した経過がある訳であります。そういうことをベースにしながら、専門部会等でも議論をいただきましたけれども、結果的にはやっぱり合併をすることによって住民のサービスを低

下させないということで、専門部会からはそれなりに、温泉町の例というようなこともあった訳ですけども、幹事会の方で、先程から出ておりますように、ごみというものを減量させるということからして、皆さんに意識を高めていただくために必要なコストをいただくというようなことで再度検討していただいたという経過の中で、今、御提案しとるような結果が出ております。もっと議論といいますか、検討が足りないということになれば、改めて専門部会、また、幹事会等で検討し直さなくてはならないかと思っておりますけれども、できればひとつ、それなりに財政計画等の絡みもありまして、今、提案をしとるような現行の両町の額を若干下回るようなことに結果的にはなりますけども、試算いたしますと。だけど、そのことはある面では減量化をやることによって財政的にもカバーできるというような試算を持っておりますので、できれば御理解をいただきたいなあと思っております。

松元議長 田中要委員。

田中（要）委員 高い安いの話もあるんですけども、私はやはりごみ袋制にした経緯というのはまだほかほかのところでもありますから、したがって、十分、論議を深めていただいたらいいと僕は思いますし、このごみ袋を導入するときが一番心配されたのは何かといえば、以前であれば幾らごみを出しても月額、温泉町であれば210円という、そういう中で1袋50円の大袋、これを1カ月に10出したら500円だなど。210円と500円と、倍以上だなどというようなことが想定をされて、したがって不法投棄がありはしないかということが大分論議になった経緯があります。そういうことも考えて、ごみの減量化といいますけども、本当にごみが減量化になったのか、山に行きて減量化になったのか、ここら辺がわからないとこでありますして、したがって、十分、御論議を詰めていただけたらと思えますし、それからもう一つ、リサイクル事業のキロ7円、キロ4円、キロ6円の話なんですが、この値段設定したときも、業者が買い取りのときに、いっときリサイクルで買い手がつかなかったときに、出す方の側が業者に対してお金を出さないと引き取ってもらえないというような時期があって、したがって温泉町の場合であれば5円から7円に引き上げたというような経緯があった訳です。したがって、今回、浜坂町の例によるということになりますと下がってくる訳でありますして、これらが処理業者が引き取ってもらって現状はどうなっているのかと。例えば雑誌1キロ6円出すところを、業者の方から今ではもう売れませんので7円下さいというような状況があったときに、回収団体というのは一つの目的があってこれを集める場合と、それから環境を考えるとという場合で集める場

合と、それから資源を大切にすることで集める場合と、いろいろ想定をして資源団体は活動してある訳であります。したがって、その辺の考えを十分把握の上で浜坂町の例によるというようにされたのか、その考え方をお聞きしたいと思います。

松元議長 専門部会、お願いします。

中村住民部会副部会長 今の現状の中では、数年前と今年の実績等を踏まえてみますと、多少、業者等の引き取り単価も変わってきておりまして、そういった意味では浜坂町の現状の単価と温泉町の現状の単価を、実績を見ますときに、物によっては確かにマイナスの面もございます。それが回復したという点にはなっていない部分がありますけれども、多少条件のよい単価で購入いただくようなケースもございますので、今回、このような提案をさせていただきます。

ごみ袋の単価につきましては、先程、幹事長の方のお話ありましたように、最初は専門部会では温泉町の提案をさせていただきまして協議させていただきましたが、再度の調整という幹事会のお話がありました。そういった意味で、今後のごみ行政の大きな課題、そういったことの解決のためにも少し整理すべきということで、先程、説明させていただいたような提案をさせていただきます。

松元議長 ただいまそれぞれの質疑の中では、これ平行線をたどっております。4人さんからの主張、それから当局からの主張、それぞれに対して平行線をたどったままでございますので、次回に継続協議とさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。当局からまた再提案させていただくという意向もあるようでございますので、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、協議第55号は、継続とさせていただきます。

それでは、続きまして協議第56号、保健医療関係事務事業の取扱い(その2)についてを議題とし、会長にかわり、事務局に朗読説明させます。

事務局長。

阪本事務局長 94ページをお願いいたします。協議第56号、保健医療関係事務事業の取扱い(その2)について。保健医療関係事務事業の取扱い(その2)について提出する。平成16年9月11日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目23-7、各種事務事業の取扱い。保健医療関係事務事業の取扱い(その2)について。公立病院。公立病院は、現行のまま引き継ぐ。病院関係手数料及び公舎使用料

は、現行のまま引き継ぐ。

介護老人保健施設、訪問看護ステーション。介護老人保健施設及び訪問看護ステーションは、現行のまま引き継ぐ。

健康づくり推進事業。食生活改善推進員は、合併後速やかに再編する。経費については、合併までに調整する。健康づくり推進協議会は、合併後速やかに再編する。

95ページをお願いいたします。まず、公立病院についてですが、公立病院は浜坂病院1カ所であり、地域の中核病院として医療に当たっています。利用状況は、入院患者の場合、7診療科で年間延べ3万694人、そのうち約3分の2が浜坂町民、約3分の1弱が温泉町民です。また、外来患者は8診療科で年間延べ6万4,282人で、浜坂町民が75%、温泉町民が18%という状況です。温泉町では、国民健康保険診療所3カ所、町立診療所1カ所で地域住民の疾病治療、健康管理、疾病予防等に当たっております。合併後も住民が安心して医療を受けられることが必要であり、地域に密着した中核的な医療機関として、また救急指定医療機関として、現行のまま引き継ぐことが適当であると思われま。しかしながら、将来的な地域医療のあり方について、公立浜坂病院を核に、診療所及びその他の医療機関を含め、長期的、総合的な視野で検討していく必要があると思われま。各種委員会等は、病院の経営や運営に必要な組織であるため、現行のまま引き継ぐことが適当であると思われま。手数料は、種類、金額ともに差異がありますが、病院と診療所では診療報酬等形態が異なるため、現行どおり引き継ぐことが適当であると思われま。使用料は、病院の勤務医が住宅として利用する公舎の使用料であります。合併後も必要なため、現行のまま引き継ぐことが適当であると思われま。

次に、介護老人保健施設ですが、この施設は浜坂町に1カ所ありますが、病状が安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリや看護、介護を必要とする要支援や要介護者に対して医学的な管理のもとに、介護や機能訓練、その他必要な医療や日常の世話をさせていただいております。この施設は要支援老人等の介護等に必要な施設であるため、合併後も浜坂病院の附帯施設として現行のまま引き継ぐことが適当であると思われま。

次に、訪問看護ステーションですが、訪問看護ステーションは、先程の介護老人保健施設内にありますが、要支援、要介護状態にある方、また、病気、けがなどにより家庭で療養が必要な方に対し、その方の家庭においてかかりつけの医師の指示を受け、看護師等が行う療養上の世話や必要な診療の補助を行っております。この施設は要支援老人等の家庭での世話等に必要な施設であるため、合併後も現行のまま引き継ぐことが適当であると思

われます。

次に、健康づくり推進事業ですが、食生活改善推進員は、地域の食生活改善のリーダーとして食生活改善活動を中心とした健康づくりについて意識啓発のボランティア活動等を行っております。組織については、浜坂町はいずみ会員とリーダー養成修了生、温泉町はいずみ会員のみの推進員に差がありますが、地域の健康づくりに密着しているため、現行のまま引き継ぐことが適当であると思われます。経費については補助金、報奨金、委託金と差がありますが、活動内容はほぼ同じのため、合併までに調整することが適当であると思われます。健康づくり推進協議会は、組織、経費に差異がありますが、住民の健康づくりの協議組織として必要と思われるため、合併後速やかに再編することが適当であると思われます。

96ページの調整方針は、先程と同様でございます。

97ページをお願いいたします。浜坂病院についての現況比較表です。まず施設・運営ですが、職員は総数で107人が従事しております。診療は8つの科目があります。ベッド数は110となっております。昭和58年から救急指定の病院となっております。委員等は、経営改革懇話会を初め20の委員会を列記しております。施設・運営とともに、現行のまま引き継ぐことにしております。次の手数料は15項目を掲げております。現行のまま引き継ぐことにしております。98ページをお願いいたします。医師住宅の使用料ですが、5段階に分けております。現行のまま引き継ぐことにしております。

次に、介護老人保健施設ささゆりでございますが、浜坂病院に併設して運営しております。定員が80名で、職員が40名が従事しております。現行のまま引き継ぐことにしております。

訪問看護ステーションですが、看護師3名が訪問看護をしておりますが、現行のまま引き継ぐことにしております。

次に、健康づくり事業ですが、食生活改善推進員は2町でいずみ会の会員を中心に、それぞれの活動を行っていただいております。また、健康づくり推進協議会も組織の陣容が異なっておりますが、両町で活動いただいております。これらは合併後速やかに再編することにしております。

99ページには、平成15年度の浜坂病院の利用状況を掲げております。

100ページには、同じく決算の状況を掲げております。御清覧賜りたいというふうに思います。以上でございます。

松元議長 ただいま協議第56号について説明が終わりました。

この件につきまして質問を受けたいと思います。

西村公子委員。

西村委員 温泉町の西村です。座らせていただきます。健康づくり推進事業についてお尋ねをいたしたいと思います。

この食生活改善推進員といいますのは、以前は浜坂健康福祉事務所が関わっておりまして、リーダー養成講座を修了された方がこの食生活改善のリーダーとして活動されているというふうなことになっておりましたんですけれども、そのリーダー養成講座も今はなくなつたというふうなことを伺っておるんです。それで、浜坂町の会員数、温泉町の会員数を見させていただきますときに、これだけの会員数が出ておるんですけども、実際、活動されます方がすごく減少しているというふうなことをお聞きしております。

昨夜も温泉町のいずみ会の会長さんが電話かけてこられまして、何とかしてその組織を維持していきたいし、するんだけど、どういうふうなことをしたらいいだろうかというふうなことを言われまして、やっぱり私は養成講座的なものを、再度、実施するといえますか、開催して、やはり、組織の強化というものが大事じゃないだろうかなというふうなことを話しておりましたんですけれども、その辺のところにつきまして、専門部会といえますか、どのようなお考えでもって再編をするというふうにお考えになっておられるか、お聞きしたいというふうに思います。

松元議長 専門部会、お願いします。

小西健康福祉部会長 浜坂町の小西といいます、よろしくお願いします。

今、西村委員さんの御質問でございますが、健康づくり、特に食生活改善推進員につきましては、ここにも書いてございますように、いずみ会を中心として活動していただいております。会員も、確かに私のところのいずみ会につきましても非常に会員が減ってきているという事情を聞いております。会の中からも、一つの目標にやはり会員を増やしていこうというふうなことがあるぐらい、非常に会員の確保に苦労しているところがございます。

それから、この食生活改善推進員につきましては、温泉町につきましては県の助成を受けまして、浜坂健康福祉事務所のリーダー養成講座が、たしか私、3年ぐらい続いたというふうに思っておりますが、その修了生が食生活改善推進員になると。一方、浜坂町につきましましてはその県の事業を入れておりませんでしたので、それと準じた形で、町独自で、

昨年、本年度につきましてはいきいき食健康講座というふうな形の、ちょっと親しみやすい名前にして講座を受けていただきまして、その講座を修了した方、それから町のいずみ会の会員の方を中心として推進員になっていただいております。

今後の問題といたしましては、温泉町の方にもこの県主催のリーダー養成講座がなくなりましたので、浜坂町と同じような考え方を踏襲して、この食生活改善リーダーになっていただける方を毎年養成する中で、いずみ会との連携をとり、この推進員の養成に努めていきたいというようなことを専門部会で話しております。以上でございます。

松元議長 西村委員。

西村委員 やっぱり住民の健康づくりに一役を担う組織ですから、その辺のところも十分にお考えいただいて、それこそ考えていただけたらありがたいというふうに思います。

松元議長 どうぞ。

小西健康福祉部会長 専門部会の方でも、やはり健康の要は食生活なりというふうなことは十分認識した中で、そのような形で、特にこの人たちは地域に帰って食生活の実践をしていただくというリーダーになっておりますので、その辺を十分、考慮しながら、今後の事業を進めていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

松元議長 ほか、ございますか。

岡田委員。

岡田委員 この浜坂病院の現行のまま引き継ぐという、このことについては、私はどうこう言うものじゃない訳ですけども、先程、協議49号の段階におきまして御意見が出ておりましたように、これから本当に真剣に検討が必要だという項目が、ここにやはり、プラスされるべきじゃないかなと。ここにただ公立病院は現行のまま引き継ぐだけでは、ちょっとそれぞれ部会で御協議していただいとることも踏まえて、やはり、できるだけ早期にこれの、本当に総合的な視野で検討していく必要があるんだと。命、健康を守る施設としては大事なということはよくわかりますけれども、ひとつその辺のところ、やはり、重要だという、やはり、検討がこれだけになると、ただ現行のままで引き継ぐと、書面どおり読んじゃうと、専門部会でいろいろ検討されてきたことが生かされる形にならんと思えますし、私は真のそういう専門家による、有識者よっての検討なりが必要じゃないかというふうな、地域の代表も含めて、やはりそういうふうなことが浜坂、温泉両町の大切な公立病院としての中で、どういう方向にするかということをやっぱり再度検討していただくという意味からも必要だというふうに思いますので、この表現というものをもう少し

しお考えいただくということができないかなというふうには思います。

松元議長 会長、どうぞ。

中村会長 御指摘の面はそのとおりだというふうに思っておりますし、私どもの町の中でも、議会のたびに、決算やら予算のたびにそのことが出ております。全国、公立病院というのは国立も県立も自治体病院も大変な状況にあるのは御承知のとおりでありまして、大変、なかなか採算と申しますか、それが非常に難しい状況にあるのは事実であります。

浜坂病院についても、地域の中核医療として24時間体制でこういった運営をしておる訳ですが、本当に先程、出ておりました医師の確保で、今、大変であります。もうスーパーローター、医師の研修機関が今年から2年間延びた訳ですから、それで各大学病院の医師が引き揚げたりというのがある訳です。特に小さい病院ほど大変でありまして、そういった実態にある訳ですが、何とかこれは2年超えてする場合はまた一つのサイクルができてくるのかなというようなことも期待をいたしておりますが、医師の確保で必死になっておるのも事実であります。産婦人科をなくしましたし、小児科も医師がおらんようになってそういうことになって、あといろいろほかにもまた、小児科の問題もありますし、そういうことがあって医師がおらんではどうしようもないんですから、そういったことに県の、自治医大の医師とか兵庫医大と神戸大学と、今、3つになっておりますが、そういったことで必死になっておりますが、このままでは、私は良いというふうには思っておりません。やっぱり規模縮小の検討もある面では必要になってきますし、ただ、そういった場合に、今、110床をずんと半分にした場合は、本当に今度は24時間体制の救急指定がなくなってくることも事実であります。医者が今10人ですが、これが七、八人になったらそれができんということがもう事実ありますし、いろんな課題があります。先程、診療所の問題もちょっと町長が言われましたが、そこらも含めて、私は引き継いで、それでいいんじゃないしと、引き継いだ中でどうするのかと。ただ、1万1,200から1万8,000何ぼになるし、また届け出が、それは再届けが必要なようでありますから、そこらのところも届け出をする中で、じゃあ、今後どういうふうにこれを運営、経営、規模を縮小すれば救急指定はできなくなる、いろんな課題を抱えておりますから、医師の確保も含めて、今後、すぐに結論が出ませんが、引き受けていただいて、そういったことも中心に、引き続き検討して、何とか大きな赤字にならんように、赤字になれば自治体がどうしても埋めていかんなんというのがある訳ですから、そこらのところも踏まえて、これはそのまま引き継ぐというふうになっておりますが、そこらのところも、十分、考えて引き継いでい

き、両町、今度、新しい町においても住民の24時間体制でそれができる体制がいいのか、またはほかの病院と連携してそういう体制をつくるのがいいのか、そこらのところも考えていかななくてはならないというふうに思っております。以上であります。

松元議長 田中董委員。

田中(董)委員 あのね、町長さん。これは大変、この浜坂病院を維持していくのに苦労されとるということはようわかるんです。先程、言いましたように、非常にこの地方に医師の確保をするということは、私は大変なことだと思っておるんです。しかし、そうはいいながら、町民の生命と健康は守っていかないかと。そして今後は両町が合併して本当にここを核にするんだということの中で、先程、言っておられました、本当に診療科目を絞って、そして採算がある程度、見通しがついて、今まで累積赤字が確かに22億ほどですか、非常に本当に浜坂町、大変苦労されておって、本当に私たちの町は何ていいんですか、勝手にええときには利用させていただくというような中で来とるんですけども、やはり、これは本当に大切ですから、先程、言いました専門部会がもう少し踏み込んだ、これは早速に結論は出ないと思いますけど、やはり、これはある程度の方向性はこのようなことを考えておるんですというようなことは、やはり、出されるべきじゃないかなあと。今、ここでは漠然としておましてね、本当にどこから私たちは議論に入っているかわからないというのが現状ですので、もっと、やはり、大変でしょうけども部会で、これは十分、こういう方向性で進んでみたいというようなことを私は検討していただきたいと思うんですけど、どうでしょう。

松元議長 会長、どうぞ。

中村会長 専門部会の方も全く協議をせずにといいなすと、非常にこれは政治的なものが絡んできたり、いろいろなことがあるもんですから、そのまま引き継いでということになって、当然、そこらのところも、本当にそのままやっていけるのかいけんのか、それは自治体もこういった時代でありますから、そんならどんどん赤字を補てんしてということにはいきませんから、そこらも含めて検討は継続してしなくてはならない。ゆっくりしてという訳にはいきませんから、早急に、そのまま引き継いだにしてもどういうふうにしていくか、特に外来が最近減っております。入院患者も外来も減っておりますけども、病院も大変な努力して大きな赤字にならんように平成15年度が終わって、平成16年度もまだ減っておりますけども、まだ、そういうことも検討しております。そこらも含めてどうすべきかということは、我々ばかりじゃなしと、職員の方、病院、関係、担当

課長やら担当者も率直な意見の交換、病院は内部でいろいろ部会やら専門部会設けて、病院の中でしとつても、どうも自分たちのいいことばかりで、そういう、ならどこを希望ということはできませんから、そういう、この機会に外からもそういう議論をして提案していったらと。我々も内部でもこういうやりとりをするということはぜひ必要だというふうに思っております。

県下で今、自治体病院は、神崎がこれ、組合立になりましたが、4つに、香住、浜坂、御津、社ということになっております。神崎病院も入っております。そこらの病院との交流ややりとりはずっと続けてきております。医師の問題もだし、医師の手当にしても、何にしても全部、調査したり意見交換したりしておりますし、大変どことも、神崎以外はすべてえらいのが実態だと思っておりますが、そこらのところも県の方に、長寿の郷が今、郷長が必死でありますし、太田先生が、いろんな医師の関係も相談したりや、そういったこともしながら、当然、そういうことは考えていかなんというふうに思っております。療養型のこともありました、それもまた特養ができたりや、ほかにあったりどうかなというようにもあったり、時期遅しというふうに言われたりしておりますが、全体的に考えてみて、地域の中核医療としての位置づけをしながら、健全経営というのは難しいんですが、そういったことも考えての現行引き継ぎ、今後の運営ということが課せられておるといふふうに思っております。

松元議長 田中委員。

田中(董)委員 あのね、確かに会長が言われるように、病院の経営は非常に難しい。口で言うような、私は簡単なものではないと思いますし、それは、その病院というんか、そういうものもかなり努力はされておるんです。しかし、今日、新聞見てみましたら、私はやはり労働省も病院統合の条件を緩和と、本当に地域のこういう小さな病院が非常に苦慮しておるといふ中で、やはりこれは県境を越えてでも統合して、やはり病院を維持していくべきだといふような中で、国の方もそういうところが、やはり北海道の方の特区の中でそういう話が出てきて、そういうこともこれから十分研究されていくと。先程、町長言っておられたように、今後のいろいろな課題を研究しながらやっていくんだといふ中に、今日のような特区の方から申請が出た件あたりを十分研究されながら、私はやはり地域の核となる病院として体制をここまでが、やはり、この地方には必要なんだと、それを維持するためには、やはり、医局とのいろいろな問題があると思いますけど、それらを、やはり、克服されながら、先程、言いました部会の方で早くある程度の方向性を出して、私た

ちはこう思うんだけどどうだというようなことを提言された方がいいことないかなと思うので、私たちはこういうことを申し上げておるということであります。

松元議長 幹事長、どうぞ。

脇本幹事長 今、おっしゃっていただいておりますとおりでありますし、これについては、先程、浜坂町長が申し上げた現状でありますけれども、調整方針の中に公立病院は現行のまま引き継ぐといたしておりますけれども、今、おっしゃっていただいておりますようなことを加味いたしまして、なお書きをつけさせていただきまして、「なお、将来的な地域医療のあり方について長期的、総合的な視野で検討していく」ということをつけさせていただいて、できれば今後とも専門部会等で協議をしていただきまして、また追加、その資料というようなことで、ある程度考え方がまとまりましたら、また皆さん方に御協議させていただくということで、ちょっとお願いをさせていただきたいと思っております。

松元議長 中井祥三委員。

中井（祥）委員 時間もありませんので端的に申し上げます。

改革、あるいはそういうものは、今の時点だから可能なというときというのはあると思うんですよ。合併をするという今の時点で、私はそれが可能なかどうかは別として、やっぱり思い切った検討も含めて、十分な検討を加えていくという必要があるのではないのかなというように思います。必要性や、あるいはこれまでの御苦労については質問あるいは答弁の中であるお話がありました。しかし、ただ引き継ぐあるいは検討をすることをつけ加えるということよりも、早急にやはり合併する時期だから思い切った検討が加えられるというふうに私は思える訳です。そういう意味で何らかの手がないのかどうか、いかがでしょう、その辺。

松元議長 幹事長。

脇本幹事長 今、おっしゃっていただいておりますけれども、専門部会の方でもいろいろと現状の状況を分析しながら、新しい時代が求めている医療ということを検討しとる訳ですけれども、今、御承知のように、先程も田中委員さんおっしゃっていただきましたように、厚労省が医療機関のあり方というか、医療制度を含めて、今、再編の動きを示そうとしております。そういうようなことがありまして、今、兵庫県の方でも拠点病院をして、周辺の病院を医療ネットといいますか、ネットワークで結ぼうというような計画も具体的に出ております。そういうようなことを考え合わせの中で検討したいということでありまして、そういう国なり県なりの動きを見て、町としても、今、おっしゃっておられますよ

うに、抜本的な対応策というか、その施策を確保しなくちゃいけないというような考え方でありますし、そういうことを今、保健医療等の専門部会でも議論いただいたというように私の方も伺っておりますので、今、中井委員さんからおっしゃっていただくようなことは十分、今後の検討の中に整理をさせていただくということで、先程、申しあげましたように、なお書きで「将来的な地域医療のあり方について、長期的、総合的な視野で検討していく」ということをつけ加えさせていただいて、できればこの協議会が一つのものを完成させるまでにまとまれば、意見が、また、追加報告というような形で提案をさせていただくということで御理解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

松元議長 ただいま幹事長からの返答もございました。皆さんの意見と総合しながら判断させていただきたいと思うんですが、公立病院の項に、「なお、将来的な地域医療のあり方について長期的、総合的な視野で検討する」ということを加えて御了解いただきたいということに尽きると思うんです。この件につきまして、いかがでしょうか。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、この案件を加えまして、協議56号を御承認ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 異議なしと認め、決定したものといたします。

ちょっと短いですが、5分間休憩いたします。

〔休 憩〕

松元議長 それでは、会議を再開いたします。

続きまして、協議第57号、福祉関係事務事業の取扱い(その3)についてを議題とし、会長にかわり、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 101ページをお願いいたします。協議第57号、福祉関係事務事業の取扱い(その3)について。福祉関係事務事業の取扱い(その3)について提出する。平成16年9月11日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目23-8、各種事務事業の取扱い。福祉関係事務事業の取扱い(その3)について。福祉医療。(1)乳幼児医療費助成、重度心身障害者助成は、温泉町の例により平成17年度から統一する。(2)高齢重度心身障害者特別医療費助成、母子家庭等医療費助成

は、浜坂町の例を基本に見直し平成17年度から再編する。(3)寡婦医療費助成、老人医療費助成は、温泉町の例を基本に見直し平成17年度から再編する。

高齢者福祉。(1)敬老祝福事業・敬老会事業。敬老祝福事業については、平成17年度から再編する。敬老会事業は、廃止する。祝品配布対象者は、「数え75歳以上の同級生」とする。ただし、平成17年度については「数え74歳以上の同級生」とする。区長町内会長への祝品配布手数料は、廃止する。

在宅福祉事業。(1)福祉タクシー事業は、温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。

102ページをお願いいたします。まず、福祉医療ですが、1点目の乳幼児医療費助成についてであります。この事業の助成対象者は6歳までとなっております。同じであります。助成額に差があります。浜坂町は外来の場合、被保険者等負担額から自己負担金の1割を引いた2割を助成していますが、温泉町では被保険者等負担の全額、3割を助成しております。この事業は子育て支援策の一つとして重要な施策であるため、温泉町の例により統一することが適当であると思われま

す。2点目の重度心身障害者医療費助成ですが、助成額は同じであります。対象者に差異があります。浜坂町は町独自で所得基準を設けています。温泉町は所得基準を設けておりません。障害のある方にとりまして、医療は日常生活を送る上で大切であり、診療を受ける回数も多く、負担額も大きくなることから助成する必要があり、所得基準がなく、対象範囲の広い温泉町の例により統一することが適当であると思われま

す。次に、(3)の高齢重度心身障害者特別医療費助成ですが、浜坂町のみ助成制度であります。重度心身障害者医療費助成同様、引き継ぐことが適当であると思われま

す。ただし、所得基準は対象範囲を広くするため設けないことが適当であると思われま

す。(4)母子家庭等医療費助成ですが、これも浜坂町のみ助成制度であります。母子家庭等の生活の安定と福祉増進のため、現行のまま引き継ぐことが適当であると思われま

(6) 老人医療費助成ですが、助成額は同じであります、対象者に差異があります。浜坂町のみ独自の所得基準を設けています。老人の生活の安定と福祉増進のため、所得基準がなく対象範囲の広い温泉町の例により再編することが適当であると思われま。ただし、助成率については他の助成制度を総合的に勘案し、1割とすることが適当であると思われま。

続きまして、高齢者福祉の敬老祝福事業、敬老会事業についてですが、老人の健康と長寿を祝福し、長年の御労苦に対し敬意と感謝の意を表すため敬老会を開催していましたが、対象者の増加に伴う会場確保の問題等により、浜坂町では平成12年度に廃止し、現在は敬老祝福事業として対象者全員に祝い品を配布しております。温泉町においても同様の問題が生じており、今後、対象者はさらに増えると思われるため、敬老会事業は廃止し、浜坂町の祝い品の配布による敬老祝福事業に移行することが適当であると思われま。なお、敬老祝福事業は支給要件を数え75歳以上の同級生とすることが適当であると思われま。ただし、合併後、初年度から数え75歳以上の同級生としてしまうと、温泉町で平成16年度に初めて対象となった方が平成17年度には対象外となってしまうため、平成17年度については数え74歳以上を対象とする経過措置をとる必要があると思われま。また、配布日は9月の敬老月間とし、区長、町内会長への配布手数料については廃止することが適当であると思われま。

103ページをお願いいたします。在宅福祉の福祉タクシー事業についてですが、路線バスや町民バスが運行されていない交通手段の乏しい地域に居住する世帯の日常生活支援のため行っておりますが、浜坂町では実施されておりま。当事業は交通不便地域の在宅福祉の一環として引き継ぐことが望ましいと思われま。ただし、負担公平の原則及び他地域との均衡が保てるよう、利用者負担の見直しを行った上、引き継ぐことが適当であると思われま。

2の調整方針は、先程と同様でございます。

104ページをお願いいたします。まず、福祉医療について6件を掲載しております。乳幼児医療費ですが、対象者は就学前までの乳幼児でございます。助成額の入院は全額ということで同じですが、外来は浜坂町は2割助成、温泉町は3割助成の制度となっております。これは温泉町の例により統一することにしております。重度心身障害者ですが、障害者1級、2級か療育手帳A判定の方は両町同じですが、浜坂町には所得基準があります。助成額は被保険者等負担額の全額で、同じであります。温泉町の例に統一することにして

おります。次の高齢重度心身障害者と母子家庭でございますが、町単独の助成で、浜坂町だけが実施をしております。対象者に所得制限を設けております。この所得制限を設けずに対象者を広げる予定にしております。次に寡婦の関係ですが、対象者に浜坂町では所得制限、温泉町には年齢制限と所得制限がありますが、温泉町の例を基本に再編することにしております。次に老人医療ですが、この福祉医療全体の約8割を占めております。対象者に浜坂町のみ所得制限がありますが、所得制限のない温泉町を基本に再編することにしております。

続きまして、高齢者福祉ですが、対象者が浜坂町に1,700人、温泉町に1,500人程度おられますが、合併後は温泉町の敬老会は廃止し、浜坂町の事業を基本に再編することにしております。

105ページをお願いいたします。福祉タクシー事業ですが、温泉町で5地区、45世帯で実施しております。温泉町の例を見直しの上、浜坂町にも拡大していくことしております。以上でございます。

松元議長 説明はただいま終わりました。

質疑に入ります。57号についての質疑を受けます。ありませんか。

〔質疑なし〕

松元議長 ないようでございます。協議57号についての質疑はないようでございますので、御確認いただいたものと決定してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、そのように御確認いただいたものと決定いたします。

続きまして、協議58号、農林水産関係事務事業の取扱い(その2)についてを議題とし、会長にかわり、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 106ページをお願いいたします。協議第58号、農林水産関係事務事業の取扱い(その2)について。農林水産関係事務事業の取扱い(その2)について提出する。平成16年9月11日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目23-9、各種事務事業の取扱い。農林水産関係事務事業の取扱い(その2)について。手数料。非農地証明手数料は、浜坂町の例により、鳥獣飼養許可証の交付等手数料は温泉町の例により統一する。

107ページでございますが、農林水産関係の手数料は、種別は同じであります、単

価に差があります。合併後は負担公平の原則及び住民の一体性の確保の面から統一することが望ましく、行政経費や近隣市町の状況を勘案し、証明手数料については浜坂町の例により、鳥獣飼養許可証に係る手数料については温泉町の例により統一することが適当であると思われま。

2の調整方針は、先程と同様でございます。

3の現況比較表ですが、区分ごとの手数料について掲げております。御清覧を賜りたいと思います。以上でございます。

松元議長 説明は終わりました。協議第58号について質疑ありますか。

ないようでございます。協議58号は御確認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、そのように御確認いただいたものと決定いたします。

続きまして、協議第59号、商工観光関係事務事業の取扱い(その2)についてを議題とし、会長にかわり、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 108ページをお願いいたします。協議第59号、商工観光関係事務事業の取扱い(その2)について。商工観光関係事務事業の取扱い(その2)について提出する。平成16年9月11日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目23-10、各種事務事業の取扱い。商工観光関係事務事業の取扱い(その2)について。屋外広告物。屋外広告物に係る手数料は、現行のまま引き継ぐ。

109ページをお願いいたします。課題、問題点でございますが、屋外広告物は県条例に沿って許可、指導等を行い、良好な美観風致の維持に努めております。屋外広告物の許可申請に係る手数料につきましては、種別、単価とも同一であるため、現行のまま引き継ぐことが適当であると思われま。

2の調整方針は、先程と同様でございます。

3の現況比較表ですが、区分ごとに金額を掲載しております。すべて同じ金額となっております。現行のまま引き継ぐことにしております。以上でございます。

松元議長 説明は終わりました。

協議第59号について御質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 ないようでございます。協議第59号は、御確認いただいたものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 御確認いただいたものと決定いたします。

続きまして、協議第60号、水道・下水道関係事務事業の取扱い（その2）についてを議題とし、会長にかわり、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 110ページをお願いいたします。協議第60号、水道・下水道関係事務事業の取扱い（その2）について。水道・下水道関係事務事業の取扱い（その2）について提出する。平成16年9月11日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目23-12、各種事務事業の取扱い。水道・下水道関係事務事業の取扱い（その2）について。下水道事業。（1）生活排水処理施設は、現行のまま引き継ぐ。（2）下水道使用料は、合併後5年を目途に調整する。（3）生活排水処理施設の整備に係る受益者負担金は、合併後5年を目途に調整する。（4）手数料は、温泉町の例により統一する。（5）水洗便所等改造資金あっ旋及び利子補給、合併処理浄化槽設置整備事業補助金及び水洗便所等改造奨励金は、合併後3年を目途に調整する。

111ページをお願いいたします。課題、問題点でございますが、下水道事業は、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全に資するため計画的に整備を進めていますが、生活に重要な影響のある地方公営企業等として独立採算制を原則としているため、収支の均衡の確保と経営の安定化を図る必要があります。当事業は住民の生活環境に密着しているため、合併の際には住民の生活に影響を及ぼさないよう、また、負担の公平や住民の一体性の確保を勘案の上、調整することが必要となります。2町合併における具体的な課題、問題点は次のとおりであり、その施設に係る建設費等の違いにより調整が困難なものについては、新町における事業運営について十分検討し、効率的な運用と円滑な統一を計画的に調整することが適当であると思われま。

1点目の生活排水処理施設ですが、2町とも生活排水処理計画に基づき事業を実施しており、合併後も引き続き事業を進めていく必要があると思われま。集合処理施設は、浜坂町で平成16年度中、温泉町は平成17年度中に整備が完了する予定であり、それぞれ16施設と7施設になります。汚泥処理については、北但1市10町で検討中でありま。

（2）の下水道使用料ですが、2町では基本料金の単価や算出方法が異なり、超過料金

においても単価区分に差があります。浜坂町は一般家庭とその他で区分し、人数制と定額従量制の併用と完全従量制を設定しているのに対し、温泉町では定額従量制による設定となっております。このような使用料の単価、区分及び設定根拠の差異については、施設の維持管理費、建設時の償還費用が関係し、また、合併後の事業経営のあり方についても検討する必要があることから、合併時の調整は困難と思われます。しかしながら、新町における負担公平の原則と住民一体の確保の面を勘案すると、合併後5年を目途に調整することが適当であると思われます。

(3)の受益者負担金ですが、生活排水処理の施設整備に係る負担金は、2町とも建設負担金と償還負担金の合計額であります。浜坂町は一般住宅で30万円の上限を設定しているのに対し、温泉町では上限を設けておりません。負担金の設定はそれぞれの事業計画に基づき適正な経営を図るための財政運営を勘案して設定された金額であるため、合併時の調整は困難と思われます。したがって、合併後における新規加入者についても旧町の規定を適用する必要があると思われます。しかしながら、新町における負担公平の原則と住民一体性の確保の面を勘案すると、合併後5年を目途に調整することが適当であると思われます。今後の予定につきましては、浜坂町は平成17年3月、温泉町は17年と18年の3月に負担金が発生する予定でございます。

(4)の手数料です。排水設備指定工事店の指定手数料と有効期限は同一であるため、現行のまま引き継ぐことが適当であると思われます。有効期限については、期限が同一でない工事店は短縮条項を活用して、全店、平成21年3月31日までとして統一することが適当であると思われます。合併後の区域については、新町全域とすることが適当であると思われます。工事責任技術者登録手数料については、浜坂町は徴収していないのに対し、温泉町では3,000円を徴収しているため調整が必要であり、同一の事務であることから、温泉町の例により統一することが適当であると思われます。

112ページをお願いいたします。(5)の助成制度ですが、水洗便所等改造資金あつ旋及び利子補給は、対象額、補給率、補給期間がすべて異なり調整が必要となりますが、合併時に統一すると、同一区域内での格差が生じることになり、また、供用開始後3年以内の接続を想定していることから、合併後3年を目途に調整することが適当であると思われます。合併処理浄化槽設置整備事業に係る補助金は、区分や補助額が異なりますが、残事業の件数が浜坂町の2基に対し温泉町では200基強の整備が必要であり、大きな差があります。残事業の件数や水洗便所等の改造に係る利子補給を勘案すると、助成額は合併後

3年を目途に調整することが適当であると思われます。水洗便所等改造奨励金は温泉町のみの助成制度であり調整が必要となりますが、現在、工事中の区域もあることから、継続することが適当であると思われます。なお、水洗便所等の改造に係る利子補給、合併処理浄化槽設置整備に係る補助金を勘案し、また、対象期間が施設の供用開始から3年以内であることから、合併後3年を目途に調整することが適当であると思われます。

2の調整方針は、先程と同様でございます。

113ページでございますが、まず、施設は、集合処理が浜坂町は5つの補助事業で16の処理施設があります。温泉町は3つの補助事業で7つの処理施設という状況でございます。現行のまま引き継ぐことにしております。使用料につきましては、4人家族で月額4,500円となりますが、温泉町では標準世帯30トンを使用するとすれば4,700円程度になります。次の受益者負担金ですが、浜坂町は最高30万、温泉町では35万円程度の金額になりますが、使用料とともに5年を目途に調整することにしております。次に、手数料はご覧のとおりでございます。温泉町の例により統一することにしております。次の助成制度ですが、利子補給、補助金、奨励金と記載しておりますが、内容がそれぞれ違っております。3年を目途に調整することにしております。

114ページには関係の例規、115ページには先進事例を掲載しております。それぞれ御清覧いただきたいと思ひます。以上でございます。

松元議長 協議第60号についての質問がありましたら受けます。ございませんか。質問ありませんか。なしでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは御確認いたします。質問がないようですので、協議第60号について御確認いただいたものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 異議なしと認めます。よって、確認いただいたものと決定いたします。

続きまして、協議第61号、学校教育関係事務事業の取扱い(その2)についてを議題とし、会長にかわり、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 116ページをお願いいたします。協議第61号、学校教育関係事務事業の取扱い(その2)について。学校教育関係事務事業の取扱い(その2)について提出する。平成16年9月11日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

ます。幼稚園の分は現行のまま引き継ぎ、小・中学校は1年以内に統一することにしております。

給食費ですが、幼稚園で5円、小学校で20円、中学校は30円の開きがありますが、これも1年以内に調整することしております。以上でございます。

松元議長 ただいま協議第61号の説明は終わりました。

この件についての質問を受け付けます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 質問ないようでございます。協議61号は、御確認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、そのように御確認いただいたものと決定いたします。

ここで、時間が5時、大分迫っておりますが、この後の案件もあると思いますので、時間の延長を前もって御確認いただきたいと思いますが、時間延長について、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、時間延長を御確認の上、審議を進めさせていただきます。

ここでお諮りいたします。浜坂町長から、新町の名称についての要請書が合併協議会に提出されておりますが、議題として報告させていただいてもよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 異議なしの声でございます。それでは、ここで資料を配付いたしますので、暫時休憩といたします。

〔休 憩〕

松元議長 それでは、会議を再開いたします。

ただいまの要請書についての中身の内容を事務局より報告していただきます。（「会議に入る前に一言発言を求めます」と呼ぶ者あり）

どうぞ。

西脇委員 審議に入る前に一言、時間をいただきまして、私、温泉町の西脇でございます。

去る8月28日、第11回合併協議会において、浜坂町長の新町名称再考の発言を受けて、私は次のような発言をいたしました。文書の途中でございます。ただ、犬の遠ぼえの

ように議会は絶対否決するぞというようなことでは、せっかく両町が集まったの協議と、それぞれの議会の持つ機能は本当にうまく機能しないというふうに思う訳ですという発言をいたしまして、この犬の遠ぼえのようなという、非常に不適切な発言であったことを私、浜坂町議会に対しての何ら攻撃をするものでもなく、2町が仲よく新しい町づくりを目指している中での発言であったことに対しまして、この場をかりて正式にお詫び申し上げたいと思います。

事の真意は、欠席の議員2名に、ぜひ、合併協議の場に出ているいろいろと意見をいただきたい、そして論議していただきたいというのが事の真意であったことをつけ加え、陳謝の発言といたします。以上です。

松元議長 ただいま、お詫びの挨拶でございましたが、御確認願いたいと思います。

それでは、続いて説明をお願いいたします。

事務局長。

阪本事務局長 ただいまお配りさせていただきました。かがみにつきましては、報告事項の報告第25号ということで追加をさせていただいております。それと、めくっていただきまして、同じく会議資料の索引ですけども、3段目に25号ということで、別添ということでつけ加えをさせていただいております。この点につきまして差しかえをお願いしたいというふうに思います。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。報告第25号、浜坂町長からの要請書について。浜坂町長からの要請書について報告する。平成16年9月11日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

浜坂町長からの要請書について。浜坂町長からの要請書について、別紙のとおり報告する。

まず、3ページをお願いします。平成16年9月9日付で浜坂町長から合併協議会の会長、副会長宛てに提出されたものでございます。内容を朗読させていただきます。

浜坂町・温泉町合併協議会の新町の名称についての要請書。昨年10月に浜坂町・温泉町合併協議会が発足し、今日までに11回の合併協議会が開催されました。来春の浜坂町と温泉町の2町合併を目指して新町のまちづくり協議も最終段階にきています。新町名称選定については、両町委員にも現行町名に対し深い愛着があるゆえに長期間にわたり膠着状態が続いておりましたが、第10回の協議会において新町名を「温泉町」とすることが決定されました。この間、実質9回の協議会と3号委員による調整協議、1・2号委員に

よる調整会議など、委員各位には並々ならぬ御尽力を賜りましたことに対し、深く敬意と感謝を申し上げます。

私は、浜坂町にとって将来の町づくりを考えると、温泉町との合併は必須であると考え、今日まで住民のための合併協議に精一杯の努力をしてみいました。しかし、新町の名称が「温泉町」と決定されたことにより、本町の多くの町議会議員や町民からの強い反発があり、正常な合併協議が進まない状況にあります。とりわけ、昨日と7月、8月の町議会議員全員協議会は新町名称の決定を殊のほか厳しく批判し、また、2委員の出席も拒否されるなど、硬直した状態であります。私は、町民の声を聞き、議会の意見を考えますと、この2町合併を成就させるためには、合併協議会で新町の名称を再考いただくほかないと結論づけました。現行町名を使わず、両町民が納得し理解が得られる新しい名称で新しい町づくりを行うことが浜坂町の大多数の住民の意向であると判断いたします。

私は、2町合併により新しい町づくりを強く望んでいます。合併を成就するため、決定された新町の名称を再考いただきたく、浜坂町長として強く要請するものです。

ということで、2ページをお願いします。この要請書をつけて合併協議会の会長から合併協議会の松元議長宛てに審議をお願いする要請文がありました。以上でございます。

松元議長 ただいま事務局長の方から説明がございましたとおり、合併協議会の中村会長より、先ほどの説明の案件について協議会で審議いただきたいと、そういう要請が文書を添えて参りました。議長といたしましては、議事の運営におきましては一事不審議といいますが、一回決まったことについて再度審議するということは、もとに戻すということにつきましては、ルール上はおかしなことだと思えます。しかしながら、重要な案件として皆さんにこの審議についてお諮りいたしてはという、会長に対する返事を出させていただきました。そこで、皆さんに会長からの要請であります名称問題についても一度審議願うという提案がありました。このことを審議できるかどうかという御意見について、まずは私の方はお伺いしたいと、そういう思いであります。いかがなものでございましょうか。

田中董委員。

田中（董）委員 この件につきましては、私も前回申し上げました。合併協議会の会長であり、浜坂町長さんが、このような名称についての再考を願いたいというようなことを言われるということは、私は本当に心外というより、実を言うと、この前である程度、私たちの意見を申し上げましたので、理解がついたのかなと思っておったんですけど、その

後、いろいろ新聞紙上等で確かに浜坂町の議会の内輪のことが新聞に出ております。しかし、これは町長さん、よく考えてみてくださいよ。合併協議会で議決した案件を、また、再考してくださいということは、私は到底、容認できないと。これは、そのようなことをしますと、この合併協議会の権威というものもなくなりますし、合併協議会が根底から、これ、崩れることになりはしないでしょうか。そのようなことを本当に会長であるあなたがこういうことを言われるということは、どうもそこらについてもう少し、この合併は必要であるということから言っておられるようですけど、私たちも合併はぜひ、必要だというふうに思っておりますので、このことが、もし再考してくださいというようなことが容認しましたら、この合併協議会はもう根底から崩れますよ。その点をひとつ説明してください。

松元議長 会長。

中村会長 ただいま田中委員さんからの御指摘もありましたし、私もこの要請書を提出するに当たりまして、いろいろ今日までの協議会で新町名を決定してきた経緯、そういったことは十分承知をしておるところであります。しかし、2名の委員の離職に伴って、浜坂町は議会の特別委員会がありませんから、全員協議会で合併に関する問題は審議、協議することにいたしておりまして、再三に協議をしてきた経緯があります。その中で、この7月9日に私ども町長、議長が相談して発表させてもらって、この協議会で投票して決定した名称である旨も御報告を申し上げ、御理解を求めた訳ですが、どうしてもそれは承服できないということで、2名の委員さんも今日も欠席でありましたが、出席できない実態、そして浜坂町の全員協議会、大半の総意によってこれは承服できないという実態も指摘されたりや、そういったことがあって今日に至っております。

それまでに、さらに浜坂町の議員全員協議会は新町の名称を決定するまでに、現行町名を使わずに、新しい名称で合併を、新町名を決定すべきということは、ずっと総意で言ってきた経緯があった訳であります。それを町長と議長は議会のそういった総意を、相反する決定をして今日に至っていると。これは大変な議長と町長の責任であるということで、もう何回会議してもそういう決定になります。そういったことから、ぜひ、この新町名の決定はそういうことではありますが、再考やら白紙ということになったら、議会としてそういった、こういう要請文を出していただきたいということも実は再三、申し上げてきた訳でありますし、議会の決意や総意としてそういうことは提出いただくのが、私もこれが筋だというふうには理解しておりますが、どうしてもこれは議会として合併協議会にそうい

うことを出す必要はない、これは町長と議長の責任で、これはその問題を解決してこない以上は、今後も協議会に出席するようなこともできんし、また、今問題、近く迫っております電算の予算の議案も一遍否決になっておりますが、これも承服できん、合併協議会が今後進めてもらって、最後の議会の議決というのは御承知のとおりであります、それについては絶対、これは同意できないというようなことが言われ、明確になり、御承知のとおり、昨日は私どもの議長も問責決議というようなことまで相なり、現在、議長がこれは拒否して出ていただいておりますが、こういった事態が生じております。このまま協議会を進めていき、あと1回か2回ぐらいですべての協議が、それは終える訳ですが、どうしても2町合併を成就ということにつきましては、こういったことで町長がこういったことを出すということは大変な申し訳ないことではありますが、何とか名称について再考といひますか、そういった協議の場を設けていただいて、再検討いただいて、最終的には決定をいただいて、一つの2町合併を、ぜひ、成功をお願いしたいというふうに思っております。このことに尽きる訳であります。

町長がこういうことを出すということは、田中委員が言われますように、大変なこれは大きな間違いといひますか、こういう会長も務めておりながらにこういうことを出すということは大変申し訳なく思っておりますし、大変申し訳ない状況に、事態になった訳であります、どうしてもこのことを御報告し、訴えて、皆さんの再検討いただいて、何とか合併を成就させたいという一心からこういうことをさせていただいた次第であります。もう会長としては、知らずにそのまますうっと行けということになれば、最後にそういう問題が生じるということが明確でありますので、お願いを申し上げるものであります。大変申し訳ございませんが、ぜひ取り上げていただいて、御協議いただきますように、重ねてお願いを申し上げるものであります。以上でございます。

松元議長 田中委員。

田中(董)委員 私ね、前回は申し上げたと思うんです。これは今日に至るまでの合併協議会で、私たちはルールに従いまして、そして本当にこの議決もあなたたちの発表の上に、ここの合併協議会の委員が投票しましたよね。16対3じゃないんですか。

そして、私はこの前も言いましたけど、本当に肝心なときに、確かに浜坂町の2人の委員さんはいろいろ反対であるということは言うておられましたけども、中井座長が現在の松元議長に、私たちの3号委員では合併というものはぜひ必要であると、これは大きな大義であると、これには認識は一つなんですよと。しかし、この2号委員の皆さんの議決権

というものは非常に大きなウエートを持っておりますから、これは一度、2号委員の皆さん、そのことをよく吟味して協議してくださいということをおっしゃいましたし、この3号委員の中には、町名のことは、やはり今までの何回も来た中で、やはり10対10を続けてきた中で、こういうおそれがあるからということも言われて、そして議長に、どうですか、この町名を取り下げるといふようなことはできませんかということも言われたと思うんですよ。そしたら議長は、絶対にそれはできませんということを明言されたと思うんです。

そして、いろいろと今日までの経過の中で、田村委員さんが、これではこの膠着状態は解決できないと。だから1号、2号、町長、議長でひとつ妥協案を出してくださいと言われてきたときにも、皆さんが総意で一任をしておるんですよ。そのときに現町名を使う場合は私たちは異議があるということをおっしゃっておるならば、私たちもよくわかるんですよ。しかし、全会一致で町長、議長に私は一任したと思うんですよ。そういう今までの経過を経てきながら、そして合併協議会でこの町名を決定されてから2人の委員さんが辞職というんか、ここに出席をしないようになったと。

私はこの前も申し上げましたけど、一つの会議がそういう、いかに反対で自分たちがあっても、多数が決定されたら、そのルールに従うのが私は合併委員であり、そして議会のこういうことに一番詳しい議員さんはそれに従うのが私は使命だと思うんですよ。それらをね、町名がそういうふうに決定されてから、私たちは出ないと言ったりや、あれは駄目だと。これは、私は話の筋が通らんとおもいますよ。

そして会長、これは、あなたは確かに今の浜坂町の議会の対応に苦慮されております。それはよくわかるんだけど、これをあなたの言われておるようなことがここで、もし、私は皆さんが承認するようなことはないと思うけども、これはとんでもないことでありますよ。先程言いましたね、これ、合併協議会自体が、これ権威もなくなるし、もう根底から崩れますよ。私は、それはいかにあなたが言われても、私としては絶対にそういうことは認める訳にはいかない。これはやはり合併をするという大きな大義の中では、これを曲げたら大変ですよ。浜坂町の皆さんも、合併は必要であると言いながら、ここに今、焦点が来とるんですけど、しかし、これは私は委員の一人として絶対に認める訳にはいかないという意見を申し上げて、この前も申し上げましたけど、これは町長さん、こういう問題は私は取り下げさせていただきたい。私の方からお願いしますよ。

松元議長 案件が集中しておりますので、皆さん方の意見をお聞きしてということにしたいと思っております。一問一答でなく。よろしいですか。

中田委員、どうぞ。

中田委員 失礼します。田中委員の言われることもよくわかるんです。それは過去の経緯をずっと積み上げてきて今日があるという経緯もわかるんですけども、今後のことということを考えたときに、じゃあ、それができるのかという心配をまず、私は思うんです。幾ら調印はしても、浜坂の議会が否決すればできないんじゃないかと。じゃあ、浜坂の議会を悪者にして、合併は流れたんだというふうにおさめるんですか。私は浜坂の委員として、ちょっとそれは賛成できないと思います。

松元議長 馬場副会長。

馬場副会長 私の方も発言をさせていただきます。

今、この浜坂町の議会で、このままですと議決が得られないということで名前を再考する。仮に名前を再考したとして、温泉町の議会が、あるいは温泉町の住民の皆さんが、そして私ども温泉町の執行部が、そのことを受け入れられるというふうにお考えなのでしょうか。私は、この合併協議会のルールとして、手続として、手続的正義を踏ませていただいた、その中での決定だというふうに認識をさせていただいております。

浜坂町の皆さん方が町名の再考、温泉町はそれを何の問題なく容認をするというふうにお思いなのでしょうか。実は、町名の再考という話が持ち上がりましてから、私の方には町民の皆さんから、名前を再考することに決めたいですかという問い合わせ、しきりであります。私は、名前の再考ということを一度も申し上げたこともございませんし、中村町長の方からこの要請をされたというふうにも認識をいたしておりません。あくまでこの合併協議会の中での決定でありますから、それはそれで十分な重みがあるというふうに認識をさせていただいております。決してそこで、ぜひ、誤解のないようお願いをしたい、名前が再考されたら浜坂町はそれでおさまる、温泉町もそれでおさまるというふうにはぜひおとりいただかないようお願いをしたいというふうに思っております。

松元議長 ほか、御意見ございますか。

田村委員。

田村委員 浜坂町の田村です。浜坂町の議会のことで、大変、新聞紙上、皆さんに御迷惑をかけておるということになっております。私は、うちの町長は、会長でありながら今のようなことを申し上げるといことは、私はこれは許してはいけないことだと、こういうふうに思っております。浜坂町議会においても、町長は温泉町という名称になったことについての説得するといいますが、そういう様子は伺うことはできません。

私は、1号委員、2号委員ということで浜坂町の議会の委員会室に寄ってお話ししたことがございます。その内向きの話と外向きの話と、この二面性を持った話をしておるということになると、これはいつまで協議しておっても、これは平行線ですよということも申し上げたことがございます。そういうことで、内向きの話というものがすべて自分のものというようなことを考えられて、その言葉が災いをして、うちの議会では背信行為というような言葉さえ出てまいります。そういうことで町長も議長も非常に立場に困っているというのが現在の私は実態であろうというように認識をしております。

新しい名称になぜなったんかということ、先程、申し上げましたように、町長は一つも説明ができん訳です。7月の9日の日の発表した両町長のああいう互譲の精神とか、ああいうことのみで、こういうなかなか名称という問題では非常に難しい問題が互譲精神だけで決まったという、その互譲精神の中身そのものが僕はもっと紐といていただきたいなあと思っております。この互譲精神に至るまでには、非常に私は苦労があったと思います。

例えば、6月の16日にも私は申し上げましたけれども、合併協を立ち上げる時点では、非公式、公式問わず、そういうことも話し合っておったんじゃないかとか、そういう話もいたしました。ですから、私は今になってこういうことが、すべてもう合併協で現行名を使ったら、使う使わんの話というもんはもう過ぎて、そこは皆さんが了解のもとでやってきた訳です。私はその現行名を採用したことから、ああ、これは2つのうち、どちらかが一つ、一人、貧乏くじを引かないけんということは観念をしとった。私はずうっと観念しておりました。そういうことはわかり切った話なんですわ。ですから、私は前におられる4人に、なぜ、温泉町にしたんだということ、うちの町長がうちの議会に帰って、その中身が十分説明ができるようなことをして統一をしていただいて、今日ははっきり申し上げていただきたいなあ。この発表は、これは馬場町長にお願いしたいと思う。

それから、物事を決めるには絶対悪があったり必要悪があったりします。私は結論的に言って必要悪を選んだと、こういうふうに解釈しておりますので、そこらも含めて、一遍4人で御相談をしていただいて、皆さんに報告してやって、うちの町長がうちの議会に帰って十分説明し、説得ができる材料を与えていただきたい、こう思います。よろしく願います。

松元議長 提案が一つあったんですが、このことについて我々で協議せということだったんですが、それに関連でということによろしゅうございますか。

中井委員、どうぞ。

中井（登）委員 浜坂町長としての立場で、会長にお伺いしたいと思います。

現実的に判断をいたしますならば、温泉町という交渉相手があって、しかも議決の済んだ案件を白紙に戻そうというのは、誰が見ても大変厳しいことであるし、常識的ではありませんわね。それを、大多数の町民がそう願っておるところに書いてありますが、その名目であえて決断をされた中には、私は何かその裏に秘策をお持ちなのかなあと。何にもなしでぶっつけ本番では考えにくいんですが、何かお有りじゃないんですか。それをひとつお聞きしたいと思います。

もう一つ、残念なことです。この会が進んで、私は筋論は筋論として、浜坂町長としての決断ですから、悪くても情緒的になって守ろうとする気持ちはありますよ、それはありますから、採決になったときに、浜坂の委員が2名欠席しとるときに採決されたらどうするんですか、これ。そのことは問題じゃないんですか。仮に採決、再議するとしたら、2名不足してるんですよ、うちは。この問題は町長さん、問題がないんですか、これ。あなたに要望書を書かせた議会は、採決に加わって2名足らんといったら誰の責任ですか、これ。私たち浜坂の代表委員は、あなたに浜坂町長として胸が痛むから賛成の動議を出したとしてもですよ、議長がそれを甘く理解されて採決に入ったって、通るはずがないじゃないですか。この2名の同志の浜坂のメンバーは、一体何なんですか、これ。そこを知らながらあえて出すということは、私には合点がいかん。10対10で、もう一度原点に戻るならわかる。足りませんよ、2名。最低でもドローでしょう。それができない、これは問題じゃないんですか。150%譲歩して、私はそう発言します。終わりです。

松元議長 まず、それぞれありますが、皆さんからさらに意見があれば、ここで聞かせていただきたいと思います。

田中要委員。

田中（要）委員 1つずつじゃなくて、今、重要な問題がでとる。私は後から発言させていただきますけどね。今、あれもこれもそれも聞いといてね、十把一からげで言われたけえって、誰の発言に対して、誰が誰の答えたんだかわかりませんわ。やっぱり1つずつ言っていていただかんと。田村委員は4名の代表として温泉町長にどういう経緯だったか説明せえと言った。

松元議長 わかりました。私どもは、これを議題として扱うか扱わないかということから始まってありますんで、皆さん方の意見をお聞きしてということで始めたいと思っておりましたが、確かに中身がいろいろ出てきましたんで、ここではあれしたいと思います。

田中委員。

田中(要)委員 この要請書を議題として扱うかどうかという御発言がありましたので、私は温泉町議会の特別委員会として、それぞれ今日まで誠意的にやってきた経緯というものを私は重んじておりますから、したがって発言をしたいと思うんですが、去年の10月に協議会が発足するまでに、温泉町も9月議会の中で2町の合併協議会を立ち上げるかどうかという論議の中で、5町合併のような状況というのを想定すると、そんなに軽々にやるべきではないと違うかという意見もあった。その中で、中には合併そのもの自身に反対するという議員も、はっきり申し上げて3名おるんです、決をとりましたから。したがって、そういう中で、合併というのは今日の状況を勘案すると、遅かれ早かれやっていかなきゃならんという大義に基づいて合併協議会の立ち上げをやった訳であります。そういう中で協議会の発足をし、この協議会も合議体であるとするなら、我が温泉町議会も合議体であります。したがって、反対する委員あるいは議員の各位も、それぞれ協議会の内容について説明を当局からし、我々も委員として温泉町に帰れば説明をする訳でありまして、したがっていろんな発言はあるけども、時として決まった部分については協力を願っております。そして意見、提言、建設的な意見もいただいております。

そういうふうな中で肅々と今日まで来て、第11回、本日12回の合併協議会に来た経緯というのを、私は、温泉町議会の一議員としては、ないがしろにされるということについてはいささか心外であります。したがって、今回の要請書、合議体として決めたものが事として白紙に戻すというふうなことになってまいりますと、一から白紙にしてくれと私は言いたくなる、はっきり申し上げて。この問題だけじゃありません。これまで決めたこと、全部白紙にしてくれと。そのことを私は会長、副会長、きちっと心に持っていただいておりますなら、何をやっていただいても結構です。温泉町に帰って、私は申し上げます。村の会議よりもひどいもんだと私は申し上げたいと思います。したがって、私は2号委員として、議会の特別委員会の委員長として、この要請について、どの顔をぶら下げてこの要請書を持って帰ることはできませんので、そのことだけは申し上げておきます。

松元議長 暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

松元議長 それでは、会議を再開いたします。

先程、こちらの4名に対しての回答を求めておられる件もありましたので、その件についてお願いいたします。

馬場副会長 それでは、先程、田村委員の方から御質問のありました件につきまして、この4人で協議した内容ということですが、これは会長の方も7月の9日の日に発表されましたように、新しい町の展開をどう図っていくのかというときに、但馬における、このエリアにおける今後の存在意義、存在価値というのは、観光を主力としていかなければならないであろうということについて、現実には浜坂町、温泉町という二者択一の中で、よりアピールできる、PRできる、また、現実として全国的に認知をどれだけされてるのかという判断の中で、それは意見は分かれるというふうにも思いますが、相対的にこの温泉町を選択すべきであろうというふうな方向づけをさせていただいたということでございます。

それから、その前段の経緯の中で、合併協議会を立ち上げる段階で、少なくとも2町で合併協議会を立ち上げるからには、その中心テーマとなります役場本庁舎、新しい町の名前について事前のやりとりがあったのかということ、これまでも多くの皆さん方から尋ねられたところであります。それについて、明確な確約をして本庁舎が浜坂、名前が温泉町というふうにお互い交わした訳でもない訳でございますが、意識として、これは5町合併の協議の段階から、庁舎について現浜坂庁舎を有効利用していく、名前について、先程、申しあげましたこのアピール、PR、それから現実を分析する中で温泉町ということ、これはどこまでその意識の中にあるのかということについて明確に説明できない側面はございますが、お互いに意識をしていたということについては、これはそういう考え方も当然、あったというふうに思っております。

松元議長 よろしいでしょうか。

これらを踏まえて、皆さん、さらに御意見ありましたら聞かせていただけたらと思います。

会長。

中村会長 取り下げるべしという御意見もありましたし、町長や議長が浜坂町議会の中でもう弱って、困ってという御意見もありましたが、私は議会からそういうこともあるのは事実であります、何としても2町合併をする上ではこういう再考をお願いしたいというふうに思っております。困って弱ってと、覚悟はしておりますから、いろいろな関係でそれはいいんですが、この合併を成就するためをお願いしたいというのが本旨であります。町長が協議会の会長をしとってこういうことを言うのはおかしげな話であることも十分承知をしておりますが、そういうことで、あえて出させておいておるというふうに思っております。したがって、取り下げじゃなしと、結論を協議の中で出していただきました

いというふうに思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

松元議長 田中董委員。

田中（董）委員 あのね、町長さん、あなたは今、本当に2町の合併は成就をしたいんだと、そして2町の合併を成就するために、私はあえてこういうことを皆さんにお願いするという意味のことを言っておられましたけど、先程、温泉の町長が言っておられた意味をよく理解をしてみてくださいよ。じゃあ、浜坂町の議会は、今、言います名前を撤回をして、温泉町の議会がそれを承認ができるのか、温泉町がそういうことで本当に内政に何ら問題がないのかということ考えたとき、これはよく考えてみられたら、こんなことができっこない。一たん決めたことをね、そういう私は軽々しいことではなくしての、これは、やはり、今日は取り下げられた方がいいことないんですか。これ、今、何時間ここで論議しておっても、これは前に進みませんよ。そういうお考えはないんですか。やはり、本当に合併を成就するためには、会長としてよく私は考えていただきたい。だから、今日のこの要望書ですか、これは取り下げられるべきだと思う。そうしなかったら、今日、この合併協議会自体も前に進みませんし、本当に根底から崩れますよ。これはね、本当に冷静に考えていただいて、どうでしょう、そういうお考えはありませんか。そうしなかったらこれ、今日、ここの合併協議会、おさまりませんよ。ぜひ、これは取り下げてください。

松元議長 中井祥三委員。

中井（祥）委員 会長としてお尋ねしたいと思います。

田中委員も先程、おっしゃいましたが、あなたは会長として、この提案をなされて、これを聞き入れていただければ合併が成就しないというふうにお考えになっとられる訳ですね、そういう提案をなされとる訳だ。しかし、先程からの皆さんの意見を総合する中で、じゃあ、逆にあなたの提案されたこれが正式に協議の場にのったとしてもですよ、合併が成就すると判断される訳ですか。いかがですか。会長としての考え方をお尋ねしたいと思います。

松元議長 会長、どうぞ。

中村会長 確かに会長として、会長としてじゃないですけど、町長としてこういうことを申し上げるということは、これは大変、今まで積み上げてきた中で正しい方向ではないということはおわかっておりますが、このまま協議会のルールにのって進んできて、もう一回ぐらいでほとんどの協議が済む訳でありますし、これで一つの、普通だったら調印というようなことで議会議決ということになる訳ですが、最後の展開を考えたときに、調印は

しましたにしても、最後にそれが、この合併が成就できんということを痛感し、苦渋の中でこういったことを出させていただいた訳であります。先程から田中委員も言われる、おかしいだないかと、撤回せというようなこともある訳ですが、私はそうじゃなしと、協議会の中で諮っていただいて、中井委員が言われたように2名の欠席もある訳ですが、十分議論いただいた中で、これが否決とかどうだとかということを決定的に決することしかないなというふうに思っております。ただ、その場合に浜坂町の議会の議員としての最後の議決が、はっきり言いますが難しいと、駄目だというふうに理解しております。じゃあ、温泉町に持っていき同じことを、舞台を移すだけじゃないかという御指摘の、十分そのことも考えられますが、名称の再考というのは温泉町と、何かの形でこれで、両町がこれだったら、まあ、許されるというようなことが再考できんかなというふうに願っておるものであります。私がほんなら撤回して、いや、もう申し訳ないと言っても、そのことが起きるといようなことはもう明らかで、十分、今まで話し合ってきましたし、協議もしてきましたから、そのことを申し上げる訳であります。提案しとることが正当で正しいということはないということは十分承知しながら、お願いを申し上げとるものでございます。

松元議長 中井登委員。

中井（登）委員 中井です。問責決議案を出された丸山議長に対して、大変失礼というか、厳しい質問になるかもわかりませんが、答えられたら答えてやってください。

先回の会議で、私は議長にお願いいたしました。松元議長は聞いておられたんで、いつ取り上げていただけるかなと思って待ってたんですけど、全然、取り上げていただけないんで私の方から発言するんですが、先般、私は浜坂の議長に対して、議会の本当の思いを書面で伝えてもらえませんか、どこを克服すれば、どこを変えれば法定協議会に持ち込めるでしょうかということをお願いしたんですが、それもなし。ましてや、それを町長に二人役をさせた議会。今日、もしも、先程、言いましたけど、採決に入ったら、どうなるんですかね、これ。議会がそこまで町長を送り出して、白紙という大きな問題の案件に、採決に入らせたときに、かわりの委員も出せないような浜坂議会でいいんでしょうか。私はあえてそこを浮き彫りにさせていただきたい。議長さん、これは、そのところをやっぱり議長さんから説得なさるべきでなかったでしょうか。気持ちを、もしもお聞かせ願えたら聞かせてください。

松元議長 丸山議長。

丸山委員 前回の協議会の中で、中井委員より条件を出してこいと、そういうお話をい

いただきました。その中で、議会が何を考えてるんか、どういうことを解決策としてあるんかと、こういうようなことをおっしゃられた訳ですけれども、議会としては何ら出す必要はないと。そもそもこの原因は議長と町長にありますよと、我々議会にはありませんと。そういった中で、町長も要望書等についても議会でということ言われたですけども、やはり、議会としては、一切うちには責任ありませんよと、すべての責任は町長、議長ですよということの中で、そういったものは出さないということ言われました。

それからもう1点、うちの議会の中で非常に強く厳しく言われたのは、3号委員さん10名の連名の中で出された8月13日のチラシについて、町長もその場に同席したということの中で、かなり町長も言われたという事実。それから3号委員さんの方々がどういった気持ちで出されたのかということも聞いてみてくださいというようなこともありましたので、もしあれでしたら、座長さんの方からお答えを聞いてみたいというふうに思えますし、そういったことの中で、うちの議会の中では、私あるいは町長が議員のこういった空気も知っておきながら、議会内の空気を知っておきながら、一度も温泉町と言ったことはない、我々は。そういった中で温泉という名前を決めた責任は、先程も言ったとおり町長、議長にありますよということの中で、説明不足等もあったという中で問責決議案が出されたということは事実であります。

松元議長 中井委員。

中井（登）委員 1つ目の御質問の3号委員のチラシ問題についてですけども、あれは、そのまま素直な書いてあるとおりでございます、何の他意もありません。あれは広報して、町民の皆さんにこういう流れの中に事が起きていますよと、そのときに結果が出てから2名の委員さんがいなくなりましたと。2名の委員さんをほったらかしにして合併の審議はできませんがね、どうお考えでしょうかということ披露しただけのことでございます、それだけの他意しかありません。

それで、一番大事なことは、私は正直に申し上げて、今日は温泉の委員さん、私も同じだと思うけど、もしも、浜坂の議会の委員さんが町長さんがおっしゃるとような要望書を出されたら、質は変わってますよ、これ。受けとめ方が全然違いますよ、これ。お二人の委員さんが同じことを繰り返して、町長さんがお書きになった文章を、同じ内容であったとしても話しておられたら、受けとめ方がずうんと違うと私も感じました。この辺にも問題はありやせんのかということ御指摘しただけのこととして、何でも議長、町長が責任を負うて事が成就するとは私は思いませんがな。

松元議長さんに、この際ですからお聞きしたい。3号委員の座長として要請をいたしましたときに、両方の議会の議員全員が集まって協議なさることも一つの方法ですよと私は申し上げた。実現させましたか、それ。もし実現してなかったら、何が原因でできないんでしょうか。松元議長さん、どうでしょうか。

松元議長 確かにそうって言われたことも覚えております。しかしながら、もう既にその時点では両者が固まっておると、意見が固まっておると。先程から出てますように、下げろというなら温泉町は今度は逆に反発的になってしまう。議長、町長と話しながら、その解決策が本当に会ってできるのか、それが疑問に思われまして、かえって荒立てるだけだということで、それまでの段階ではそれぞれの町で話をしながら、協議会あるいは特別委員会で話をしながら、この方法を見出すしかないなという判断をしたということでお話しさせていただきたいと思います。

中田委員。

中田委員 失礼します。今日のこの要望書の取り扱いについてでございますけども、一度持ち帰って協議していただいたらどうでしょうか。というのも、これが提出できないということになれば、浜坂議会、必ず否決しますね、合併に対して。受け取れば温泉町の方もうんとは言わないだろうと。何を意味をするかということをお聞きして、これからどうするかということも考えていただいて、この取り扱いを考えてはどうでしょうか。

松元議長 ただいまの意見は、この要望書を取り下げろという意見でございますし、またこれに対して皆さんの御意見もあると思いますが、当局で思われること……（発言する者あり）持ち帰ってということですか、持ち帰れということですかね。今日は結論出すなということですか。取り下げろという意味じゃないんですか。お願いします。

中田委員 失礼します。今日、結論出してしまえば、すぐ結果が出ますよ。それでもよろしいのなら出してもいいと私は思いますけども、本当に二者択一のとこまで迫るとるんですわ。協議会ももう終盤を迎えとるんでね、こういうことを長いこと続けるというのは余り私も好みません。言ってみて税金の無駄遣いなんで。本当に田中委員さんが言われたように、これを受け取るなら、もう一度さらたに一から委員を全部入れかえてやり直すならやり直す、だから、私は4月1日に合併ができるんですかというふうな意見を言ったんです。

松元議長 ただいま中田委員からの意見もでございますが、これらに関して、また、御検討……。

田村委員、どうぞ。

田村委員 町長も、いろいろ委員の中も話があるんだけど、終着駅を見て物を判断せというようなね、そんな言い分はあらへんで。もともと会長にしても、これは名前が温泉町だったら、もういけんでという見定めをして、終着駅のどこまで考えとって、我々に協議させたっちゃ、どういう責任とってくれるん。そんな心配があって、最終的にはいけりゃあへんで、おまえら元気出いottaって、しまいにはあきやへんもん、何言っとうだいやっちな話、わしらの方にしてもらわなゝ困る、ええかげんな話は。努力してね、努力して努力して、その上についていうのなら、僕わかる。終着駅はもう見えとるでと、はっきりしとるものを、おまえらは何をそがに労をかけるだいやって、わしが言っとなることが本当になるだでっちな話はあらへん。そんな話するなら根底から崩れる。要約したらそのとおりなんだ。そんな話はあらへんで。失礼な話だ。

松元議長 岡田委員、どうぞ。

岡田委員 私も先程から会長である町長のお言葉をお聞きしておりました。本当に会長としての責任をお持ちの発言だろうかなあということで、実は私は耳を疑いました。言葉の中では合併を成就しよう。そのことはいいいんですけれど、最後の武器の、このまま進んだらどうにもなりません、浜坂の議会の同意は得られませんということを会長であり町長であられる方が発言すべき内容でしょうか。私は今、中田委員や田村委員の方からお話がありましたように、私どもは、やはり、温泉町民ですので、今、そこの浜坂の方の内容まで入り込める立場ではございません。ですから、もし、さきの中田委員のお話のように、持ち帰って努力することによってその道が開けるなら、私は、やはり、そういう道を選んでほしいと思います。

私どもが今、先程の会長のお話のように結論を出せと言われるなら、ルールに従ってきっちりと決めてきたことを、今、何をおっしゃっとなんですかと、ノーと言いますという返事になります。しかし、かすかな明かりがもし見えるとすると、浜坂の3号委員さん、また2号委員さんの御意見をお聞きされて、やはり、浜坂町のトップとして努力をしていただきたい。その気持ちでいっぱいあります。

松元議長 ほか、ありますか、今の関連で。

熊本委員、どうぞ。

熊本委員 浜坂の熊本でございます。もういろいろありまして、町名の投票のときには私用のためにおりませんでしたですけども、いろいろな協議で理路整然と男の人みたいに

なかなか言うことはできませんけども、ここまでになって、こんな状態で合併してもいいだろうかという気持ちでいっぱい、もう本当に朝から晩まで今日もこんな協議しましたのに、本当に最後に浜坂町の議会が承認を得られんということは、本当にどうなるだろうかと思って、私は本当に若い人と交代したいという気持ちは前々からありました。議長の顔を見て、一口言いたいなあと言いながら、やっぱり男の人のような、さっとすぐに反応ができませんので、そこまではできませんでしたが、この間の新聞を見て、温泉中学校の統合が夢が丘中学校になったということで、そういう本当にすばらしい名前になったということは、温泉町にはこだわってないんだから、ひょっとしたら、今、今日のあのもんはひょっとしたら受け入れていただけるかなあと思います。両町がやっぱり心を一つにして合併するのがいいと思いますし、やっぱりどんだけ協議してみたところで話し合いがいいようにいかんようなら、本当にどんな苦労もしても、浜坂町も町長がそういうことなら仕方なしにでも冷や飯食べんならんと違うでしょうか。何とかもう一回、温泉町もいろいろあると思いますけども、そういうところもちょっと話してみただいて、やっぱり受けられんなら受けられんように、またしたらどうだろうかと思います。何とかいい方向で、合併は本当に大事だっちゃんことは私も日頃にちょいちょいと話はさせていただいておりますけども、ここになって、まだ、こんなことで合併しても、次の合併してからの町がいいようにいくだらうかっていうことの方が心配で、今日の発言をさせていただきました。どうもありがとうございました。

松元議長 西脇委員。

西脇委員 大体意見は出尽くしたように思います。それから、先程、いろいろと意見のあった中で、浜坂の中井登委員のおっしゃったことは、非常に重要な位置を占めておると私は思います。町長が今日、この提案を出されて、ここに浜坂の議員2名も揃っておれば、本当に意義がある提案だというふうに思います。今日、切った張ったの結論を出すでなしに、重要事項であり、今まで手続的には踏んできとる訳ですから、それを差し戻そうと思えば相当なエネルギーが要るとは思います。ただ、その体制が整ってないというふうに感じれますし、合併協議のスケジュールに沿って、今日も膨大な案件を協議してまいりました。ゴールに入って、最後、誰が勝つか負けるかというようなレベルでなしに、ゴールが見えてるとい話は非常に寂しい思いでございます、協議を重ねてきた経過をきちっとお互いが理解しとる訳ですので、次回、欠席の委員に出ていただいて、きちっとしたけじめをつけたらというふうに思います。以上です。

松元議長 ほか、ありませんか。

今までそれぞれ皆さんにお話ししていただいております。そうした中で、早急に結論を出す問題でもないと思いますし、出せる状況じゃないということは皆さんの御意見のようでございます。本日はこういった案件がそれぞれお話しただけた、このお話しただけたということにおいて、さらにこの件につきましてはそれぞれの町に、それぞれの事情を抱えながら、いろんな話し合いができる機会があるかと思っております。この件について、次回の協議会で再度検討いただくということでいかがでございましょうか。

中井祥三委員。

中井(祥)委員 今日、結論の出る問題でないということは私も承知いたします。しかしながら、先程からの浜坂町の町長、議長のお話を聞いてますと、じゃあ、次回までに何をなされようとしておられるのか、私には全く一つも見えない訳ですよ。それが若干でも見えるなら、私は期待したいというように思います。

松元議長 私の思いは、先程、言われました、とにかく委員2人が出てきていただくという前提を持つての話でございます。それがなければ、話はまた別になってくると思いますが、それを期待しながら、次回にということではしております。

田中委員、どうぞ。

田中(要)委員 私は、これを持ち帰ってというような状況、温泉町の、仮に10人の協議メンバーにそれぞれ話をし、そして議会の中や町民の皆さんに、この要請書を披瀝したというような状況下の中で、次回に持ち込んだとしても、これは申し訳ないけども堂々めぐりと。だとするなら、私はある一定、この協議会において、この要請書についての取り扱いはそれなりの答えを出さんと、先延ばし、先延ばし、先延ばしということになってしまうと思います。したがって、この要請書を採択するか採択しないか、その辺のところまでいきとせまいませんと、次回になったらどうなるんかというような光が見えるんでしょうか。私はどうも心配でなりません。

松元議長 田中委員の意見が、今、出ましたが、皆さんの方はいいがでしょう。

田村委員、どうぞ。

田村委員 2人の委員に出席を求めたいという意見もあるんですけどね、前にお座りの方が何回となく当たってみて、そういう出席してくれる可能性があるんですか。今、申し上げるとような委員の意見を申し上げたときに、出ていただけるという可能性があるんですか。可能性があるということになると、出てきてもらった以上は、条件を私たちはつけ

るんですよ、今度は。出てきたときには。ずうっと過去の経緯、協議に加わっているいろいろな意見申し上げると、その中身から言ったら同一のものになっちゃうんですよ。そうしたときにどうされるですか。何でも出てもらったらいい、いい言うけど、出てもらった以上は、この人にならなあかんですよ。そこがわかっていただいとるから、出てこられんじゃないですか。以上です。

松元議長 それぞれの意見がございます。私のあつ旋案もありました。提案したような訳でございますが、それぞれまた今の意見もございます。さらに御意見があれば、加えていただけたらと思います。

岡田委員、どうぞ。

岡田委員 どうも私は本当、先程、浜坂の3号委員さんあたりの発言が、少しでも本当に前向きな協議が浜坂の中で、内部でやられるとするならということの前提で、私は今日、延ばしてもらってもということで申し上げましたが、前にお座りの会長なり議長の方がその気持ちが全くないとするなら、いかに先送りしてもどうにもならんと思うんですわ。その意気込みだけは、ぜひ、うちの、先程、中井委員の質問がありましたが、その意気込みが感じられんとするなら、私は今日、そんなものを延ばすというようなことについては不必要だというふうに思いますので、取り下げしていただくか、もうそれとも結論出すかということにならざるを得んと思います。しかし、私は先程、申し上げましたように、温泉町の3号委員の立場ですから、十分に浜坂の状態がわかりかねますので、浜坂の3号委員さんの方から御意見が出ましたから、その一縷の望みでもと思って申し上げた意見ですので、何にもないとするなら延ばしてほしくないです。

松元議長 暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

松元議長 それでは、会議を再開いたします。

協議会長より提案がありますので、お聞き願いたいと思います。

中村会長 先程、私が結論を出したような意見を申し上げましたのは、これは確かに御指摘のとおりでありますので、お詫びを申し上げたいと思います。

一つ、今、こういった提案をさせていただいて御迷惑かけておりますが、次にも何件か合併協議が残っておりますし、留保していただいて、できましたら次に結論を出していただきましてありがたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

松元議長 ただいま会長からの提案でございます。今日の要請について審議するかどう

かという一つの課題でございましたが、皆さんの御意見もそれぞれありますようですし、浜坂の中のこともあります。その件を含めて、次回に持ち越して判断を願いたいと、そう思うということでございますので、皆さんの御了解を得たいと思いますが、いかがなものでしょうか。了解いただけますか。

西村委員。

西村委員 西村でございます、温泉町の。ただいま会長さんの方から次回にというふうなことをおっしゃいましたんですが、果たして次回に明かりが見えますでしょうか。私は前回の協議会で、協議会の重みはどこにあるのかと。ですので、2人の委員さんにぜひとも出ていただくように、熱い思いで御依頼をしてくださいとお願ひしたと思ひますけれども、やはり、今日もお顔が見えませんでした。そうしたところにこの要請書というふうなことで提示があった訳なんですけれども、それで今回、決まらなくて、次回にこれをじゃあ、再度、継続審議で出すというふうなことになったときには、果たして会長さん、結論が出るとお思ひでしょうか。私は、できるならばここで結論を出していただいた方がいいじゃないかなと。これはあくまでも私の意見ですけれども、やはり、会長さんには汗をかいていただいて、取り下げていただくという方向にならないものかなというふうに思ひます。以上です。

松元議長 ただいま西村委員からも出ておりますが、皆さん、会長の意見と今、西村委員の意見がありますが、これまで多くを語っていただいております、そのどちらか、今の2つの方法しかないと思うんですが、皆さんに御判断をいただきたいと思ひますが、挙手でもってお願いしましょうか。

田中委員、どうぞ。

田中(董)委員 私は、両町長にお聞きしたいと思ひます。今日の新町の名称の要望書が次回まで、さっきも皆さんの意見がありましたように、本当に浜坂町、温泉町でこれを持ち帰って、本当に温泉町は、じゃあ、この要望書の検討をして何かいい答えが出るのか、浜坂町もそれだけの努力をされて、次にはこういうことかというようなことが出るのかということを考えるときに、私は会長である、本当に大きな責任を持っておられるあなたは、事の重大さ、合併を本当に進めるならば、私は今日、この要望書は取り下げていただきたい。これ、両町長にお聞きします。本当にこれを持ち帰って、次までに努力をするということなんですか、どうなんですか。努力する余地が温泉町にはあるんですか。浜坂町も、じゃあ、浜坂の議会の皆さんに対しての、本当に融和策というんか、そういうこ

とができるとお思いですか、それを聞かせてくださいよ。

松元議長 会長。

中村会長 内部の調整会議は十分させていただき、議会等の議長もおりますから、報告やら、そういったことは、実態はできるというふうに思っておりますが、それによって新たに新しい提案がというのは難しいと思っております。

松元議長 温泉町長。

馬場副会長 温泉町におきましては、これを持ち帰りまして、何ら善処、また進展を図れるというふうには考えておりません。

松元議長 田村委員。

田村委員 うちの町長にね、ここで決をとったときに、まず、あなたの気持ちにそぐわないという結果が出ると思うんですよね、僕はそう思っとるです、わからんけどね。そういうことになるよりも、ここは控えて、帰ってあなたの責任で今度は議会の方を、今度、空気は十分承知なさっとんなるですから、議会の方をあなたが責任を持つと、こういうことにされたらどうですか。あなたが責任は持つと、否決されることよりも、私はあなたにそういう道を選んだ方がいいなあと、こう思っとるです。荷が重たくても、あんたが責任を持つと、こういうことにした方がいいじゃないですか、否決されるよりも。

松元議長 では、会長より答弁いたします。

中村会長 私も結論はどうなるのかなというようなことは予想はつきませんが、こうして提案させてもらって、実態やら、そういう空気はもう十分わかっておりますから、持って帰って内部で相談したりや、議員さんにもできたらそういったことで相談をして、また次に、同じことになるかもしれませんが、御報告も申し上げ、結論を出していただくようお願いを申し上げたいというふうに思っております。

次といっても、ずうっと先じゃなしとに、すぐ、次にまたあると思っておりますから、残された協議もして、今日の継続になったものもせないけんと思っておりますから、そういった方向で留保というようなことでお願いしたいと思っております。

松元議長 ただいま会長からの提案でございます。今日の経過を持って帰って、さらに議会、あるいは内部での相談をして、次回にしたいという申し入れでございますので、これを了解いただけたらと思っておりますが、いかがでございましょうか。

じゃあ、特に御意見、発言ないようでございますので、了解いただいたということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、この件は、次にまた、御相談願うということをお願いしたいと思
います。

それでは、案件につきまして、すべて終わりました。

事務局の方から次回の予定についてお願いいたします。

阪本事務局長 では、次回の開催につきまして提案説明させていただきます。

日時が、平成16年9月15日、水曜日、13時30分から。

場所につきましては、温泉町の夢ホール。

協議事項につきましては、新町建設計画（その8）について、町名・字名の取扱いにつ
いて、それから本日、継続協議となりました協議第44号、消防団の取扱いについて、協
議第54号、住民関係事務事業の取扱いについて、協議第55号、環境関係事務事業の取
扱いについてということをごここに追加をさせていただきたいと思ひますし、今、ありまし
た報告関係の新町名称に係る町長からの要請書につきましても、ここに加えていきたいと
思ひます。

本日、継続になりました分につきましては、資料が、事前配付が間に合いませんので、
できましたら当日配付にさせていただきたいというふうに考えております。ですので、事
前配付させていただくのは、分厚いですので、新町の建設計画（その8）についてという
分だけを事前配付させていただきまして、残りの分につきましては当日配付させていただ
きたいというふうに思ひてます。よろしくお願ひします。

松元議長 以上でございます。

それでは、閉会に当たりまして、副会長より挨拶をお願いいたします。

馬場副会長 それでは、本日は朝9時半より、また、時間延長もいただきまして、調整
項目、協議項目につきましては精力的に御議論いただきありがとうございました。また、
最後に浜坂町長、中村町長の方から要請のありました件につきまして、少しもやもやした
感じで本日閉じる訳でございますが、それぞれに、それぞれの思ひを凝縮をしていただき
まして、次回、明確な方向づけということをお願いをしたいというふうに思ひます。「海・
山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷」の実現に向けまして、一層の御尽力を心よりお願
ひ申し上げまして、本日の会を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

松元議長 御苦労さんでございました。これもちまして閉会いたします。